



寒川町
総合計画

まちの将来像

『 つながる力で 新化するまち 』

Samukawa Comprehensive Plan 2040

寒 川 町

総 合 計 画

2 0 4 0

序論

基本構想

第1次実施計画

 寒川町

目次

序論

- I 計画策定の意義
- II 寒川町のすがた
- III 計画策定の背景
- IV 計画策定の考え方

基本構想

- I 計画の名称
- II 計画の構成及び期間
- III まちづくりの理念
- IV まちの将来像
- V まちの将来の人口と都市構造
- VI 基本構想の体系図

第1次実施計画

- I 第1次実施計画の概要
- II 財政計画
- III 進行管理方法
- IV 計画の体系
- V 施策及び事務事業
- VI 施策目標を支える組織の業務目標
- VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)
- VIII 寒川町におけるSDGsの推進
- IX 行政サービス改革に関する取組



序論

- I 計画策定の意義
- II 寒川町のすがた
- III 計画策定の背景
- IV 計画策定の考え方

目次

I	計画策定の意義	3
1.	総合計画策定の根拠	3
2.	総合計画策定の趣旨	3
3.	総合計画の役割	3
II	寒川町のすがた	4
1.	位置と地勢	4
2.	あゆみ	4
III	計画策定の背景	6
1.	人口推計	6
2.	財政状況の経過	10
3.	社会経済環境の変化に対する認識	11
IV	計画策定の考え方	16
1.	寒川町総合計画 2020 後期基本計画の振り返り	16
2.	寒川町総合計画 2040 策定の基本的な考え方	16
3.	寒川町総合計画 2020 後期基本計画の特長	17
4.	「みんなでつくる総合計画」	18

I 計画策定の意義

1 総合計画策定の根拠

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。」とされてきました。しかしながら、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫して、できる限り地方自治体にゆだねることを基本として国と地方の役割分担を徹底して見直す中で、平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、基本構想の法的な策定義務が廃止され、市町村自らが計画策定の要否を意思決定する必要が生じました。そのような状況の中、引き続き総合的かつ計画的な町政運営を図るために、町の最高規範である自治基本条例に総合計画策定の根拠を位置付けることで町の最上位計画としての役割を明確にしました。

2 総合計画策定の趣旨

本町では、昭和45年（1970年）に最初の総合計画を策定してから平成14年度策定の寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」まで通算5回にわたり総合計画を策定し、それぞれの時代背景や町の現状を踏まえて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

社会経済情勢の変化は著しく、少子高齢化の進行や環境問題の拡大、高度情報化社会の到来など様々な課題への対応が必要であり、また都市化の進展による都市基盤整備への対応や加速する核家族化などの進行による子育て支援や高齢者対策をはじめ、複雑かつ多様化する町民ニーズなどへの対応がさらに強く求められています。

財政についても先行き厳しい状況が予測されることから、効率的かつ効果的な町政運営がより一層求められています。

こうしたことを踏まえ、今後の社会・経済の流れや国等の政策動向などを的確に捉えつつ、寒川町が快適で住みやすく、さらに発展していくためのまちづくりの指針となるよう新たな総合計画を策定しました。

3 総合計画の役割

この計画は、こころ豊かな暮らしを実現するために、本町の地域特性を生かして魅力あるまちづくりを進めるための総合的、計画的な町政運営の指針であり、町の最上位計画としての役割を持つものです。



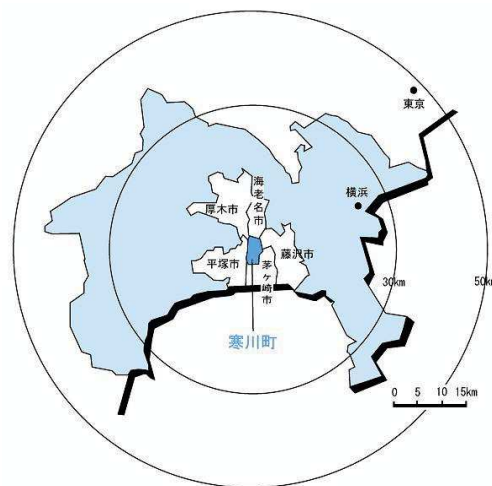
II 寒川町のすがた

1 位置と地勢

本町は、神奈川県中央部を流れる相模川の河口から上流約6kmの左岸に位置しています。町域面積は13.42km²で東西2.9km、南北5.5kmと南北に長く、首都圏50km・横浜30km圏にあり、東は藤沢市及び小出川を隔てて茅ヶ崎市に、西は相模川を隔てて平塚市と厚木市に、南は茅ヶ崎市に、北は海老名市にそれぞれ接しています。

標高は約5~27mで、おおむね平坦な地形で東部は相模野台地の南西部に位置し、そのほかは相模川、目久尻川、小出川によって形成された沖積低地となっています。

気温は温暖であり、首都圏の分散化に伴う産業や居住地として発展してきています。



2 あゆみ

明治22年に当時の11ヶ村が合併して寒川村となり、昭和15年11月に町制を施行して寒川町となり、その後昭和30年7月に相模川沿岸の中郡大野町の一部を編入しました。

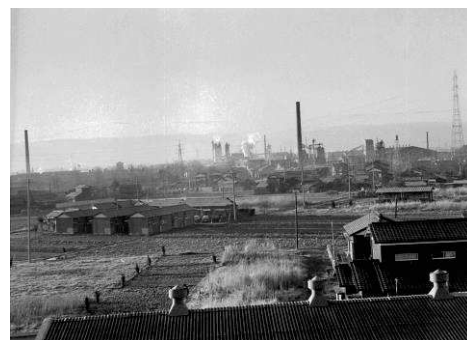
昭和30年代半ばからの高度成長期に伴い、町内にも相模川沿岸を中心に工場が相次いで進出し、併せて宅地開発が急速に進行したことから人口が急増しはじめ、昭和48年6月には27,200人を超え、神奈川県内で最も人口の多い町となりました。その後も増加傾向をたどり、平成17年には48,000人を超え、それ以降は微増で推移しており、令和元年には48,200人を超えています。

このような都市化の進展により、専業農家は大幅に減少しましたが、立地条件を活かした都市型農業として、栽培管理の向上により、施設園芸や花き栽培などが盛んに行われるとともに、地産地消が進められています。

町内を南北方向に走るJR相模線は、大正10年に茅ヶ崎・寒川間で開通され、大正15年には寒川・倉見間が開通し、昭和6年に宮山駅が開業されました。平成3年3月に電化されてスピードアップし、運行本数も増えたことで、町民の足としてより便利になりました。



寒川村役場(明治期)



林立する工場群(昭和48年)



JR相模線電化開業式(平成3年)

平成3年には県道相模原茅ヶ崎線の寒川地下道の開通、平成10年には湘南銀河大橋が開通するなど道路網も着々と整備されています。

平成8年に神奈川県が中心となって東海道新幹線の新駅誘致の一本化に向けて期成同盟会が設立され、本町も期成同盟会の一員として新駅設置の要望を行ってきました。この期成同盟会で平成9年11月に東海道新幹線新駅誘致地区が本町の倉見地区に決定しました。また、首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）は、東京都心に集中している自動車交通を分散し、都心の交通混雑を解消することを目的に計画された路線として、神奈川県にとっても、周辺道路の混雑解消や都市間の連携強化、産業の発展などが期待される重要な自動車専用道路であり、本町に2つのインターチェンジが設置され、その周辺のまちづくりを進めています。町内に2つのインターチェンジが設けられたことにより、町民や企業にとって交通利便性が大幅に向上しました。

さらに、平成10年に行われたかながわ・ゆめ国体に合わせ、寒川総合体育館とさむかわ中央公園が完成し、町民の憩いの場となっており、平成18年には、寒川総合図書館・寒川文書館が開館し、多くの方々に利用されています。

本町の玄関口となる寒川駅北口地区の土地区画整理事業については、平成4年6月に事業計画の決定を行い、以後26年の歳月を経て、平成30年3月に換地処分のお知らせがされました。この土地区画整理事業により、寒川駅前公園が完成したことで人々が集える場として活用されるとともに、駅前広場にタクシー乗降場所・バス駐車場、一般車両の駐車帯が整備されたことにより駅前の乱雑な駐車が解消され、歩行者の安全が確保されるようになりました。

平成30年には、さむかわ中央公園の中にパンプトラックさむかわがオープンし、若者を中心に多くの人々が自転車競技のBMXやスケートボードなどを楽しんでいます。

平成31年4月には、町の認知度向上や移住・定住の促進に向けBMXフラットランド、スケートボード、ブレイキン（ブレイクダンス）の3つの世界大会が、さむかわ中央公園において「ARK LEAGUE 2019 IN SAMUKAWA」が開催され、国内外から延べ25,000人の観客が来場し、ストリートスポーツの聖地化へ向けての第1歩を踏み出しました。



湘南銀河大橋の開通式(平成10年)



寒川総合体育館とさむかわ中央公園(平成10年)



寒川総合図書館・寒川文書館(平成18年)



寒川駅前公園(平成22年)



ARK LEAGUE 2019(平成31年)

Ⅲ 計画策定の背景

1 人口推計

わが国全体が人口減少社会、少子高齢社会に差しかかっている中、本町の人口（住民基本台帳、各年3月31日）は、緩やかな増加傾向をたどっています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成27年国勢調査を基に算出）によると、今後人口は減少に転じ令和22年（2040年）に42,467人となることが予想されています。人口構成については、少子高齢化が一層進行し、高齢化率は令和22年（2040年）に34.1%となることが予想されます。

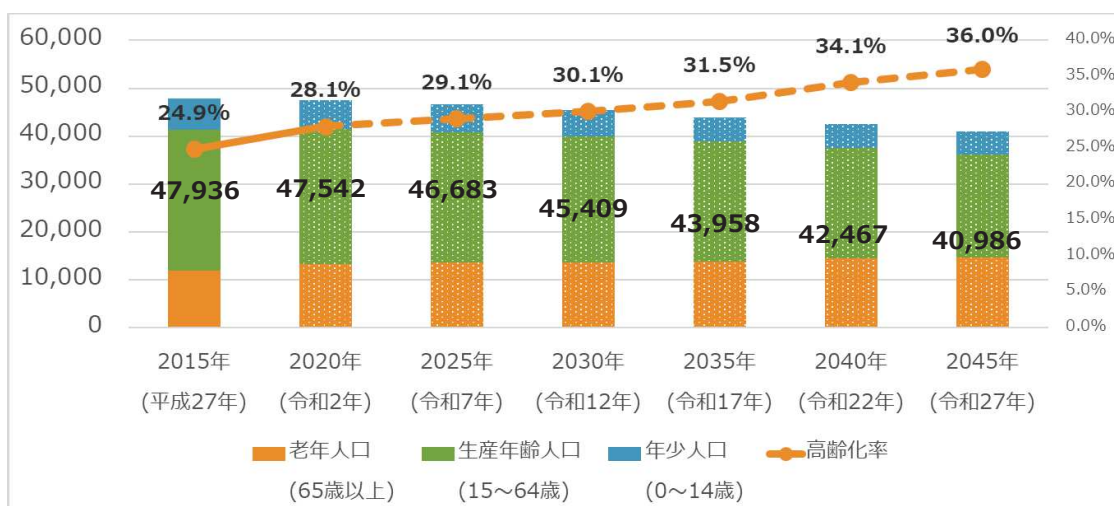
また、より直近の人口動態に基づいた将来の人口も把握したうえで、総合計画を策定する必要があることから、町で独自に人口推計（平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計）を実施しました。その結果、人口については、令和22年（2040年）に43,151人、令和42年（2060年）に37,290人と、人口が減少することが予想されます。さらに、老年人口の構成比については、令和22年（2040年）に33.0%となり、令和42年（2060年）に34.7%となることが予想されます。

①人口推計（2015年～2045年）（平成27年国勢調査を基に推計）

（単位：人）

	2015年 （平成27年） 実績値	2020年 （令和2年） 推計値	2025年 （令和7年） 推計値	2030年 （令和12年） 推計値	2035年 （令和17年） 推計値	2040年 （令和22年） 推計値	2045年 （令和27年） 推計値
人口総数	47,936	47,542	46,648	45,409	43,958	42,467	40,986
年少人口 （0～14歳）	6,488	6,118	5,794	5,430	5,112	4,927	4,764
構成比	13.5%	12.9%	12.4%	12.0%	11.6%	11.6%	11.6%
生産年齢人口 （15～64歳）	29,406	28,088	27,292	26,321	25,000	23,060	21,482
構成比	61.3%	59.1%	58.5%	58.0%	56.9%	54.3%	52.4%
老年人口 （65歳以上）	11,935	13,336	13,562	13,658	13,846	14,480	14,740
構成比	24.9%	28.1%	29.1%	30.1%	31.5%	34.1%	36.0%

※2015年の人口総数は、年齢不詳者107人を含みます。

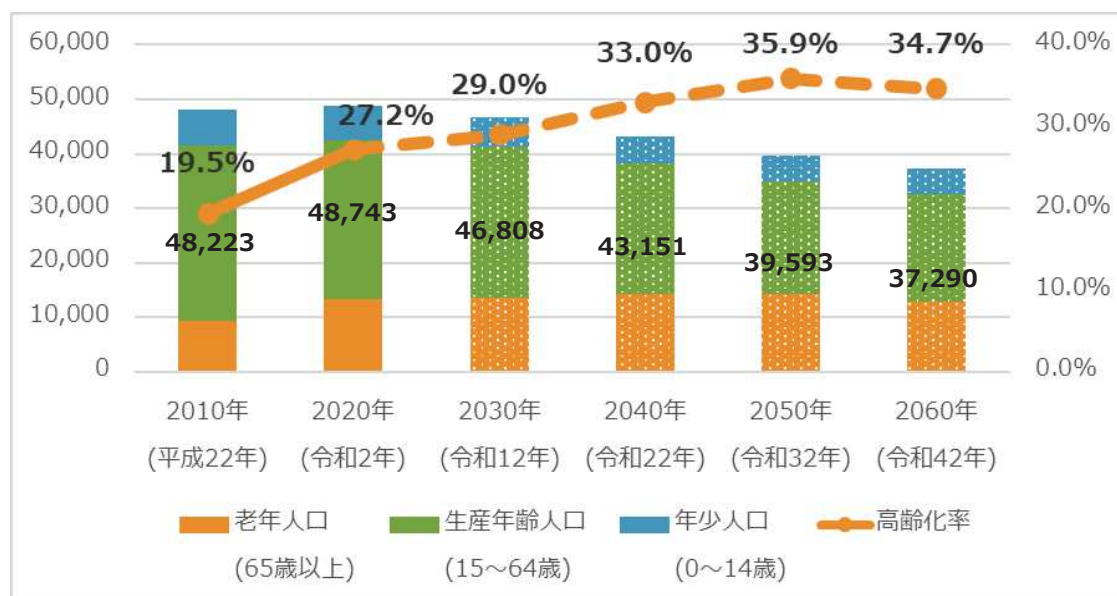


（出典：平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（10月1日基準日））

②人口推計(2000年～2060年)(平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計)

(単位:人)

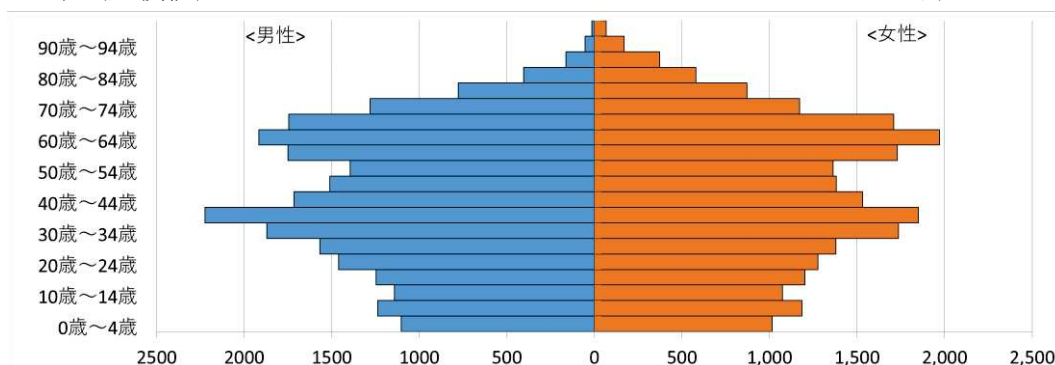
	2010年 (平成22年)	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)
	実績値	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値
人口総数	48,223	48,743	46,808	43,151	39,593	37,290
年少人口 (0～14歳)	6,759	6,299	5,573	4,983	4,706	4,717
構成比	14.0%	12.9%	11.9%	11.5%	11.9%	12.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	32,081	29,189	27,658	23,925	20,691	19,645
構成比	66.5%	59.9%	59.1%	55.4%	52.3%	52.7%
老年人口 (65歳以上)	9,383	13,255	13,577	14,243	14,196	12,928
構成比	19.5%	27.2%	29.0%	33.0%	35.9%	34.7%



③ 5 歳別男女別人口の推移(人口ピラミッド)(住民基本台帳人口を基に推計)

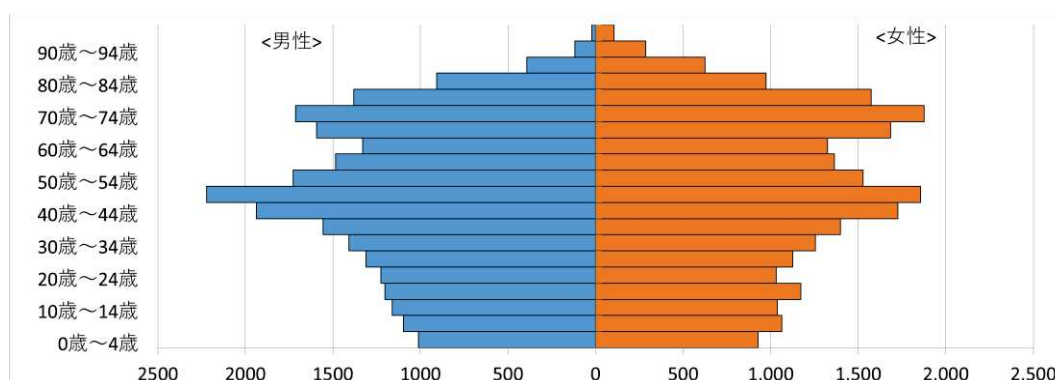
2010 年 (実績値)

(単位：人)



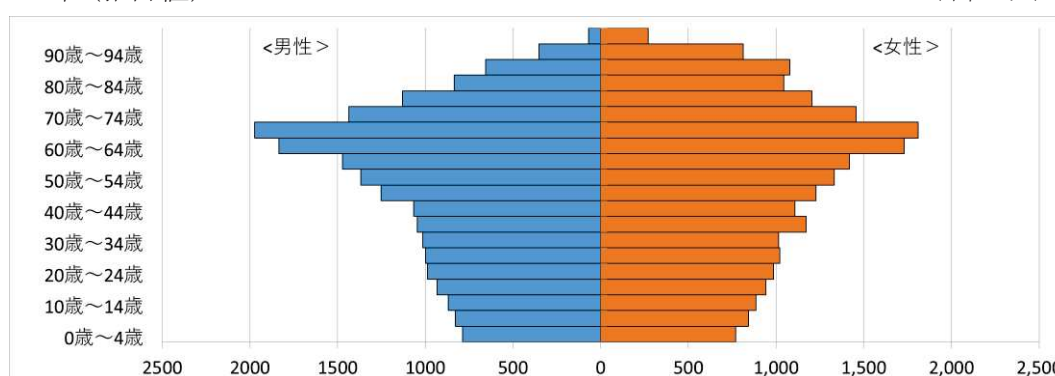
2020 年 (実績値)

(単位：人)



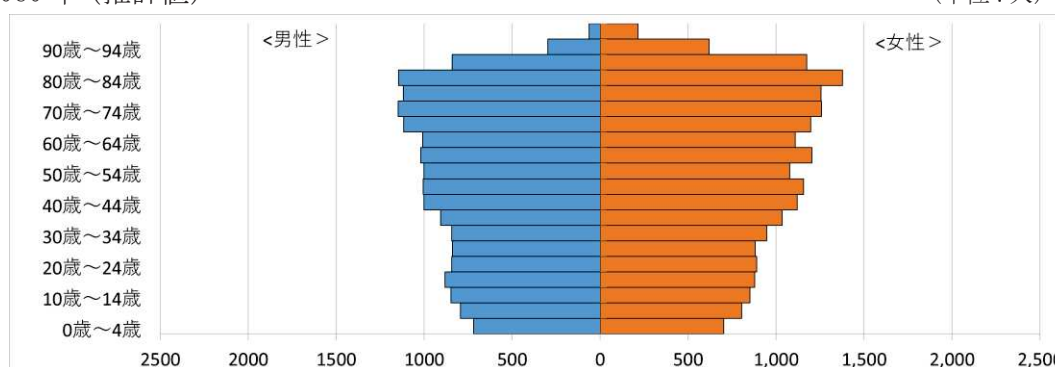
2040 年 (推計値)

(単位：人)



2060 年 (推計値)

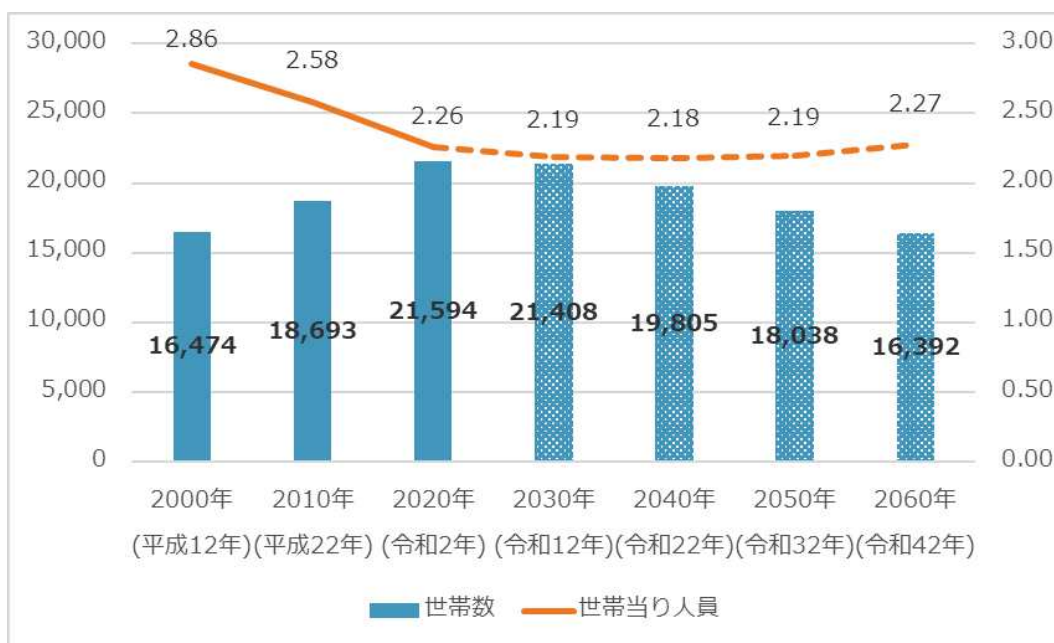
(単位：人)



④ 世帯数推計(住民基本台帳を基に推計)

世帯数は人口総数と同様に減少することが想定されるものの、核家族化の進行といった世帯構成の変化などの増加要因もあり、人口減少の進行と比べるとゆるやかな減少が予想されます。令和22年(2040年)に世帯人員2.18人、世帯数19,805世帯となり、令和42年(2060年)に世帯人員2.27人、世帯数16,392世帯となることが予想されます。

	2000年 (平成12年)	2010年 (平成22年)	2020年 (令和2年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)
	実績値	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
世帯数	16,474	18,693	21,594	21,408	19,805	18,038	16,392
世帯当り人員	2.86	2.58	2.26	2.19	2.18	2.19	2.27



※世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2019年推計)で用いられている神奈川県「世帯主の男女・年齢5歳階級別・家族類型別世帯主率の仮定値(2020年から2040年まで)」をもとに、寒川町の世帯数の実績値により補整して得た値です。

2 財政状況の経過

町の財政状況は、平成 20 年のリーマンショックを引き金とした世界的な経済情勢の悪化から、近年は緩やかな景気回復の道をたどっています。

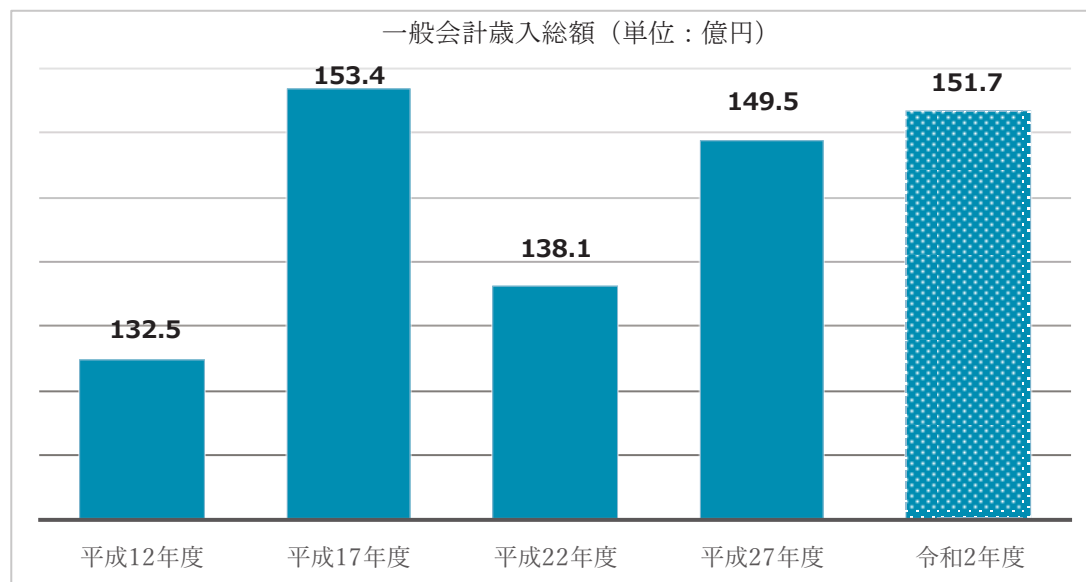
本町の歳入の根幹をなす町税は、これまでの国による各種施策の効果もあり、比較的経済が堅調に推移しているものの、今後の人口推計や景気動向などにより、その先行きは不透明であり、大幅な増収が見込まれないことから、依然として厳しい状況が続いています。

一方、歳出においては、行財政改革における経費の削減や人件費の抑制などを行ってきたものの、高齢化の進行による社会保障関係経費や老朽化する公共施設の維持管理経費や更新費用などが増加しています。

これまで、歳出の増加に対しては、主に年度間の調整を行うことを目的に設置している財政調整基金等の取り崩しや町債の借入れによって対処してきました。

このように財政状況は厳しい状況が続いてきており、歳入の確保と安定化を図るとともに、限られた財源の中で効果的・効率的に事業を進めていく必要があることから、引き続きスクラップ・アンド・ビルドなどの取り組みを進めていく必要があります。

5 年ごとの歳入の実績値



（注）平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度については、決算ベースです。

（注）令和 2 年度については、予算ベースです。

3 社会経済環境の変化に対する認識

本町を取り巻く現在の社会環境、経済情勢の背景を次のとおり捉えたうえで、計画を策定しました。

◆人口減少、少子高齢化について

- ・日本では、少子高齢化が急速に進行していることから、2008年をピークに総人口が減少に転じています。また、2019年4月現在で約1億2625万4千人であった日本の総人口が、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると2050年には1億人を下回ることが予測されています。
- ・本町においても少子化が進行しており、近い将来町の人口もピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれています。
- ・一方で、平均寿命や健康寿命が延伸していることで、長寿社会のあり方について関心が高まっています。
- ・そういった状況の中、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現が求められています。

◆地方創生について

- ・日本の急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。
- ・本町においても、将来人口のあり方を明らかにし、取り組むべき方向性を示す「寒川町人口ビジョン」を策定し、寒川町人口ビジョンにおける将来展望を実現するため、取り組み目標や施策の内容などを明らかにした「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子高齢化への対応や魅力あるまちであり続けるための取り組みを進めています。

◆2040年問題について

- ・2040年は団塊ジュニア世代が70歳を迎える年であるため、医療・介護需要のさらなる拡大や社会保障費の急激な増大を招くうえ、現役世代の減少により社会をこれまでどおり支えることが困難になるなど、将来的なリスクが顕著となる年であることから「2040年問題」と言われています。
- ・各関係機関の有識者が集い、2040年問題について話し合う「自治体戦略2040構想研究会」（総務省所管）では、具体的に次の3つのリスクに行政が直面するとしています。
 1. 首都圏の急速な高齢化と医療・介護の危機
 2. 深刻な若年労働者の不足
 3. 空き家急増に伴う都市の空洞化と、インフラの老朽化
- ・本町においても、これらのリスクをしっかりと認識し、中長期的な視点を持ちながら町政運営する必要があります。

◆暮らしの変化について

- ・家族形態の変化や生活様式の多様化などにより、家族や地域社会とのつながりが希薄化しています。こうした変化に対応し、誰もが心身ともに健やかで生きがいを持って生活できる社会・地域の構築が求められています。
- ・また、様々な分野において女性の活躍が進む中、柔軟な働き方やワークライフバランスを実現し、誰もが支えあいながら活躍できる社会の実現が求められています。
- ・さらに、健康寿命が延伸している中、地域において、生涯にわたる学びの機会やスポーツ、文化、芸術に親しむ機会を確保することで、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現していくことが求められています。

◆公共施設の老朽化対策及び更新財源問題について

- ・本町の公共施設は老朽化が進み、厳しい財政状況により良好な維持管理を行うことが困難な状況です。また、建築後30年以上経過する建物が6割を超えていることから、公共施設の更新、長寿命化への対応やその費用の確保が喫緊の課題となっています。
- ・そこで、公共施設の最適化を目指すとともに、資金不足を回避するために公共施設再編計画を策定しました。
- ・今後は、総合計画、財政計画との整合を図り、社会経済環境の変化にも対応が求められています。

◆SDGs（持続可能な開発目標）について

- ・SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」として世界全体の経済、社会及び環境を統合的に進める取り組みとして採択されました。
- ・その中で、先進国と発展途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。
- ・世界共通の目標であるSDGsにより、世界共通言語を持つことが可能となることから、住民、企業、他市町村などと目標を共有し、合理的な連携を促進することが求められています。

◆新たな技術革新の活用について

- ・AI（人工知能）、IoT、ロボット、ビッグデータなどの第4次産業革命による技術革新やイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」の実現が国において提唱されています。
- ・自治体においても革新的技術を取り入れることで地域課題の解決や魅力づくりを推進することが求められているため、本町においても行政サービスの向上に向けて効果的な活用を模索することが必要です。

◆学び・教育について

ア学び

- ・自立と共生を目指して、よりよく生きるために、生涯を通じて学ぶことができる場づくりをするとともに、スポーツ・レクリエーション活動の充実が求められています。

イ教育

- ・核家族化、少子高齢化、国際化、高度情報化などの状況変化が進み、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しています。
- ・こうした状況の中で、本町の教育理念である「よく学び、よく遊び、よく生きる」を実現させるため、確かな学力、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、生きる力の伸長を図ることが求められています。

◆福祉社会について

ア障がい

- ・誰も取り残さない、切れ目のない支援を図るため、障がい児・者の生活を支える人材の育成やサービスの充実とともに、社会参加を妨げる様々な障壁を取り除くことが求められています。

イ健康寿命の延伸

- ・高齢化が進む中で、健康寿命を延伸するためにライフステージに応じた対策や、気軽に対策を実践するための環境づくりなどが求められています。
- ・介護や支援が必要な高齢者が増えることへの対策を進め、安心して、元気に生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

◆環境・エネルギー問題について

ア地球温暖化

- ・地球温暖化によって、異常気象、生態系への影響、食料生産、健康などの人間への影響がすでに現れており、今後、地球温暖化が一層進むと、さらに深刻な影響が及ぶと予測されています。
- ・本町においては、省エネの推進や再生可能エネルギーの普及促進等を通じて、温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、自然災害や健康被害に備える気候変動適応策に取り組む必要があります。

イ資源循環

- ・廃棄物の問題に関しては、リフューズ(ごみになるものを拒否)、リデュース(ごみの減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の取り組みを推進し、適正な廃棄物処理を行いごみの減量化・資源化を進めています。
- ・家庭ごみの食品ロスの削減及び事業系廃棄物の分別や適正処理を推進し、循環型社会の構築を目指しています。

ウ 自然環境

- ・ 気候変動や外来種の侵入で生物多様性が損なわれるとともに、不法投棄やごみのポイ捨て、身近な緑の減少などにより町の豊かな自然環境が損なわれつつあります。
- ・ 本町においても、次世代へ良好な自然環境を残すために、生物多様性の啓発や公害の防止、環境美化などの保全行動を促進していく必要があります。

◆安全・安心社会について

ア 防災

- ・ 南海トラフ地震や首都直下地震などへの脅威が高まっており、地震に対する減災への取り組みが一層求められています。
- ・ また、地球温暖化による海水温の上昇が続けば、勢力の強い台風が発生するため、水害へのこれまで以上の防災対策の充実が必要となっています。

イ 防犯

- ・ 町内で発生している犯罪件数は減少しているものの、振り込め詐欺の件数が県内でも高く、犯罪防止対策の充実が求められています。

ウ 交通安全

- ・ 全国的に交通事故死者数は減少傾向にあるものの、歩行中又は自転車乗車中の死者が多くなっており、交通事故防止への取り組みの充実が必要となっています。

◆都市基盤整備について

ア 道路交通

- ・ 圏央道（さがみ縦貫道路部分）が、全線開通となり、町内に2か所のインターチェンジが設置され、利便性が向上しました。
- ・ 県では、都市計画道路宮山線の整備に向けて取り組みを進めています。

イ 鉄道交通

- ・ 東海道新幹線新駅設置やJR相模線の複線化、相鉄いずみ野線の延伸に向けて、取り組みを進める必要があります。

ウ 都市づくり

- ・ 寒川南インターチェンジ周辺は、交通条件の良さを生かした産業集積拠点として田端西地区の拠点づくりを進めています。
- ・ 県央湘南都市圏の核となるツインシティのまちづくりが計画されており、ツインシティ倉見地区では新幹線新駅の受け皿となるまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 寒川駅南口では、公共交通の円滑な乗り換え連携に向けたネットワーク化・歩行空間の確保を目指した新たな駅前広場の整備を進めています。

◆魅力ある産業の活性化について

ア工業

- ・圏央道（さがみ縦貫道路部分）の全線開通により、産業活動の場としての優位性は格段に向上しています。
- ・神奈川県のがみ縦貫道路周辺がさがみロボット産業特区の指定を受けているため、今後、ロボット産業等への新規参入や関連企業の集積など、さらなる工業の発展を図っていくことが求められています。

イ商業

- ・隣接市の商業開発や町民の価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、商業を取り巻く環境は厳しい状況にある中で、活気ある商店街の形成等が求められています。

ウ農業

- ・相模川流域の豊かな土壌と温暖な気候に恵まれ、首都圏近郊の立地条件を背景に、古くから花きやメロンなどの施設園芸、梨などの果実、露地野菜を中心に栽培されており、伝統と高い技術を生かした付加価値の高い農産物を生産しています。

エ観光

- ・本町の年間の観光客数は約 195 万人で、その多くが寒川神社への参拝客です。
- ・この参拝客が町内を回遊してもらうために本町の有利な地勢や自然環境を活用しつつ、広域的な視野からの新たな長時間滞在周遊型の観光振興が求められています。

◆感染症との共存について

- ・令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に広がり、経済や生活様式に大きな影響を与えています。感染症への対応は、現代社会が抱える様々な問題を見直す機会であるとともに、長期的な視点で対応する必要があります。

IV 計画策定の考え方

1 寒川町総合計画 2020 後期基本計画の振り返り

寒川町総合計画 2040 の策定にあたり、現行計画である寒川町総合計画 2020 後期基本計画を振り返り、主な課題を明らかにしました。

主な課題

- ①社会経済環境への柔軟な対応
- ②住民ニーズへの的確な対応
- ③町民のまちづくりに対する関心
- ④行政運営における優先度

2 寒川町総合計画 2040 策定の基本的な考え方

社会経済環境の変化や寒川町総合計画 2020 後期基本計画の主な課題などを踏まえ、次の寒川町総合計画 2040 策定の基本的な考え方を前提として策定作業を進めてきました。

さむかわ 2020 プラン
の主な課題



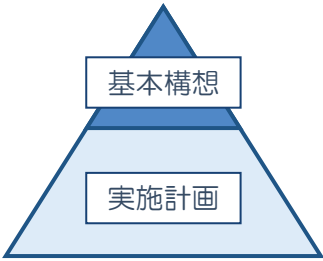
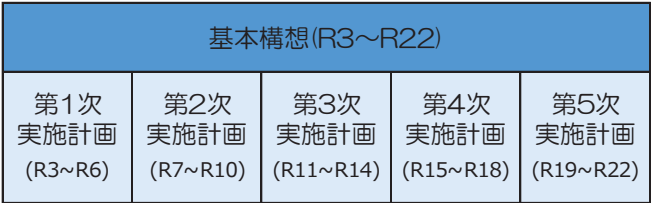
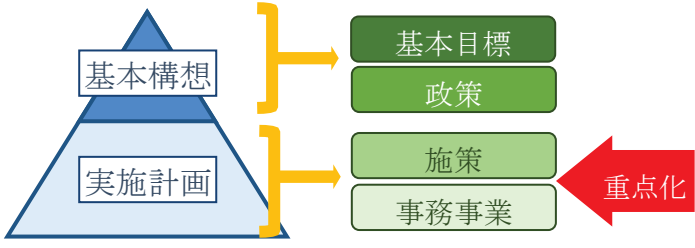
【「寒川町総合計画 2040」策定の基本的な考え方】

- (1) 総合計画の寒川町自治基本条例への位置付け
- (2) 選択と集中、メリハリが効いた優先度が明確な計画
- (3) 社会経済環境等の変化に応じて柔軟に見直しのできる計画
- (4) 町民の満足度が向上する計画
- (5) 町民との協働による計画
- (6) 事業の検討・実施にあたり全職員が活用できる計画
- (7) 個別計画との関係が明確な計画

3 寒川町総合計画 2040 の主な特長

「寒川町総合計画 2040」は、構成を基本構想と実施計画の2層構造とし、計画期間を基本構想は20年間、実施計画は4年間とします。体系については、基本構想に基本目標と政策を位置付け、実施計画には重点化した施策と事務事業を位置付けます。

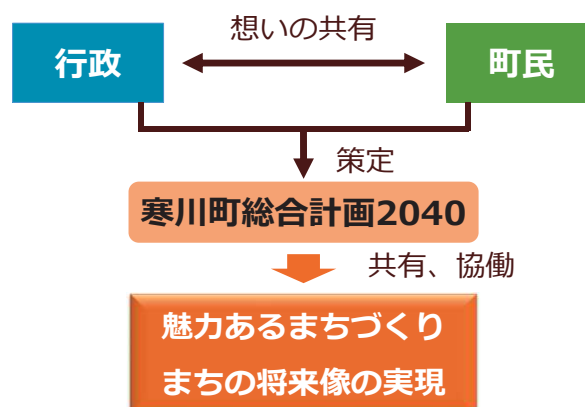
また、1施策につき1つの部等が所管することで、部内での柔軟な予算配分や、適切な庁内マネジメントが可能となる構成とします。

		主な特長
計画構成	2層構造（基本構想・実施計画） 	従来の「基本計画」と「実施計画」を「実施計画」に統合することにより、「施策」を実施計画に包含します。 そうすることで4年毎に施策を見直すことができるため、社会経済環境の変化に柔軟に対応可能となります。
計画期間	基本構想 20 年間、実施計画各 4 年間 	基本構想：社会保障に関する大きな課題である「2040年問題」への対応等を踏まえた計画期間とします。 実施計画：期間を首長の任期にあわせることで直近の民意を反映することが可能です。
計画体系	基本目標・政策・施策・事務事業による体系 ※ただし、実施計画部分については重点化を行う。 	施策や事務事業を重点化することで、町の方向性の明確化や柔軟な予算配分、庁内分権の推進、庁内マネジメントの強化による効果的な行政運営を図ります。

4 「みんなで作る総合計画」

こころ豊かな暮らしに向けたまちづくりを行うためには、その主役となる町民一人ひとりのまちづくりへの参加（参画）が欠かせません。

そこで、本計画では、計画の策定段階から町民の参加（参画）を促し、町民と共にまちづくりに向けた話し合いを行い、様々な“想い”を集約しながら計画づくりを進めてきました。



◆計画策定のプロセス「“想い”を集める：ワークショップ」

計画づくりを進める中で、寒川町やまちづくりに関する町民の様々な“想い”を集めるため、計12回に及ぶワークショップや講演会を行ってきました。

【総合計画策定のためのワークショップ】

内容	日程
①次期総合計画策定のための講演会（キックオフ）	令和元年8月18日
②ワークショップ（全体会）	8月31日
③分野別ワークショップ【5分野】	9月23日、9月28日
④地区別ワークショップ【3地区】	10月22日
⑤次期総合計画策定のための講演会（フォローアップ）	令和2年1月11日

①次期総合計画策定のための講演会

内容／「こころ豊かに暮らすためのコツ～幸せのメカニズムとは～」
こころ豊かに暮らすための計画を策定するにあたり、「こころの豊かさ＝幸せ」のメカニズムについて、学術的な見地も交えながら学びました。
ワークショップに向けてのキックオフです。

日程／令和元年 8 月 18 日（日）

場所／寒川町役場東分庁舎

講師／慶應義塾大学大学院 前野 隆司 教授

参加／81 人



②みんなで作る総合計画 まちづくりワークショップ【全体会】

内容／「今までとこれからのこと、みんなで話し合おう！」
寒川町の歴史と現状について学び、未来の寒川町を想像しながら、幸せのメカニズム（8月18日の講演会の内容）も参考にまちづくりについて考えました。地域の仲間づくりをテーマに、町民自身がまちづくりの主役として具体的に取り組めることをピックアップしました。

日程／令和元年 8 月 31 日（土）

場所／シンコースポーツ寒川アリーナ

（総合体育館）

参加／27 人



③みんなで作る総合計画 まちづくりワークショップ【分野別】

内容／「分野別ワークショップ」

全体会（8月31日開催）の内容を踏まえて、各分野に分かれて、より具体的なまちづくりの話し合いを行いました。

日程／令和元年 9 月 23 日（月）

午前：景観/環境

午後：健康づくり/子育て/高齢福祉/障がい福祉

令和元年 9 月 28 日（土）

午前：防災/防犯/交通安全

午後：教育/スポーツ/生涯学習/文化

商工業/農業/観光

場所／寒川町役場東分庁舎

参加／延べ 49 人



④みんなでつくる総合計画 まちづくりワークショップ【地区別】

内容／「地区別ワークショップ」

これまでの内容を踏まえて、各地区における各分野の課題を掘り起こし、地域の中でどのような取り組みが出来るか、話し合いを行いました。

日程／令和元年 10 月 22 日（火）

午前：北部（倉見、小動、小谷、大蔵）

午後：中部（宮山、岡田）

南部（田端、一之宮、大曲、中瀬）

場所／寒川町役場東分庁舎

参加／延べ 21 人



⑤次期総合計画策定のための講演会

内容／『「こころ豊かに暮らす」ための考え方と実践方法』

ここまでに集めてきた様々な“想い”をもとに生まれた、新たな「まちの将来像」を発表し、ここから今後の寒川町でどのように「こころ豊かに」暮らしていくかについてのコツを学び、参加者それぞれで実践できることを話し合いました。ここまでのワークショップのフォローアップです。

日程／令和 2 年 1 月 11 日（土）

場所／シンコースポーツ寒川アリーナ（総合体育館）

講師／慶應義塾大学大学院 前野 隆司 教授

参加／42 人



◆計画策定のプロセス「“想い”を形に：まちの将来像」

ワークショップで集めた様々な“想い”をもとに、今後 20 年間のまちづくりの目標となる「まちの将来像」を形作りました。

「まちの将来像」は、基本構想の 28 ページに記載の、寒川町を取り巻く様々な社会経済環境の変化（課題）に対し、町の強み（本質）と町民の様々な“想い”の力で、これを克服していくことを目指しています。

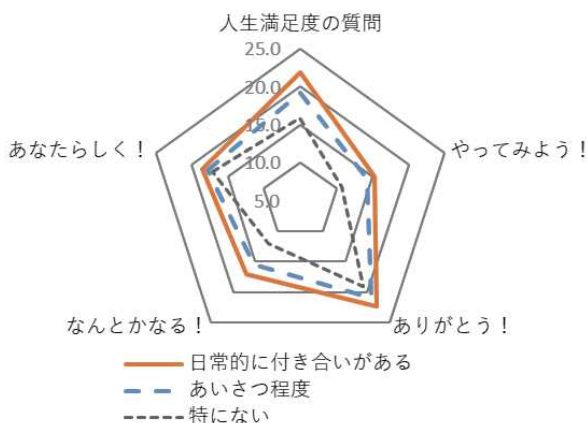
①寒川町の強み

寒川町は、町のブランドスローガン『「高座」のこころ。』に表されるように、いにしえより穏やかさ、優しさ、あたたかさを町民性として受け継ぎ、心のつながりを大切にしてきました。この心のつながりが寒川町の持つ強みと言えます。



②寒川町の特徴

また、本計画の策定に合わせて行ったアンケート結果では、寒川町の特徴として、ご近所付き合いなどのゆるやかな「ひとのつながり」を持つ人の方が、統計的に幸福感が高いことが分かりました。



さらに、「ひとのつながり」を持つ人の方が特に自己実現と成長実感により得られる幸福（やってみよう因子）を感じていることがわかりました。

つまり、寒川町では「ひとのつながり」が、まちやひとを「成長」させ、多くの町民が幸せを感じるころ豊かなまちを実現できる可能性が高いといえます。

幸福の感じ方を構成する 4 つの因子

ひとの幸福の感じ方は、統計学的に次の 4 つの分類に起因すると言われています。この 4 つの因子がいずれも高い人が幸福感が高い傾向があります。

「やってみよう！」因子(自己実現と成長)

「目標」や「やり甲斐」を持ち、それを実現しようと努力し成長していくことが幸福感を高めます。

「ありがとう！」因子(つながりと感謝)

人と一緒に楽しみ、愛情に満ちた関係を築くこと、人に喜ばれること、親切な行為をすることなどによって幸せを感じます。

「なんとかなる！」因子(前向きと楽観)

自己肯定感が高く、ポジティブでいられることは、幸せにつながります。「どうせ私なんて」とか「悪いことが起きるかも」と考えるより、「きっと何とかなる！」と考えた方が幸せだということです。

「あなたらしく！」因子(独立とマイペース)

他人と比較せず自分らしくいられる人は、そうでない人よりも幸福だといえます。

人生満足度

幸福度の総合指標として広く用いられている指標です。

※調査概要:令和元年 7 月～8 月、郵送調査、有効回答 592 件/1,927 件中

③ワークショップで集めた町民の“想い”

合計 12 回のワークショップと講演会では、様々な“想い”が、最終的に以下の 4 つに特徴づけられました。

ワークショップで出た意見

人がつながるきっかけ・居場所づくり

「寒川の生き生きと明るい人のつながり」「音楽にあふれるまちづくり」
 「何となく出てきて居られる場がある」「自分らしく生きている人と出会える町」
 「地域やみんなが協力して楽しく過ごせるまち」「自然と助け合いが連鎖する場所」
 「新しい人も若い人も入れるコミュニティ」 など

人のあたたかさを感じるまち

「お互いを気づかうまち」「ご近所で助けあえる（防災体制）」
 「みんなが知り合い、挨拶が行きかう町」「町民が町民にやさしい町」
 「世代を超えて助け合える町」 など

落ち着いたくらしができるまち

「自然にふれあえるまち」「都会的でなく、癒しになるようなまち」
 「『高座』のころ。が感じられるようなまち、木・花を増やす」
 「富士山の姿をもっと身近に感じられるまち」 など

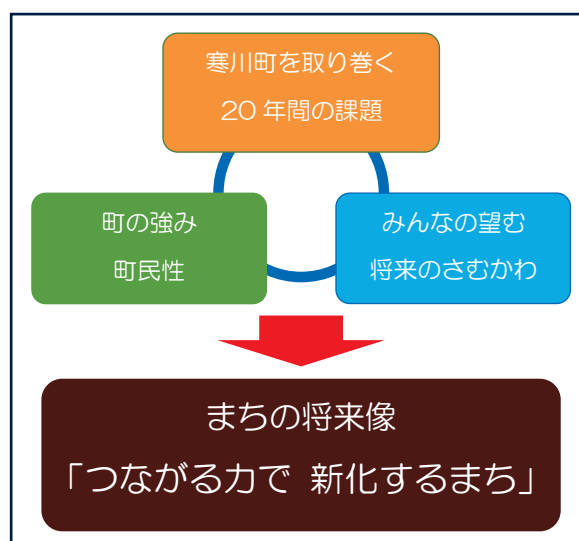
にぎわいのあるまち

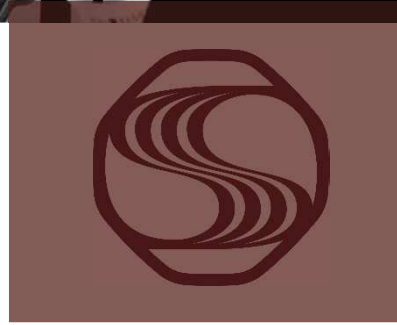
「チャレンジできるまち」「イベントが充実しているまち」
 「町中がいろんな声であふれているまち」「思い切り遊べる場所があるさむかわ」 など

④新たなまちの将来像「つながる力で 新化するまち」

こうして明らかになった「町の強み」と「町民の様々な“想い”」から、「つながり」をキーワードとして定め、これを寒川町が未来に向けて一歩踏み出し、成長していくための原動力にしていくこととしました。そして、この「つながる力」で寒川町を取り巻く 20 年間の課題を克服していく姿を、寒川町独自の「新化」という言葉で表し、新たなまちの将来像を「つながる力で 新化するまち」としました。

これからの 20 年間は大きな社会経済環境の変化が予想されますが、その中でも、このまちの将来像を合言葉に、「こころ豊かな暮らし」、町民の望む将来の寒川町を実現できるように、町民と町が一緒になって取り組みを進めていきます。





基本構想

- I 計画の名称
- II 計画の構成及び期間
- III まちづくりの理念
- IV まちの将来像
- V まちの将来の人口と都市構造
- VI 基本構想の体系図

I	計画の名称	25
II	計画の構成及び期間	26
III	まちづくりの理念	27
IV	まちの将来像	28
V	まちの将来の人口と都市構造	29
	1. 人口	29
	2. 土地利用	30
VI	基本構想の体系図	34
	体系図	34
	第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」	35
	第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」	36
	第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」	37
	第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」	38
	第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」	39
	第6章 「まちづくりのための基盤づくり」	40
	(参考) 基本構想とまちづくりの指針の関係性	41

I 計画の名称

寒川町の総合計画は、昭和 45 年に策定した寒川町総合計画（昭和 45 年度～昭和 52 年度）以降、第 2 次寒川町総合計画（昭和 53 年度～昭和 60 年度）、第 3 次寒川町総合計画（昭和 61 年度～平成 7 年度）、第 4 次寒川町総合計画（平成 8 年度～平成 17 年度）、寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」（平成 14 年度～平成 32 年度）まで通算して 5 回にわたり総合計画を策定しています。

本計画は、2040 年度を展望して寒川町が目指す将来像を掲げ、それを実現する総合的な計画であることから、計画の名称を寒川町総合計画 2040 とします。

Ⅱ 計画の構成及び期間

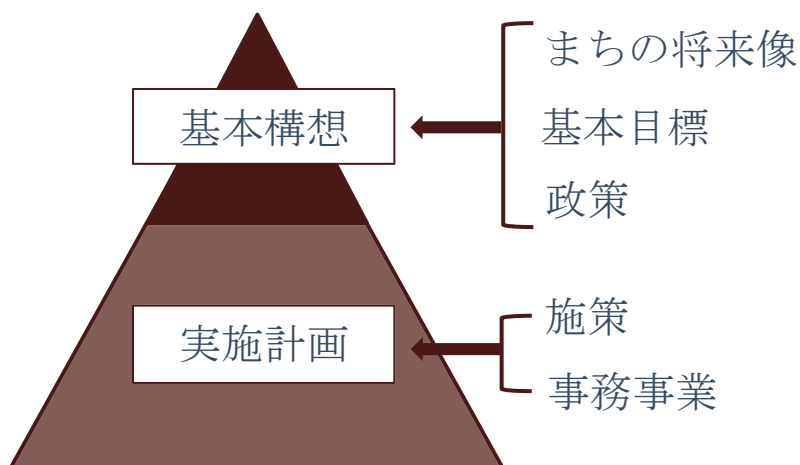
この計画は、「基本構想」及び「実施計画」をもって構成し、寒川町が目指す将来像を明らかにするとともに、これを計画的に実現するための総合的な方向性を示します。また、計画期間は「基本構想」を20年間とし、「実施計画」を4年間とします。

基本構想

目標年次である2040年度（令和22年度）を展望して寒川町が目指す将来像を明らかにするものです。その実現のため、まちづくりの基本的な目標を定めます。

実施計画

基本構想で明らかにした目指す将来像を実現するために財源を裏付けた具体的な取り組みを定めるものです。実施計画については、社会経済環境の変化に対応するため、計画期間を4年間とし、4年ごとに策定します。



基本構想 (R3～R22)				
第1次 実施計画 (R3～R6)	第2次 実施計画 (R7～R10)	第3次 実施計画 (R11～R14)	第4次 実施計画 (R15～R18)	第5次 実施計画 (R19～R22)

Ⅲ まちづくりの理念

寒川町の自治の基本を定めた最高規範である「寒川町自治基本条例」では、町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる活力と豊かさのある寒川町を実現するため、「自治の基本理念」を「町民と町が協働するまちづくり」としています。

よって、この計画においても、町民のこころ豊かな暮らしの実現に向けて、「自治の基本理念」を「まちづくりの理念」とし、町民と町の相互補完と協力によりまちづくりを進めていくこととします。

まちづくりの理念

町民と町が協働するまちづくり

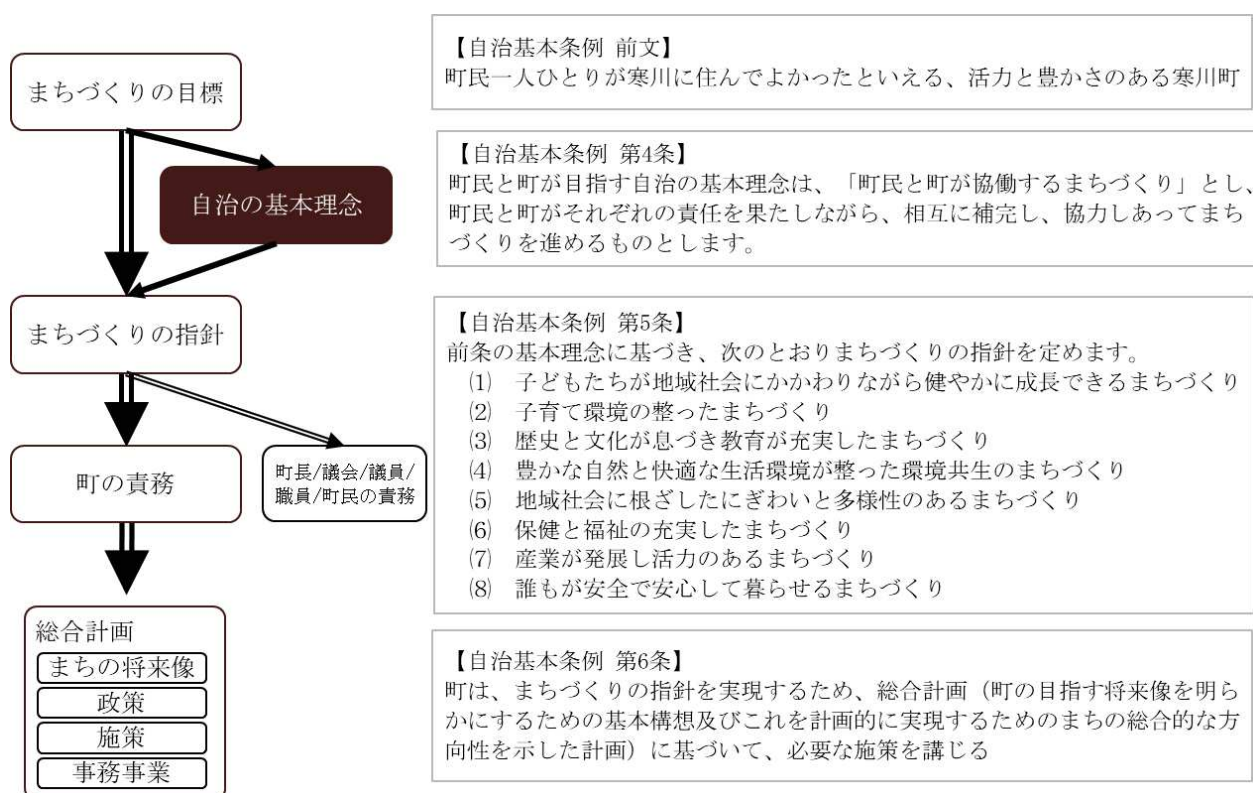
(参考) 寒川町自治基本条例抜粋

(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念（以下「基本理念」といいます。）は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとします。

※町民とは、町内に住み、働き、又は学ぶ者及び町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体のことを指します。（寒川町自治基本条例第3条より）

(参考) 自治基本条例と寒川町総合計画 2040 の関係



IV まちの将来像

私たちのまち寒川は、いにしえから「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」といった町の
特長や町民性を受け継いできました。

これらの町の特長や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民のこころ豊かな暮
らしを実現するために、つながることで生まれる力を最大限に発揮し、新たな価値を創造
することで、まちの新化へとつなげていきます。

つながる力によって、今後見込まれる様々な社会経済環境の変化にあっても、それぞ
れの時代に合わせて最適化を図ることで、心豊かな暮らしを実現するために、次のとおりま
ちの将来像を掲げます。

まちの将来像

つながる力で 新化するまち

「つながる力」とは

町民同士、町民と行政、町内と町外などの様々な「つながり」により、新たな考え
方や手法を取り入れ、また生み出しながら地域課題を解決し、まちの活力を生み出
していくことを示しています。

「新化するまち」とは

つながる力により、チャレンジ精神にあふれ、前向きで成長を実感できる状態を目
指す理想の状態と考え、様々な社会経済環境の変化の中にあっても、新しく生み出
しながら進んでいくことを意味する「新化」を、寒川町独自の言葉として表現して
います。

V まちの将来の人口と都市構造

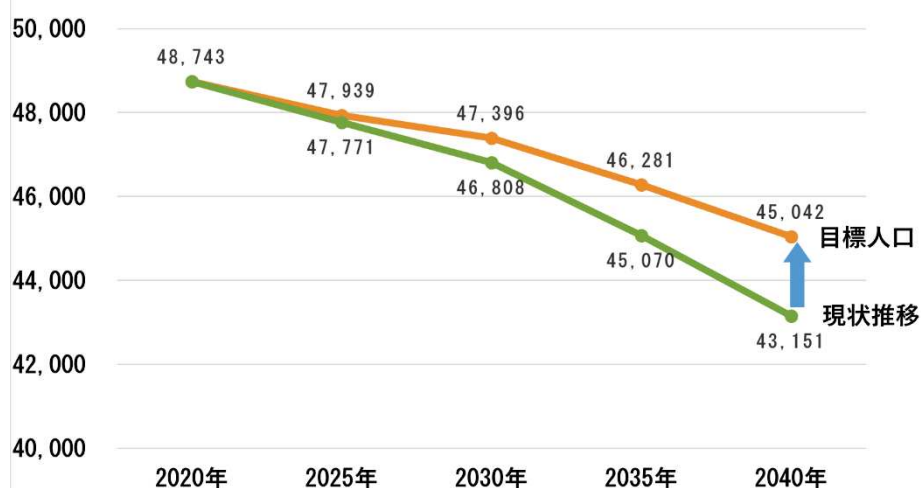
1. 人口

わが国全体において、さらなる人口減少や少子高齢化が進む中、寒川町の2040年（令和22年）の人口推計（平成31年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計）については、現状推移を前提とすると概ね43,000人と見込みますが、人口減少の抑制に努めることで2040年（令和22年）の人口を概ね45,000人とすることを目指します。

また、世帯数については、人口総数と同様に減少するものの核家族化などの進行に伴って増える要素もあり、人口減少と比べるとゆるやかな減少が予想される中、2040年（令和22年）の世帯推計は、概ね19,800世帯と見込みますが、目標人口を達成することで、概ね20,000世帯と見込みます。

（単位：人）

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値
現状推移	48,743	47,771	46,808	45,070	43,151
目標人口	—	47,939	47,396	46,281	45,042



目標人口の構成比など

（単位：人）

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値
人口総数	48,743	47,939	47,396	46,281	45,042
年少人口 (0～14歳)	6,299	5,991	6,006	6,180	6,497
構成比	12.9%	12.5%	12.7%	13.4%	14.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	29,189	28,388	27,812	26,487	24,302
構成比	59.9%	59.2%	58.7%	57.2%	54.0%
老年人口 (65歳以上)	13,255	13,560	13,578	13,614	14,243
構成比	27.2%	28.3%	28.6%	29.4%	31.6%

2. 土地利用

1) 土地利用

寒川町の土地利用については、都市的土地利用面積は 874.3ha (65.1%)、自然的土地利用面積は 467.7ha (34.9%) となっています。(平成 27 年度都市計画基礎調査)

また、都市計画法上の市街化区域は 723ha (53.9%)、市街化調整区域は 619ha (46.1%) です。(令和元年度末現在)

寒川町では、都市化の進展に伴い、農地が減少し、住宅地など変わってきています。今後も良好で快適な生活環境を確保しながら、自然環境と調和ある発展を図るためには、適正で合理的な土地利用を進める必要があります。

そこで、基本的な土地利用の方針を次のように設定します。

●市街化区域

用途地域及び土地利用の状況を十分考慮し、生活や生産基盤の整備を進め、良好な都市環境の形成に努めます。

●市街化調整区域

農業生産基盤として適正な農地の保全に努めるとともに、相模川の河川敷や目久尻川沿いの親水空間や緑地、山林についても貴重な自然資源として保全に努めます。

なお、市街化区域と市街化調整区域については、地域の発展状況や人口及び世帯数の増減などに応じて、適切な見直しを検討します。

2) 将来都市構造

まちづくりの骨格形成として居住や商工業・業務、行政、交通、交流、教育、医療・福祉、文化など様々な都市機能を効果的に配置するために、「生活」「産業」「広域交流」をキーワードに機能集積を図り、その後も機能充実を図っていく地区を「拠点」として位置付けます。

また、町民の暮らしやすさやまちの魅力向上に向けて、土地利用の方向性とその方針を検討していく地区については、「拠点」に準じた「ゾーン」として位置付けます。

●生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして商業施設や生活利便施設の集積を図るとともに、まちの中心地として魅力的な空間となるよう機能充実を図ることで、町民の暮らしを支える「生活中心拠点」とします。

●都市未来拠点

東海道新幹線新駅の設置を目指している倉見地区は、神奈川県総合計画「かながわグランドデザイン」や「かながわ都市マスタープラン」で神奈川の南のゲートとして位置付けられ、平塚市大神地区と一体的なまちづくりを行う「ツインシティ」の実現に向けた検討を進めており、新駅誘致とともに圏央道（さがみ縦貫道路）の寒川北インターチェンジ周辺のポテンシャルも生かした広域的な交流機能を担う新たな交通結節点としてふさわしい文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、必要な都市基盤整備などに取り組む「都市未来拠点」とします。

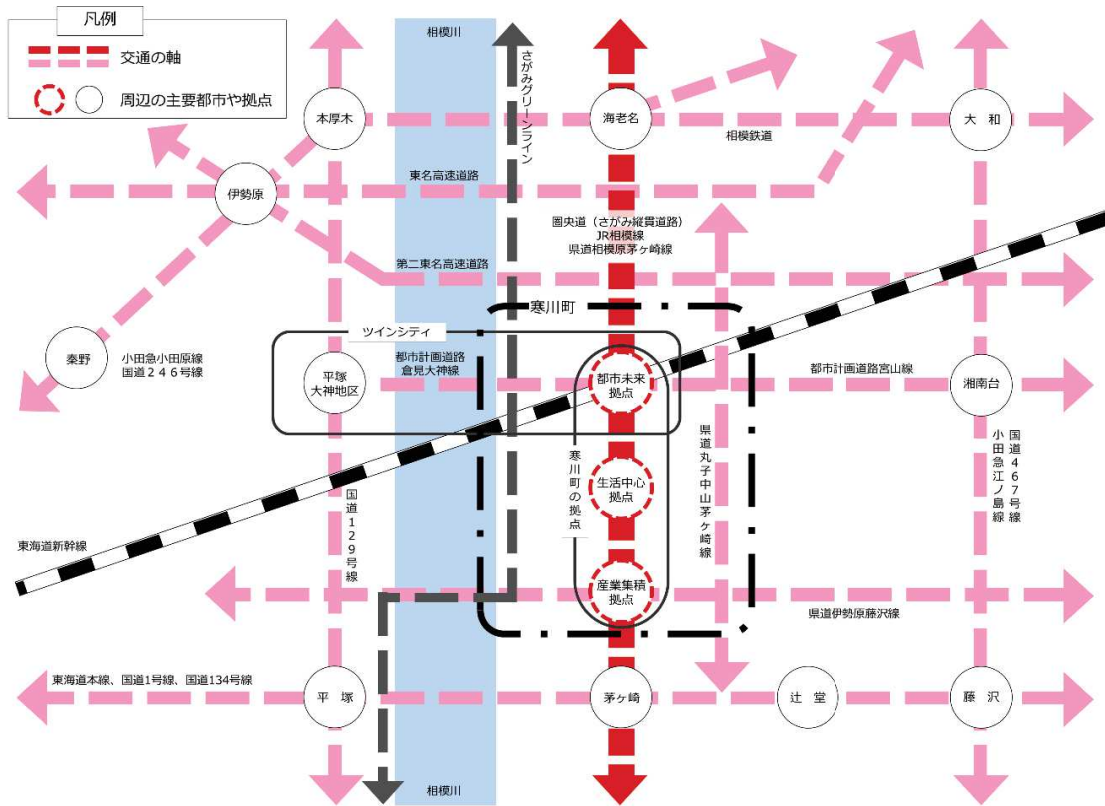
●産業集積拠点

寒川南インターチェンジ周辺は、交通の要衝としての特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した良好な産業集積を図るとともに、継続的に育成、発展させていく「産業集積拠点」とします。

●にぎわい交流創出ゾーン

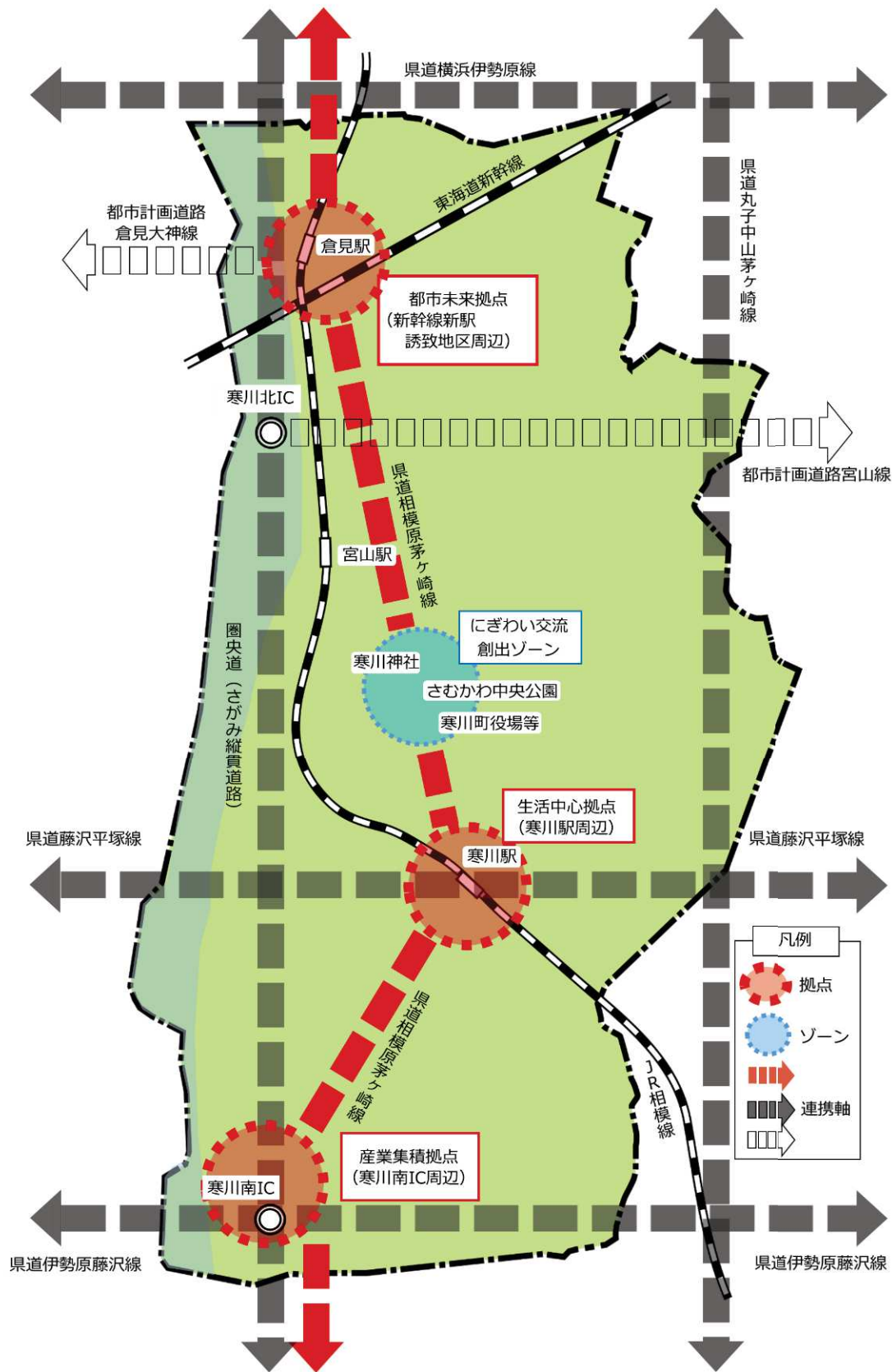
さむかわ中央公園周辺は、寒川総合体育館、寒川町民センター、寒川総合図書館などの公共施設が集積しており、イベントなどが頻繁に開催され、多くの方が交流を深めています。また、寒川神社は、かながわのまちなみ100選などに選ばれ、寒川町の歴史文化のシンボルとして多くの方々から親しまれています。さらに、町役場の隣接地には既存の公共施設を複合化した新たな複合施設の建設の検討を進めていることから、これらの特性を生かして、町内のにぎわいと町外との交流を創出することで、地域の活性化資源として活用する「にぎわい交流創出ゾーン」とします。

周辺都市を含めた将来都市構造



※位置についてはイメージで実際の線形ではありません。

寒川町の将来都市構造

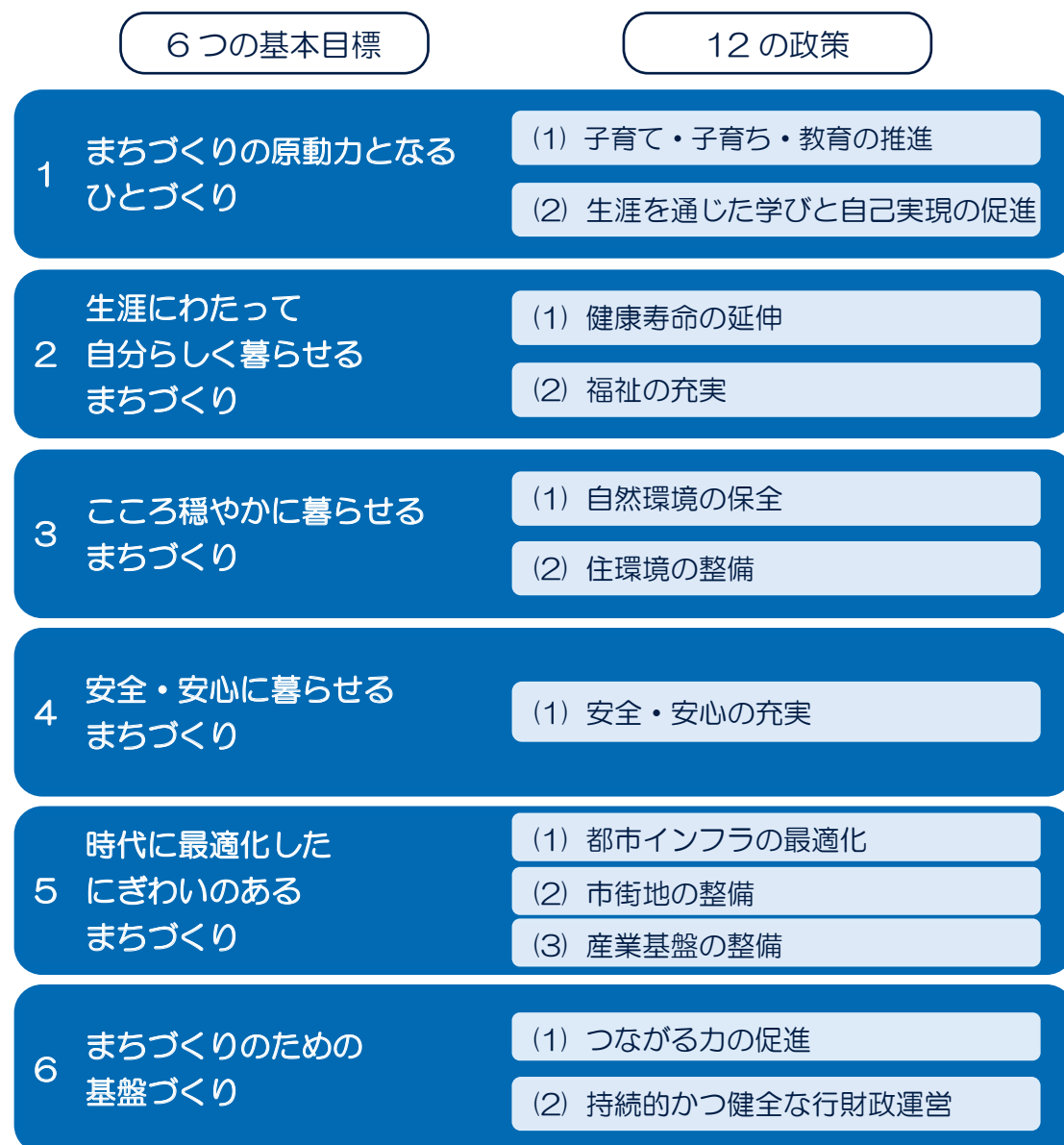


※位置についてはイメージで実際の線形ではありません。

VI 基本構想の体系図

まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、次に掲げる6つの基本目標と12の政策により、まちづくりを推進していきます。

本計画の推進にあたっては、今後見込まれる急激な社会環境の変化の中においても、まちの将来像の実現に向けて着実に歩みを進められるよう、各基本目標と政策を体系化し、計画性と財政の健全性を担保しながら、まちづくりを進めていきます。



第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」

つながる力によるまちづくりにおいて最も重要なものは「ひと」づくりです。そのために、次代を担う子どもたちの豊かな個性と創造性をはぐくみ、寒川町の町民性である「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を受け継いでいくとともに、まちづくりの主体である町民が、誇りと生きがいをもって生涯にわたり学びながら自分らしく暮らしていくことで、まちづくりの原動力となる「ひと」の力を創出します。

第1節 「子育て・子育て・教育の推進」

寒川町が活力と豊かさに満ち、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町の次代を担う子どもたちの健やかな成長がとても重要です。

このため、子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、生きる力と寒川町の特長であるこころ豊かな人間性を備えて生涯にわたり活躍できるよう、地域社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境を整えるとともに、創意あふれる教育の振興を進めていきます。

第2節 「生涯を通じた学びと自己実現の促進」

町民が誇りと生きがいをもって生涯にわたり自分らしさを発揮して暮らしていくためには、生涯を通じた学びの機会が重要な役割を持ちます。

このため、町民のだれもがいつでも自由に学びあい、教えあうことによって、個性や能力を伸ばしていくための学習環境やつながる場を充実させていくとともに、寒川町の「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を生み出してきた町固有の歴史や文化、伝統を守り、次代に伝えていくとともに、新たな文化の創造をめざしていきます。

第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」

「ひと」の力を最大限に発揮するための環境整備を進めます。町民の健康寿命を延伸し、福祉の充実を図ることで、今後見込まれる急激な社会環境の変化に対応しつつすべての町民が自分らしく暮らしていけるこころ豊かなまちづくりを進めていくための環境を整備します。

第1節 「健康寿命の延伸」

町民がその力をいきいきと最大限に発揮していくためには、生涯にわたって健康な状態を維持していくことが重要です。

このため、町民の健康寿命の延伸に資する取り組みを進めるほか、医療、保健・予防体制や感染症対策の充実と高齢者の生きがいのほか、町民自身の健康づくりに対する意欲を高めるなど、心身の健康づくりを進めます。

第2節 「福祉の充実」

すべての町民が住み慣れた地域の中で生涯にわたって自分らしく暮らしていくためには、こころのかよいう地域社会の実現が求められています。

このため、思いやりや助け合いといったひとのつながりによる地域福祉を推進していくとともに、福祉と保健・医療の連携を図り、地域社会全体での総合的な福祉の充実に努めます。

第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」

町民がこころ穏やかに暮らし、明日への活力を得るための環境整備を進めます。寒川町の特長であり、町民のこころのより所となる豊かな水とみどりの保全と、快適でこころやすらぐ住環境の整備を進め、その中に新たなひとのつながりを創出することで、まちの魅力を向上させるとともに、まちづくりを進めていくための環境を整備します。

第1節 「自然環境の保全」

寒川町の広く青い空と水とみどり、田園風景は人々のこころにやすらぎを与え、同時にこころのより所となっています。

このため、寒川町の特長である川や自然環境を保全・活用し、こころのやすらぎと交流の場となる公園や緑地などを活用するとともに、次世代に良好な環境を継承していくため地球環境にも配慮したまちづくりを進めます。

第2節 「住環境の整備」

快適でこころやすらぐ住環境は日々の生活に豊かさとゆとりを感じさせ、人々の生活の活力の源になります。

このため、地域における環境美化の推進や廃棄物の減量化、資源の有効活用を進めるとともに、今後見込まれる空き家の増加など、都市のスポンジ化への対応も見据えながら、景観や快適性に配慮したまちづくりを進めます。

第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」

町民のこころ豊かな暮らしを保障するための安全・安心のまちづくりを進めます。町民を様々な自然災害や事故・犯罪などから守り、安全・安心に暮らせる生活の場を、自助・共助・公助の力により作り出すことで、町民が生きがいと活力をもって活動できるまちづくりの基盤を整備します。

第1節 「安全・安心の充実」

地震発生リスクの高まりや異常気象などにより近年多発している自然災害、高齢者を狙った特殊詐欺など巧妙化する犯罪、社会的課題となっている交通安全上のリスクなど、町民の生活は様々な脅威にさらされており、生命や財産を守るための対策が必要です。

このため、常に最悪の事態を念頭に置き、町民の生命や財産を守るために従来での「防災」の範囲を超えた対策を進めるとともに、公助の取り組みを進めるだけでなく、地域における自助、共助の精神をはぐくみ、ひとのつながりによる防災、防犯、交通安全に努めるとともに、今後見込まれる人口減少や高齢化による消防・救急需要の増加に対応するための体制整備を行い、すべての町民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」

今後、社会経済環境が急激に変化していくことが見込まれる中で、それぞれの時代に合わせてまちづくりを行いながらにぎわい創出を進めます。町内の都市インフラを最適化させていくとともに、首都圏につながる圏央道（さがみ縦貫道路）の町内2カ所のインターチェンジや産業集積拠点を生かした産業の活性化と労働力の確保を進め、まちづくりを支える都市基盤の整備を進めます。

第1節 「都市インフラの最適化」

町民の生活の利便性・快適性の向上と産業の活性化を図りながら持続可能なまちづくりを進めるためには、道路や下水道といった都市基盤施設を時代に合った形で最適化させていくことが必要です。

このため、町内外のつながりを生み出す公共交通や幹線道路などの整備を促進しつつ、持続可能性を重視した道路・橋りょうや下水道などの維持更新を効率よく進めていきます。

第2節 「市街地の整備」

魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域の特性を生かした魅力と活力あふれる市街地の形成を図ることが重要です。

このため、田端西地区のまちづくりの整備やツインシティ倉見地区の市街地の整備など、町内はもとより町外とつながることで新たな可能性を生み出し、にぎわいと魅力を創出できる市街地の整備を進めます。

第3節 「産業基盤の整備」

町民がこころ豊かな生活を営むためには、地域社会と共存した産業の振興が必要です。

このため、町外との交通利便性を生かした産業基盤の整備と、地域の中で生まれ、にぎわいを生み出すとともに寒川町を支える商工業、地域の特性を生かした農業の振興を図ります。また、寒川町固有の歴史と文化や新たな地域資源を生かし、町内外のつながりを生み出す観光の振興を図ります。

第6章 「まちづくりのための基盤づくり」

まちづくりの基盤となる「ひと」のつながりの創出や持続的かつ健全な行財政運営を進めます。今後見込まれる急激な社会環境の変化の中において、まちづくりの大きな原動力となる「ひと」のつながりを積極的に創出し、また、その時代に最適な選択を行うことのできる持続的かつ健全でありながらも柔軟な行財政運営を推進することで「新化するまち」を実現し、町民のこころ豊かな暮らしを目指します。

第1節 「つながる力の促進」

新化するまちを実現するためには、多様な「ひと」のつながりとそこから生まれる「モノ・コト」とのつながりを活用することによって新たな視点や価値観を生み出す必要があります。

このため、地域における新たなコミュニティの創出や町民と町とのコミュニケーションの円滑化を進めていきます。

第2節 「持続的かつ健全な行財政運営」

魅力的なまちづくりを行っていくためには、持続的かつ健全な行財政運営の推進が必要です。

このため、行政資源の有効活用や適切な財源確保を行うとともに、「新化するまち」の実現をリードする町職員の育成を図り、限られた財源の中で行財政運営を効果的かつ、効率的に行うことで、まちづくりの基盤づくりを行います。

(参考) 基本構想とまちづくりの指針の関係性

町の最高規範である自治基本条例に町の責務として、「まちづくりの指針を実現するため、総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければならない」旨、総合計画策定の根拠を位置付けました。

基本構想とまちづくりの指針の関係性は次のとおりです。

基本構想（政策ごと）とまちづくりの指針の関係性（マトリックス図）

			まちづくりの指針（自治基本条例第5条）							
			1	2	3	4	5	6	7	8
			子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	子育て環境の整ったまちづくり	歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	地域社会に根ざしたにぎわいのあるまちづくり	保健と福祉の充実したまちづくり	産業が発展し活力のあるまちづくり	誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり
基本構想	1章 まちづくりの原動力となるひとづくり	1節 子育て・子育て・教育の推進	●	●	●					
		2節 生涯を通じた学びと自己実現の促進	●		●					
	2章 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり	1節 健康寿命の延伸	●					●		
		2節 福祉の充実	●					●		●
	3章 こころ穏やかに暮らせるまちづくり	1節 自然環境の保全				●				
		2節 住環境の整備				●				
	4章 安全・安心に暮らせるまちづくり	1節 安全・安心の充実								●
	5章 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり	1節 都市インフラの最適化							●	
		2節 市街地の整備							●	
		3節 産業基盤の整備						●	●	
	6章 まちづくりのための基盤づくり	1節 つながる力の促進	●					●		
		2節 持続的かつ健全な行財政運営								



第1次実施計画

- I 第1次実施計画の概要
- II 財政計画
- III 進行管理方法
- IV 計画の体系
- V 施策及び事務事業
- VI 施策目標を支える組織の業務目標
- VII 寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)
- VIII 寒川町におけるSDGsの推進
- IX 行政サービス改革に関する取組

目次

I	第1次実施計画の概要	45
	1. 目的	45
	2. 計画期間	45
	3. 策定の基本的な考え方	45
II	財政計画	46
	1. 財政計画の基本的な考え方	46
	2. 財政計画	47
III	進行管理方法	48
	1. 指標の考え方	48
	2. 実施計画の進行管理	48
	3. 個別計画との関係	49
IV	計画の体系	50
V	施策及び事務事業	52
	第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」	54
	第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」	68
	第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」	76
	第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」	88
	第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」	94
	第6章 「まちづくりのための基盤づくり」	112
VI	施策目標を支える組織の業務目標	120
	1. 業務目標について	120
	2. 各組織の業務目標	121
VII	寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）	128
	1. 策定について	128
	2. 基本目標と目指すべき基本的方向	131
	3. 進行管理体制と進捗管理	139
VIII	寒川町におけるSDGsの推進	140
	1. SDGsとは	140
	2. SDGs日本モデル宣言とは	140
	3. 寒川町が担う役割	141
	4. 寒川町総合計画2040とSDGsの関連性について	141
	5. 第1次実施計画とSDGsの関係性一覧表	142
IX	行政サービス改革に関する取組	152
	1. これまでの行政サービス改革に関する取組経過	152
	2. 新たな行政サービス改革に関する取組	153

I 第1次実施計画の概要

1 目的

実施計画では、寒川町が目指す将来像を明らかにしている基本構想を実現するために、町が実施する目的や具体的な取組を示します。

2 計画期間

寒川町総合計画 2040 の基本構想は、令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間に計画期間とし、実施計画は 4 年間に計画期間としています。第 1 次実施計画では、このうち、最初の計画期間である令和 3 年度から令和 6 年度までを計画期間としています。

【寒川町総合計画 2040 の計画期間】

基本構想	基本構想 (R3～R22)				
実施計画	第 1 次 実施計画 (R3～R6)	第 2 次 実施計画 (R7～R10)	第 3 次 実施計画 (R11～R14)	第 4 次 実施計画 (R15～R18)	第 5 次 実施計画 (R19～R22)

3 策定の基本的な考え方

第 1 次実施計画については、次の基本的な考え方①～⑧に留意して策定しました。

- ①「つながる力で 新化するまち」の実現に向けた取組を推進します。
- ②町民の満足度が向上する施策、事務事業を優先します。
- ③地方創生（少子高齢化・人口減少対策）に係る取組を推進します。
- ④まちの方向性と取組を明確にするため、施策・事務事業の重点化を図ります。
- ⑤将来に渡って持続可能な行財政運営が図れるよう、財源の裏付けのある計画を策定します。
- ⑥SDGs 達成に向けた視点を取り入れます。
- ⑦施策体系と合わせた組織体系とします。
- ⑧個別計画と整合性のある内容とします。

II 財政計画

本編では、第1次実施計画期間の令和3年度から令和6年度までの財政計画について掲載しています。

1 財政計画の基本的な考え方

本実施計画を着実に推進していくためには、計画期間中の財政収支（当初予算ベース）を明らかにし、財政上の裏付けを確保した実効性のある計画にする必要があります。

そこで、計画期間中の財政収支について、社会経済環境の変化や税・財政制度の改正などの不確定要素はありますが、現行制度を基本として、歳入実績の推移などを踏まえ歳入推計を行うとともに、まちの将来像「つながる力で新化するまち」に資するものとして重点化した第1次実施計画や、地方創生を目的とした総合戦略に基づく事業を重点的に取り組み、「選択と集中」の考え方のもと事業優先度を勘案しながら計画事業費を積み上げることで策定しました。

なお、計画期間中における事業費については、施策、事業ごとに随時見直しを行い、さらなる歳入の確保と効果的な歳出に努め、予算編成作業を通して各年度の予算に反映させていただきます。

(1) 歳入

①自主財源

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、個人町民税、法人町民税などの減収を見込んだうえで算出しました。

②依存財源

主な依存財源である国・県支出金については、本実施計画の計画期間内において実施する計画事業費をもとに、現行制度の中で算出しました。また、町債については、世代間の公平負担を図るよう、事業の効果を踏まえたうえで、適切な借入による推計としました。

なお、令和4年度から6年度にかけては、田端西地区まちづくり事業や寒川駅南口整備事業、学校給食センター整備事業などにより町債が例年より増加傾向にあります。

(2) 歳出

①経常的経費

将来にわたって持続可能な財政運営を図れるよう、事業の見直しや再構築を行うことにより物件費や補助費などを見直し、計画期間に予定する計画事業費を積み上げています。

具体的には、令和4年度からの消防広域化により茅ヶ崎市へ業務委託することで、人件費が減額し、補助費等が増額しています。

扶助費については、対象児童の減少が見込まれることにより減額しています。

繰出金については、対象高齢者の増加が見込まれることにより増加しています。

公債費については、現行の償還計画に計画期間内の事業に対する新たな町債の償還額を加えて算出しています。

②投資的経費

町の将来の発展に向け町民の生命、財産を守ることを最優先とし、その他利便性の向上や効果が見込まれる事業について計画的に見込んでいます。また、その財源については、世代間の公平負担の考えに基づき、将来的な健全財政を見据えた上で、新たな町債も考慮し財源配分を行いました。

2 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自主財源	9,980	9,907	10,138	10,218
町税	8,075	8,148	8,114	8,076
分担金・負担金	93	93	93	93
使用料及び手数料	78	69	67	67
財産収入・寄付金・諸収入	867	766	932	950
繰入金	586	551	651	751
繰越金	280	280	280	280
依存財源	4,885	5,027	6,119	4,955
地方譲与税	84	85	85	85
利子割及び配当割交付金等	104	104	104	104
地方消費税交付金	820	820	820	820
地方特例交付金	41	40	40	40
地方交付税	1	1	1	1
国・県支出金	3,181	2,951	3,199	2,892
町債	654	1,025	1,871	1,013
合計	14,865	14,934	16,257	15,173

【歳出】

(単位：百万円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常的経費	11,955	11,967	12,080	12,119
義務的経費				
人件費	3,481	3,019	3,072	3,129
扶助費	3,485	3,392	3,244	3,271
公債費	1,111	1,116	1,125	1,095
その他				
物件費	2,673	2,680	2,922	2,939
維持補修費	84	58	53	46
補助費等	1,122	1,702	1,665	1,638
投資的経費	1,263	1,322	2,500	1,366
普通建設事業費	1,263	1,322	2,500	1,366
その他	1,647	1,645	1,677	1,688
繰出金	1,511	1,512	1,551	1,560
積立金等	136	133	127	128
合計	14,865	14,934	16,257	15,173

※表示単位未満（百万円未満）を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

Ⅲ 進行管理方法

本実施計画の着実な進行管理を行うため、施策及び事務事業については、その目標（目指す姿）を定量的に表す成果指標を設定しています。この達成度を評価することで各施策・事務事業の効果検証を行い、そこで明らかになった課題については速やかに改善することで、町総合計画（まちの将来像「つながる力で 新化するまち」）の効果的・効率的な推進を図ります。

1 指標の考え方

各施策及び事務事業の目標指標については以下の考え方により設定しています。

《施策の目標指標》

- ・ 施策の目指す姿（施策目標）に向けた取組の進捗度を測るため、計画期間における施策目標を定量的に表した目標指標を設定します。
- ・ 目標指標の設定にあたっては、成果（アウトカム）指標（KPI：Key Performance Indicator：重要業績評価指標）となるよう設定します。
- ・ 施策目標及びその実現のための取組（事務事業）を重点化する観点から、目標指標の数は最大でも4つ以内とします。

《事務事業の目標設定》

- ・ 施策目標達成のための重点的な取組（当該施策の手段）を具体的に表すものとして、施策指標と「目的－手段」の関係になるよう設定します。
- ・ 施策指標を上位の成果（アウトカム）指標とし、その達成に有効な手段となりうる取組の指標を下位の成果（アウトカム）指標として設定します。

2 実施計画の進行管理

本実施計画の進行管理は施策評価と事務事業評価により実施します。これと各年度の予算編成及び決算審査を結びつけることで、実効性のある進行管理体制とします。

なお、事務事業評価の実施にあたっては、各年度終了後の評価（効果検証）のほかに、年度途中の評価も実施し、適宜中間見直しを行うことで、計画の柔軟性を高めます。

《進行管理にあたってのポイント》

・ 施策体系と組織体系の整理

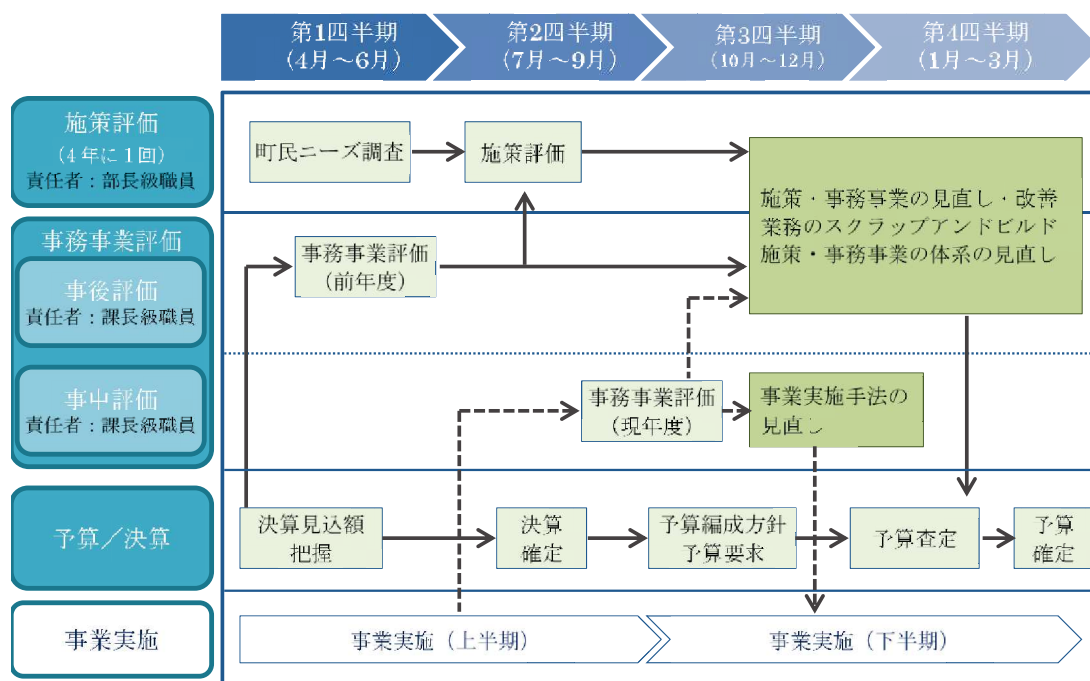
本実施計画では施策体系と組織体系の整理を行い、一つの施策を一つの部等で所管することとしています。これにより、各施策の責任者を明らかにし、それぞれの施策及び事務事業を推進する主体を明らかにします。また、施策体系と組織体系を整理することで、各施策の推進に係るインプット（経費及び人員）を明らかにし、各施策責任者がそれぞれの業務・組織マネジメントを効率的に実施できる体制を構築するとともに、計画の効率的な推進を図ります。

・施策責任者を中心とした進行管理体制

本実施計画の効果的な推進のためには、それぞれの施策責任者を中心とした主体的な取組が必要となります。そこで、庁内分権の考え方により、各施策における計画から業務実施、評価、改善という PDCA サイクルを、各施策責任者のマネジメントのもと、各所管部課等で主体的に実行・マネジメントする体制を構築します。

※PDCA サイクル：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の頭文字を取ったもので、これを有機的に展開することで、業務の実効性を高めるという考え方です。

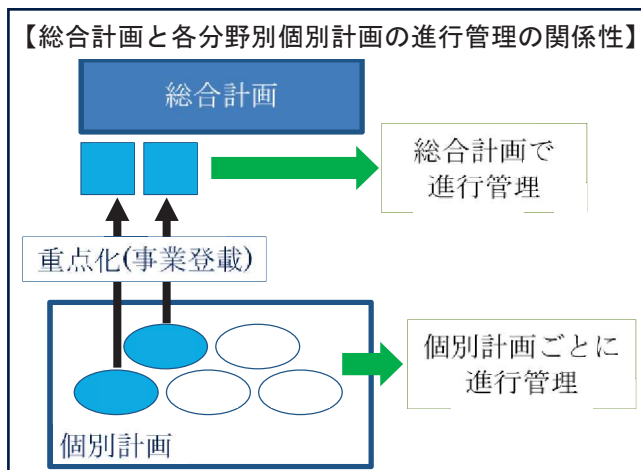
【進行管理の全体像】



3 個別計画との関係

総合計画と各行政分野における個別計画は、総合計画を最上位計画とし、互いに整合を図りながら推進することとしています。

本実施計画に登載した事務事業については、総合計画における進行管理（施策評価・事務事業評価）手法により実施しますが、各個別計画に登載の事務事業については、登載しない事務事業も含めて、各個別計画における進行管理手法により推進することとします。



IV 計画の体系

寒川町総合計画 2040 第 1 次実施計画では、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本構想（34 ページ）に定める 6 つの基本目標と 12 の政策を推進するため、計画期間において取り組むべき施策・事務事業を体系化しています。

また、体系化された各施策・事務事業は、それぞれの目標だけでなく、上位の政策・基本目標の目指す姿（目標）を踏まえて、施策内、政策内、基本目標内、または基本目標を跨いで連携し、効果的・効率的に取り組むを推進していきます。

基本目標：章(6)	政策：節(12)	施策：項(32)	施策所管部等	ページ
第 1 章 まちづくりの原動力 となるひとづくり	第 1 節 子育て・子育て・ 教育の推進	第 1 項 子育て支援の充実	学び育成部	54
		第 2 項 子どもの育ち・発達の支援	学び育成部	56
		第 3 項 学校教育の推進	教育委員会	58
	第 2 節 生涯を通じた学びと 自己実現の促進	第 1 項 スポーツ・レクリエーション活動の推進	学び育成部	60
		第 2 項 生涯学習・地域文化の推進	学び育成部	62
		第 3 項 社会教育の振興	教育委員会	64
		第 4 項 郷土教育の推進	総務部	66
	第 2 章 生涯にわたって 自分らしく暮らせる まちづくり	第 1 節 健康寿命の延伸	第 1 項 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部
第 2 項 高齢者の健康づくりの充実			健康福祉部	70
第 2 節 福祉の充実		第 1 項 地域福祉の充実	健康福祉部	72
		第 2 項 障がい福祉の充実	健康福祉部	74
第 3 章 こころ穏やかに暮らせる まちづくり	第 1 節 自然環境の保全	第 1 項 公園・緑地等の充実	都市建設部	76
		第 2 項 自然環境保全の推進	環境経済部	78
	第 2 節 住環境の整備	第 1 項 住環境の向上	都市建設部	80
		第 2 項 地域美化の推進	環境経済部	82
		第 3 項 動物共生の推進	環境経済部	84
		第 4 項 資源循環の推進	環境経済部	86
第 4 章 安全・安心に暮らせる まちづくり	第 1 節 安全・安心の充実	第 1 項 防災対策の充実	町民部	88
		第 2 項 消防体制の充実	町民部	90
		第 3 項 交通安全・防犯対策の充実	町民部	92
第 5 章 時代に最適化した にぎわいのある まちづくり	第 1 節 都市インフラの 最適化	第 1 項 道路の整備	都市建設部	94
		第 2 項 公共交通網の整備	都市建設部	96
		第 3 項 下水道の整備	都市建設部	98
	第 2 節 市街地の整備	第 1 項 市街地整備の推進	都市建設部	100
	第 3 節 産業基盤の整備	第 1 項 商業の振興	環境経済部	104
		第 2 項 工業の振興	環境経済部	106
		第 3 項 農業の振興	環境経済部	108
		第 4 項 観光の振興	環境経済部	110
第 6 章 まちづくりのための 基盤づくり	第 1 節 つながる力の促進	第 1 項 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	112
		第 2 項 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	114
	第 2 節 持続的かつ健全な 行財政運営	第 1 項 自律的な行財政運営	企画部	116
		第 2 項 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	118

【施策及び事務事業の見方】

施策名を示しています。
また、当該施策の上位の目標（基本目標、政策）も合わせて示しています。

事務事業ごとに主なターゲットを整理し、当該施策で担う主なSDGsのゴールを示しています。（主なターゲットの整理については、142ページをご参照ください）



町民ニーズ及び状況をグラフや表、写真も用いて示しています。

施策の目標【目指す姿】を達成するために、何を目標に何をするのか事務事業を示しています。施策と同様、事務事業ごとに目標と取組概要を示しています。

町民ニーズ及び状況を踏まえ、施策目標【目指す姿】を示しています。
右ページの事務事業目標を達成することで、どのような状態（成果）を目指すのかを示しています。
また、この施策目標【目指す姿】を示す数値目標をアウトカム（成果）指標で示しています。

基本目標 まわづくりの原動力となるひとづくり

1 政策 子育て・子育て・教育の推進

1 施策 子育て支援の充実

【町民ニーズ】

- 子育てへの不安や悩みを抱えて孤立しがちな家庭への適切な対応が必要である。
- 核家族化や子育て世代の生活や関心スタイルの変化により、育児ニーズが多様化・複雑化している。
- 出産後の就業環境や新たな就労希望のニーズに対応する保育環境の整備が求められている。
- 女性の労働力率は30歳代前後において著しく低くあり、仕事と子育ての両立への支援が求められている。

【子育て支援センター 利用者数】

	H28	H29	H30	R元
【総数】	9,101	9,252	9,342	8,521
【特機児童数】				
児童数(人)	H28	H29	H30	R元
	10	11	5	5

【本市における育児支援の取組】

	H12	H17	H22	H27
利用率(%)	86.2	87.3	88.4	89.4

【女性の年齢別就業率の推移】 資料：労働調査（「不登」を除く）

【施策目標（目指す姿）】

- 子育てする人が「安心して子育てができる」と感じている。

【目標指標（単位）】

	基年	R3	R4	R5	R6
子育て支援センター利用者の満足度(%)	100	100	100	100	100
保育所待機児童数(人)	5	0	0	0	0
児童クラブ待機児童数(人)	26	0	0	0	0

① 子育て支援事業

【事務事業目標】 子育てする人が、育児不安を感じることなく子育てしている。

【目標指標（単位）】 子育て支援センター利用者数(人)

	R3	R4	R5	R6	
実績値	8,521(R元)	9,490	9,540	9,610	9,670

【取組概要】 子育て支援センターを拠点に、育児不安を抱えた家庭に対し相談や見守り、情報提供等を行う。ファミリーサポートセンターにおいて、多様化・複雑化する育児ニーズに対応する。

② 保育環境充実事業

【事務事業目標】 保育士等の処遇改善や保育所の増設・修繕等により保育環境が充実し、児童が良質な保育を受けている。

【目標指標（単位）】 待機児童の定義に対する入居率(%)

	R3	R4	R5	R6	
実績値	100(R元)	120	120	120	120

【取組概要】 保育に係る委託料、給付金等の支払いや、保育所の施設整備や増設を行う。

③ 児童クラブ

【事務事業目標】 放課後に保護者の労働力向上や子育て支援として、児童クラブを利用している。

【目標指標（単位）】 児童クラブの運営を委託数とする児童の受け入れ人数

	R3	R4	R5	R6
実績値	200	200	200	200

【取組概要】 児童クラブの運営を委託数とする児童の受け入れ人数

第1次実施計画における施策及び事務事業の体系は以下のとおりです。

章 節 項	事務事業	所管課等	事業費 (単位: 千円)				
			4年間計	R3	R4	R5	R6
1	まちづくりの原動力となるひとづくり		9,415,211	2,337,050	1,912,156	2,883,938	2,282,067
1	子育て・子育て・教育の推進		7,805,422	1,850,464	1,546,343	2,504,885	1,903,730
1	子育て支援の充実		5,593,465	1,651,604	1,318,940	1,311,058	1,311,863
	01 子育て支援事業	子育て支援課	170,270	46,191	46,280	38,497	39,302
	02 保育環境充実事業	保育幼稚園課	5,179,877	1,544,534	1,211,781	1,211,781	1,211,781
	03 児童クラブ運営事業	学び推進課	243,318	60,879	60,879	60,780	60,780
2	子どもの育ち・発達の支援		182,881	47,500	47,163	44,085	44,133
	01 母子保健事業	子育て支援課	163,477	42,649	42,312	39,234	39,282
	02 う蝕予防対策事業	子育て支援課	5,256	1,314	1,314	1,314	1,314
	03 子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課	5,908	1,477	1,477	1,477	1,477
	04 青少年健全育成事業	学び推進課	8,240	2,060	2,060	2,060	2,060
3	学校教育の推進		2,029,076	151,360	180,240	1,149,742	547,734
	01 グローバル教育推進事業	学校教育課	634,451	141,511	155,547	158,407	178,986
	02 教職員の資質向上事業	学校教育課	38,597	9,700	9,613	9,638	9,646
	03 学校給食センター整備事業	教育施設給食課	1,356,028	149	15,080	981,697	359,102
2	生涯を通じた学びと自己実現の促進		1,609,789	486,586	365,813	379,053	378,337
1	スポーツ・レクリエーション活動の推進		498,140	209,016	87,326	101,204	100,594
	01 スポーツ活動応援事業	スポーツ課	61,049	19,792	18,806	18,900	3,551
	02 スポーツ施設活性化事業	スポーツ課	437,091	189,224	68,520	82,304	97,043
2	生涯学習・地域文化の推進		6,650	1,223	2,419	1,472	1,536
	01 生涯学習振興事業	学び推進課	681	133	133	282	133
	02 地域文化振興事業	学び推進課	3,136	784	784	784	784
	03 地域間交流促進事業	学び推進課	2,833	306	1,502	406	619
3	社会教育の振興		1,100,663	275,251	274,988	275,297	275,127
	01 公民館運営事業	教育政策課	552,200	138,050	138,050	138,050	138,050
	02 総合図書館運営事業	教育政策課	537,200	134,300	134,300	134,300	134,300
	03 文化財保護事業	教育政策課	11,263	2,901	2,638	2,947	2,777
4	郷土教育の推進		4,336	1,096	1,080	1,080	1,080
	01 文書館資料保存活用事業	総務課	4,336	1,096	1,080	1,080	1,080
2	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり		1,007,087	251,244	252,744	251,764	251,335
1	健康寿命の延伸		699,189	175,442	175,634	174,384	173,729
1	生涯を通じた健康づくりの充実		562,096	141,547	141,346	139,994	139,209
	01 健康づくり事業	健康づくり課	242,159	60,191	60,738	60,545	60,685
	02 特定健康診査事業 (特別会計)	健康づくり課	183,901	47,347	46,599	45,440	44,515
	03 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健康づくり課、高齢介護課	136,036	34,009	34,009	34,009	34,009
2	高齢者の健康づくりの充実		137,093	33,895	34,288	34,390	34,520
	01 介護予防事業 (特別会計)	高齢介護課	56,938	14,086	14,284	14,284	14,284
	02 高齢者社会活動推進事業	高齢介護課	63,755	15,709	15,904	16,006	16,136
	03 高齢者生きがいづくり等支援事業	高齢介護課	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100
	04 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 (再掲)	健康づくり課、高齢介護課					
2	福祉の充実		307,898	75,802	77,110	77,380	77,606
1	地域福祉の充実		62,519	15,013	15,627	15,850	16,029
	01 認知症サポーター養成事業 (特別会計)	高齢介護課	26,180	6,138	6,487	6,696	6,859
	02 在宅医療・介護連携推進事業 (特別会計)	高齢介護課	5,768	1,262	1,502	1,502	1,502
	03 生活支援体制整備事業 (特別会計)	高齢介護課	30,571	7,613	7,638	7,652	7,668
2	障がい福祉の充実		245,379	60,789	61,483	61,530	61,577
	01 就業・就労支援事業	福祉課	16,656	4,164	4,164	4,164	4,164
	02 相談支援事業	福祉課	222,495	55,551	55,601	55,648	55,695
	03 地域生活支援拠点充実事業	福祉課	6,228	1,074	1,718	1,718	1,718
3	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		131,147	34,800	32,125	31,917	32,305
1	自然環境の保全		4,059	668	1,041	1,113	1,237
1	公園・緑地等の充実		1,641	275	365	455	546
	01 公園等協働事業	都市計画課	1,641	275	365	455	546
2	自然環境保全の推進		2,418	393	676	658	691
	01 自然共生推進事業	環境課	1,572	393	393	393	393
	02 公害防止対策事業	環境課	15,113	6,673	644	7,152	644
	03 地球温暖化防止対策推進事業	環境課	846		283	265	298
2	住環境の整備		127,088	34,132	31,084	30,804	31,068
1	住環境の向上		7,583	4,328	1,199	1,028	1,028
	01 耐震改修促進事業	都市計画課	6,871	4,150	1,021	850	850
	02 空き家対策事業	都市計画課	712	178	178	178	178
2	地域美化の推進		7,335	1,949	1,772	1,675	1,939
	01 地域美化活動推進事業	環境課	7,335	1,949	1,772	1,675	1,939
3	動物共生の推進		8,874	2,219	2,219	2,218	2,218
	01 動物対策事業	環境課	8,874	2,219	2,219	2,218	2,218
4	資源循環の推進		103,296	25,636	25,894	25,883	25,883
	01 ごみ減量化・資源化推進事業	環境課	103,296	25,636	25,894	25,883	25,883

章 節 項	事務事業	所管課等	事業費（単位：千円）				
			4年間計	R3	R4	R5	R6
4	安全・安心に暮らせるまちづくり		2,702,190	177,226	794,079	880,688	850,197
1	安全・安心の充実		2,702,190	177,226	794,079	880,688	850,197
1	防災対策の充実		47,377	16,994	9,323	10,737	10,323
	01 自主防災活動事業	町民安全課	7,200	1,800	1,800	1,800	1,800
	02 防災対策事業	町民安全課	40,177	15,194	7,523	8,937	8,523
2	消防体制の充実		2,493,858	121,876	744,288	829,134	798,560
	01 消防体制充実事業	町民安全課	2,310,371	76,697	695,221	784,008	754,445
	02 消防団活動充実事業	町民安全課	183,487	45,179	49,067	45,126	44,115
3	交通安全・防犯対策の充実		160,955	38,356	40,468	40,817	41,314
	01 交通安全活動事業	町民安全課	29,329	6,082	7,749	7,749	7,749
	02 防犯対策推進事業	町民安全課	131,626	32,274	32,719	33,068	33,565
5	時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり		3,960,994	754,238	1,108,926	1,344,340	753,490
1	都市インフラの最適化		1,440,148	304,197	395,077	358,937	381,937
1	道路の整備		999,524	194,041	284,921	248,781	271,781
	01 道路橋りょう整備事業	道路課	248,524	27,041	82,921	56,781	81,781
	02 道路橋りょう維持補修事業	道路課	751,000	167,000	202,000	192,000	190,000
2	公共交通網の整備		240,624	60,156	60,156	60,156	60,156
	01 公共交通充実促進事業	都市計画課	240,624	60,156	60,156	60,156	60,156
3	下水道の整備		200,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	01 下水道整備事業（特別会計）	下水道課	200,000	50,000	50,000	50,000	50,000
2	市街地の整備		2,131,506	351,335	616,891	888,645	274,635
1	市街地整備の推進		2,131,506	351,335	616,891	888,645	274,635
	01 寒川駅南口整備事業	都市整備課	723,296	13,000	1,686	513,010	195,600
	02 田端西地区まちづくり事業	都市整備課	1,408,210	338,335	615,205	375,635	79,035
3	産業基盤の整備		389,340	98,706	96,958	96,758	96,918
1	商業の振興		84,686	22,784	20,634	20,634	20,634
	01 商業振興事業	産業振興課	84,686	22,784	20,634	20,634	20,634
2	工業の振興		188,678	47,057	47,207	47,207	47,207
	01 企業支援事業（エコノミックガーデニング）	産業振興課	186,278	46,457	46,607	46,607	46,607
	02 企業等立地促進事業	産業振興課	2,400	600	600	600	600
3	農業の振興		27,084	6,642	6,894	6,694	6,854
	01 農業振興対策事業	農政課	27,084	6,642	6,894	6,694	6,854
	02 農産物直売所活性化事業	農政課	0	0	0	0	0
4	観光の振興		88,892	22,223	22,223	22,223	22,223
	01 観光推進事業	産業振興課	88,892	22,223	22,223	22,223	22,223
6	まちづくりのための基盤づくり		361,739	91,881	91,701	88,988	89,169
1	つながる力の促進		69,780	16,902	17,569	17,714	17,595
1	町民との協働によるまちづくりの推進		69,279	16,840	17,481	17,477	17,481
	01 自治会活動支援事業	町民協働課	55,772	13,943	13,943	13,943	13,943
	02 協働推進事業	町民協働課	13,507	2,897	3,538	3,534	3,538
2	多様な主体によるまちづくりの推進		501	62	88	237	114
	01 男女共同参画推進事業	町民窓口課	501	62	88	237	114
2	持続的かつ健全な行財政運営		291,959	74,979	74,132	71,274	71,574
1	自律的な行財政運営		260,357	63,431	67,484	64,571	64,871
	01 マーケティング推進事業	企画政策課	20,588	5,081	5,118	5,200	5,189
	02 ふるさと納税推進事業	財政課	80,192	20,048	20,048	20,048	20,048
	03 広報プロモーション活動事業	広報戦略課	159,577	38,302	42,318	39,323	39,634
	04 デジタル推進事業	デジタル推進課	109,619			54,741	54,878
2	まちづくりを支える組織と基盤づくり		31,602	11,548	6,648	6,703	6,703
	01 職員力向上事業	人事課	31,602	11,548	6,648	6,703	6,703
	合計		17,578,368	3,646,439	4,191,731	5,481,635	4,258,563

※本表の合計額は、本実施計画に搭載している事業費の合計であるため、非搭載の事業費や経費、人件費などを除いているとともに、一部特別会計を含めています。

そのため、47ページの財政計画（すべての事業費、経費、人件費を含めた一般財源）とは合計金額が異なります。

基本目標 まちづくりの原動力となるひとづくり

政策 子育て・子育て・教育の推進

1 1 施策 1 子育て支援の充実

【町民ニーズ】

- 子育てへの不安や悩みを抱えて孤立しがちな家庭への適切な対応が必要です。
- 核家族化や子育て世代の生活や就労スタイルの変化により、保育ニーズが多様化・複雑化しています。
- 出産後の就労復帰や新たな就労希望のニーズに対応する保育環境の整備が求められています。
- 女性の労働力率は30歳代前後において著しく伸びており、仕事と子育ての両立への支援が求められています。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 不安解消や悩み相談の場である子育て支援センターの利用者数が伸び悩んでいます。
- 親族世帯数に占める核家族世帯の割合が増加傾向にあり、地域の中で支援を必要とする子育て世帯が増えています。
- 保育所等や児童クラブの整備により定員は増加していますが、保育ニーズも増加しているため、待機児童の解消には至っていません。

【女性の年齢別労働力率の推移】資料：国勢調査

年齢	平成17年	平成27年
15～19歳	24.3	20.7
20～24歳	62.3	66.6
25～29歳	68.8	70.6
30～34歳	57.9	62.4
35～39歳	58.4	63.3
40～44歳	68.5	68.2
45～49歳	71.9	71.7
50～54歳	66.2	64.2
55～59歳	56.8	48.4
60～64歳	36.8	36.8

【子育て支援センター 利用者数】

	H28	H29	H30	R元
延人数(人)	9,101	9,252	9,342	8,521

【寒川町における親族世帯の中の核家族世帯の割合】

	H12	H17	H22	H27
核家族世帯の割合(%)	86.2	87.3	88.4	89.4

資料：国勢調査（「不詳」を除く）

【保育所等の待機児童数】

	H28	H29	H30	R元
児童数(人)	10	11	5	5

【施策目標（目指す姿）】

子育てする人が「安心して子育てができる」と実感している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
子育て支援センター利用者の満足度(%)	-	100	100	100	100
保育所待機児童数(人)	5(R元)	0	0	0	0
児童クラブ待機児童数(人)	26(R元)	0	0	0	0

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を実践しよう

具体的な取り組み ～事務事業～

① 子育て支援事業

【事務事業目標】
子育てする人が、育児不安を感じることなく子育てしている。

【目標指標（単位）】
子育て支援センター利用者数(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
8,521(R元)	9,490	9,540	9,610	9,670

【取組概要】
子育て支援センターを拠点に、育児不安を抱えた家庭に対し相談や見守り、情報提供等を行います。ファミリーサポートセンターにおいて、多様化・複雑化する保育ニーズに対応します。

② 保育環境充実事業

【事務事業目標】
保育士等の処遇改善や保育所等の新設・修繕等により保育環境が充実し、児童が良質な保育を受けている。

【目標指標（単位）】
保育施設の定員に対する入所率(%)

基準年	R3	R4	R5	R6
106.4(R元)	120	120	120	120

【取組概要】
保育に係る委託料、給付費、補助金等の交付や保育所等の施設整備や修繕に係る補助金を交付します。

【目標指標（単位）】
保育の確保提供量(入所定員)(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
704(R元)	704	750	769	769

③ 児童クラブ運営事業

【事務事業目標】
放課後に保護者の労働などにより保育を必要とする就学児童が、健全育成の場として児童クラブを利用している。

【目標指標（単位）】
児童クラブの定員に対する入所率(%)

基準年	R3	R4	R5	R6
111.1(R元)	100	100	100	100


【取組概要】
児童クラブの運営を委託し、放課後に保育を必要とする児童の受け入れを行います。

【目標指標（単位）】
保育の確保提供量(入所定員)(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
226(R元)	270	301	309	315



基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり		
1	政策	子育て・子育て・教育の推進	
	1	施策	子どもの育ち・発達の支援
		2	

<p>【町民ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期・育児期を通じて母子の体調・子どもの発達への不安や悩みを持つ妊産婦が増加しており、支援のための適切な取り組みが求められています。 青少年の健やかな心身が育成されるよう、成長の見守りや支援が求められています。 	<p>【新規に特定妊婦として把握した人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規特定妊婦把握人数(人)</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定妊婦：妊娠中から家庭環境などによるリスクが高く、出産前から支援を継続することが必要な方をいいます。</p>		H28	H29	H30	R元	新規特定妊婦把握人数(人)	2	10	3	10
	H28	H29	H30	R元							
新規特定妊婦把握人数(人)	2	10	3	10							
<p>【町を取り巻く環境（課題等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクが高く支援を要する妊婦（特定妊婦）があり、妊娠中から継続した支援が求められています。 青少年の放課後の過ごし方や遊びの変化により、青少年健全育成事業への参加が減少しています。 SNSなどの普及により、青少年を取り巻く環境が多様化しており、様々なリスクも存在しています。 											

【施策目標（目指す姿）】	子どもが心身ともに健やかに成長している。				
【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
児童虐待受件数(件)	27(R元)	25	24	23	22
養育支援訪問事業対象家庭数（家庭）	10(R元)	14	15	16	17
ジュニアリーダーズクラブ会員数（人）	10(R元)	13	16	19	22



3 すべての人に
暮らしを豊かに



4 誰の思いも
みんなに



16 笑顔と希望を
すべての人に

具体的な取り組み ～事務事業～

① 母子保健事業					
【事務事業目標】 保護者も子どもも心身ともに健やかに過ごせている。	【目標指標（単位）】 4種健診受診率の平均値（%）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	98.2 (R元)	100	100	100	100
【取組概要】 妊娠期からの切れ目ない各種教室、相談、健診、訪問等の実施により、妊婦や乳幼児・保護者の健康の保持増進と不安解消を図ります。					
② う蝕予防対策事業					
【事務事業目標】 子どもの歯磨き習慣が定着し、口腔の健康が増進している。	【目標指標（単位）】 2歳児歯科健診の受診率（%）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	91.3(R元)	92	92.5	93	93.5
【取組概要】 2歳児歯科健診でブラッシング指導と栄養教育を行うとともに、母子保健事業においても妊娠期からの切れ目ない口腔衛生の啓発を実施します。					
③ 子育て世代包括支援センター事業					
【事務事業目標】 妊婦や乳幼児・保護者が、必要な母子保健サービス等を利用している。	【目標指標（単位）】 継続支援延べ件数（件）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	1,590(R元)	2,800	2,850	2,900	2,950
【取組概要】 妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要な母子保健サービス等を円滑に利用できるよう関係機関と連携して支援を実施します。					
④ 青少年健全育成事業					
【事務事業目標】 青少年が異年齢や多様な人々との交流を経て、健やかに成長している。	【目標指標（単位）】 青少年健全育成事業の参加者数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	181(R元)	207	233	259	285
【取組概要】 子どもまつりや小学生体験学習の実施、ジュニアリーダーズクラブの活動支援、子ども議会などの取り組みを行います。					

基本目標 **まちづくりの原動力となるひとづくり**

政策 **子育て・子育て・教育の推進**

1 **1** 施策 **3** **学校教育の推進**

【町民ニーズ】

- 外国人や外国文化について交流したいと考える子どもが多くなります。(小学校 69%, 中学校 62%)
- 大部分の子どもたちが英語の勉強は大切であり、将来、社会で役に立つと考えています。(中学校 81%)
- 学校の授業やそれ以外で、日常的に英語を使う機会が不足していると考えて子どもが多くなります。(中学校 66%)
- 大部分の子どもたちが授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと考えています。(小学校 81%, 中学校 72%)

外国人教育及び情報教育に関する町民（児童・生徒）の意識

平成31年度全国学力学習状況調査（文部科学省）

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 2030年までに約49%の仕事がAIにより自動化される可能性が高いとの研究結果が示され、対応が必要です。
- 新学習指導要領により小学校で外国語教育が早期化・教科化され、授業時間も大幅に増加しました。
- 新学習指導要領により中学校で外国語教育の内容（文法・語彙）が高度化されました。
- 中小企業海外現地法人が7年間（～2015年）で約2.5倍、訪日外国人旅行者が4年間（～2016年）で約3倍に増加しています。

今後のビジネスパーソンにとって重要な知識やスキル（複数回答）

TOEIC 英語活用実態調査【企業・団体・ビジネスパーソン】
（一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会）

【施策目標（目指す姿）】

人工知能等の情報技術の発達と共にグローバル化する予測困難な社会において、子どもたちが「生きる力」を身につけている。

生きる力：変化に対しても主体的に関わることができる
感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を發揮する力
よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
自己肯定感をもつ子どもの割合（全国学力・学習状況調査）	68(R元)	71	74	77	80
課題解決に向けて自ら考え、行動する子どもの割合（同上調査）	71(R元)	73	75	77	80
英語の勉強が好きな子どもの割合（同上調査）	54(R元)	58	62	66	70
日常的に朝食を食べる子どもの割合（％）	73(R元)	73	73	73	78

2 子育てを
笑顔に

4 夢の未来・夢を
みんなに

具体的な取り組み ～事務事業～

① グローバル教育推進事業

【事務事業目標】
児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力が向上している。

【目標指標（単位）】
児童生徒が英語指導者との授業等に満足している割合（％）

基準年	R3	R4	R5	R6
90 (R元)	91	92	93	94

小学校における基礎力定着問題の正答率（％）

基準年	R3	R4	R5	R6
80 (R元)	81	82	83	84

中学校における基礎力定着問題の正答率（％）

基準年	R3	R4	R5	R6
60 (R元)	61	62	63	64

【取組概要】
各校1名の外国人指導者を常駐配置し、授業内外での外国語使用の機会を創出します。
今新たに求められている、ICT機器の効果的な活用等を通じた指導を行います。

② 教職員の資質向上事業

【事務事業目標】
児童生徒の「生きる力」を育むことができる教職員の資質が向上している。

【目標指標（単位）】
教職員研修会、教育講演会への参加対象教職員の割合（％）

基準年	R3	R4	R5	R6
70 (R元)	72	74	76	78

【取組概要】
若手教員の育成及び学校経営を先進的に牽引・支援できる専門指導員を各校に配置します。
研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行います。

③ 学校給食センター整備事業

【事務事業目標】
児童生徒の食の意識が改善し、心身ともに健全に成長している。

【目標指標（単位）】
学校給食センター整備

基準年	R3	R4	R5	R6
-	-	-	●	●

【取組概要】
学校給食センターを整備し、小学校中学校への完全給食を行います。
整備後は、学校給食センターを活用し、給食を通じた食の意識改善を強化します。

基本目標 まちづくりの原動力となるひとづくり

1 政策 生涯を通じた学びと自己実現の促進

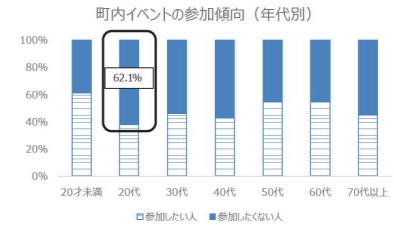
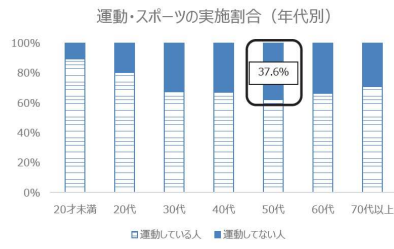
2 施策 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【町民ニーズ】

- スポーツ施設は、不具合箇所の修繕のみならず、質的向上やスポーツイベントに適した照明、音響設備の設置など、高質な環境整備を求める声が高まっています。
- 公共スポーツ施設は、週末や休日に利用希望者が集中する傾向にあり、施設数の増加を望む声があります。
- 町の認知度向上や魅力発信を目的に取り組んでいるBMXやスケートボードについて、町内外の関心が高まっています。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- スポーツ施設のニーズに対し、施設の経年劣化が進んでいます。
- 仕事・育児・家事が忙しくて時間がない、機会がないことが理由で40～50才代の運動不足が懸念されています。
- 20才代は町が主催する教室やイベントには興味が無いが、運動はしている傾向にあります。
- 中学校の運動部活動は、少子化の影響により一校でチーム編成できない場合や、自分がやりたい競技、種目がない場合もあり多様なスポーツにふれる機会が提供できていません。



【施策目標（目指す姿）】

豊かなスポーツライフを通して人と地域がつながり、だれもがいつでも身近にスポーツに親しみながら元気なまちで元気に暮らしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
週1日以上運動・スポーツを楽しむ人の割合 (%)	44.3(R元)	48	50	52	54

3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを

具体的な取り組み ～事務事業～

① スポーツ活動応援事業

【事務事業目標】
町が提供する機会をきっかけにさまざまなスポーツにふれる機会を得ている。

【目標指標（単位）】
スポーツ教室・イベントの参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
1,615 (R元)	1,680	1,745	1,810	1,875

【取組概要】
スポーツ教室、イベント、大会のを充実や、競技力向上のための支援を行います。また、地域のスポーツ団体等との連携を推進します。

基準年	R3	R4	R5	R6
592 (R元)	616	640	664	688

② スポーツ施設活性化事業

【事務事業目標】
スポーツ施設を拠点に日常的に運動やスポーツを楽しむ人が増加している。

【目標指標（単位）】
スポーツ施設利用者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
330,408(R元)	248,900	274,350	324,200	361,400


【取組概要】
公共スポーツ施設の不具合の改善や指定管理者制度を導入することで、保全対策、整備の充実、利便性の向上を図ります。



基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり	
1	政策	生涯を通じた学びと自己実現の促進
	2	生涯学習・地域文化の推進

【町民ニーズ】

- 町民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の充実が求められています。
- 学習した成果が適切に評価され、それを生かした様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりが求められています。
- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会の拡充と支援が求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 町民の多様化する学習ニーズに対応できるよう、学ぶ環境を整備する必要があります。
- 生涯学習を担う人材の活用を支援する必要があります。
- 文化活動への若い世代の参加が少ないため、各団体の会員増への取り組みや若い世代の参加を促せるよう事業を工夫する必要があります。
- インターネットによる動画配信サービス等の普及により、個人で学習する機会が充実してきている中で、町内で行う生涯学習や地域文化の価値や在り方の再認識が重要です。




【施策目標（目指す姿）】

町民のだれもが自由に学習活動や文化活動に参加し、その成果が個人の生活や地域での活動等に生かされている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」登録者数（人）	33(R元)	35	37	39	40

4 質の高い教育をみんなに



具体的な取り組み ～事務事業～

① 生涯学習振興事業

【事務事業目標】 町民が自主的・主体的に学ぶ機会、教える機会を得ている。	【目標指標（単位）】 町民大学等各種講座参加者数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	19,950(R元)	20,000	20,000	20,000	20,000

【取組概要】
様々な媒体を活用して学習情報を提供します。生涯学習を支える人材の発掘や育成を進めます。

② 地域文化振興事業

【事務事業目標】 町民が自主的・主体的に文化活動をしている。	【目標指標（単位）】 文化事業等参加者数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	6,615(R元)	7,000	7,000	7,000	7,000

【取組概要】
寒川町文化祭等を開催し、町民が地域文化に触れる機会を提供します。町内の文化団体の活動を支援します。

③ 地域間交流促進事業

【事務事業目標】 町民が町外住民や外国人と交流し、地域間の違いを知り、寒川町の地域文化を再認識している。	【目標指標】 地域間交流事業参加者数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	3,541(R元)	2,500	2,500	2,500	2,500

【取組概要】
町民の姉妹都市交流活動を支援します。さむかわ国際交流協会の事業を支援します。

寒川町の姉妹都市：寒河江市
平成2年（1990年）に町制50周年を記念して、山形県寒河江市と姉妹都市を締結しました。

基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり			
1	政策	生涯を通じた学びと自己実現の促進		
	2	施策	社会教育の振興	
		3		

【町民ニーズ】

- 社会環境が変化する中で、町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組が期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学習活動を支援する機能を一層強化することが求められています。

寒川町の公民館利用者の年代（令和元年度）

年代	割合
19歳以下	3%
20歳代	4%
30歳代	2%
40歳代	7%
50歳代	0%
60歳代	19%
70歳以上	65%

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 公民館の利用者の高齢化や固定化が進んでいます。また、利用者数は減少傾向にあります。
- 図書館の来館者数は維持しているものの、子どもの読書ばなれや、情報を得るための読書の機会は減少していることから、貸出点数は減少傾向にあります。
- 町内に貴重な文化財が多数ありますが、認知度を高める方策が必要となっています。

寒川町の図書館（室）年度別利用状況

年度	総来館者数	総貸出点数
H27	305,595	378,664
H28	299,296	365,402
H29	291,372	348,340
H30	316,465	350,876
R1	312,532	319,213

【施策目標（目指す姿）】

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに活かされている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
サークル等の社会教育関係団体利用人数（人）	62,122 (R元)	64,000	65,000	66,000	67,100
人口1人あたりの貸出点数（点）	4.0(R元)	4.4	4.6	4.8	5.0
指定・登録文化財の件数（件）	22(R元)	24	24	24	25

4 目の高い教育をみんなに

11 組み分けられるまちづくりを

具体的な取り組み ～事務事業～

① 公民館運営事業

【事務事業目標】
地域活動への関心を持つ町民が増えている。子どもの成長に関する知識や体験が増えている。

【目標指標（単位）】
公民館講座等の参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
15,239 (R元)	15,750	16,000	16,250	16,500

親子・子ども対象事業の参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
4,173 (R元)	4,200	4,300	4,400	4,500

【取組概要】
新たな公民館利用者を増やすために、ニーズをとらえた講座を開催します。家庭教育を支援する学習機会を提供します。

② 総合図書館運営事業

【事務事業目標】
図書館が学びを支える情報拠点となり、町民の幸せと誇りを創出している。幼児期からの読書習慣が定着している。

【目標指標（単位）】
図書館利用登録者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
21,647 (R元)	22,000	22,400	22,800	23,000

子ども対象の利用促進事業の参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
2,107 (R元)	2,150	2,200	2,250	2,300

【取組概要】
図書館の資料の充実を図ります。幼児期から図書館に来る機会づくりを充実します。

③ 文化財保護事業

【事務事業目標】
町民が寒川町の文化財は貴重であると認識している。寒川の文化財が後世へ継承されている。

【目標指標（単位）】
文化財保護普及啓発事業の参加者数

基準年	R3	R4	R5	R6
192 (R元)	200	205	210	215

【取組概要】
講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会を創出します。各種文化財の調査や、適正な保護・管理のため補助や維持管理を実施します。

基本目標 まちづくりの原動力となるひとづくり

1 政策 生涯を通じた学びと自己実現の促進

2 施策 4 郷土教育の推進

【町民ニーズ】

- ・ 家の建て替えなどで持ちきれなくなった記録資料の受け入れ先を探す人が増えています。
- ・ 先祖調べ、土地の履歴、過去の災害等を調査する人が増えており、それらのニーズに対応(資料整理・環境整備)することが求められています。
- ・ 団体の記念誌作成等、過去の写真等の記録資料を利用したいという請求を受けます。



資料保存ワークショップ

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 地域社会の変容や自然災害等により、記録資料は散逸・消滅の危機にさらされています。地域の記録資料はいわば地域の履歴書であり、これらを適切に保存する必要があります。
- ・ 記録資料を授業で活用する等、学校現場との連携が十分にできていません。



図書館・文書館体験ツアー

【施策目標（目指す姿）】

町民が町の歴史を認識し、郷土愛（シビックプライド）が醸成されている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
文書館の利用件数（件）	532 (H31)	548	564	581	598



具体的な取り組み ～事務事業～

① 文書館資料保存活用事業

【事務事業目標】 町民が文書館資料を通じて、町の歴史を認識している。	【目標指標（単位）】 普及事業への参加人数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	7,321(R元)	7,541	7,767	8,000	8,240
【取組概要】 町に関する記録資料を収集・保存し、普及事業やSNSによる発信、学校連携事業等に活用します。	SNSコンテンツの閲覧者（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	565,403(R元)	582,365	599,836	617,831	636,366

基本目標 **生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり**

政策 **健康寿命の延伸**

1 **生涯を通じた健康づくりの充実**

【町民ニーズ】

- 一人ひとりが生涯にわたって健康を維持したいと思っている。
- 健康寿命の延伸のためには地域や人とのつながりが必要と思っている。
- 健康維持のため、健診の受診や食事・体を動かすこと・睡眠に重点を置いているため、栄養や運動・睡眠についての講座に需要がある。健康を維持するため測定や体験型の講座について受講者が多く、要望がある。

健康の維持・増進のために、どのような事に重点をおいて取り組んでいますか。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 全国平均と比較すると町の不健康期間が長い。
- ひとや地域のつながりを継続的に維持していくため、ニーズに合わせた事業の実施と参加を促すことが必要。
- がん検診受診率は胃がんは県平均と比べ低い。
- 寒川町における外来医療費の20.6%は生活習慣病関連（糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患）である。生活習慣病の治療は生涯続くため、町の社会保障費に大きく影響する。
- 75歳以上の医療費の上位に骨折が入っている。

がん検診受診率（H29）

	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
寒川町	6.1%	14.1%	16.2%	4.4%	7.3%
神奈川県	6.9%	9.0%	9.1%	13.5%	11.5%

（厚生労働省のがん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書の第2指標を基に算出）

【施策目標（目指す姿）】

町民の健康寿命が延伸している。
町民が日常生活の中で自主的に健康づくりに取り組んでいる。

目標指標（単位）	基準年	R3	R4	R5	R6
平均自立期間（歳）	男性80.2 女性83.5 (H30)	男性:80.2 女性:83.5	男性:80.3 女性:83.6	男性:80.4 女性:83.6	男性:80.5 女性:83.7
骨密度測定結果で骨粗しょう症が疑われる割合（%）	17.2(R2)	17.0	17.0	16.0	16.0
胃がん検診受診率（%） (受診者数/40歳以上の人口)	4.7(R元)	4.7	4.8	4.8	4.9
外来医療費のうち糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患が占める医療費の割合（%）	20.6(R元)	20.5	20.5	20.4	20.4

3 子育て世代に健康と福祉を

具体的な取り組み ～事務事業～

① 健康づくり事業

【事務事業目標】
町民が健康づくりを通じて、ひとや地域とつながる機会を得ている。
胃がんの検診受診者が増えている。
骨粗しょう症の減少により、高齢者の骨折が減っている。

【目標指標（単位）】
健康づくり体操の日参加者数(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
1,005(R元)	1,005	1,030	1,055	1,080

事業展開において連携した関係団体（機関）数

基準年	R3	R4	R5	R6
0(R2)	2	5	5	6

【取組概要】
健康づくり体操の日を開催します。
事業展開において連携した関係団体数を増やします。
胃がん検診を実施します。
骨粗しょう症予防事業参加人数を増やします。

胃がん集団検診受診者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
284(元)	284	314	314	344

骨粗しょう症予防事業参加人数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
58(R2)	60	150	200	200

② 特定健康診査事業

【事務事業目標】
町民が生活習慣病の発症及び重症化を適切に予防している。

【目標指標（単位）】
特定健康診査受診率（%）

基準年	R3	R4	R5	R6
45.0(R2)	47.0	49.0	50.0	50.0

【取組概要】
受診者、未受診者の要因分析を行い、実態に即した受診勧奨を行います。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事務事業目標】
町民がフレイル及び生活習慣病重症化を適切に予防している。

【目標指標（単位）】
高齢者健康診査受診率（%）

基準年	R3	R4	R5	R6
36.1(R元)	38.0	40.0	40.3	40.5

【取組概要】
現場出張型の健康づくり啓発により、受診勧奨を直接促します。
関係機関との連携体制を強化し、効果的に健康づくりの意識の醸成を図ります。

フレイルとは
日本老年医学会が2014年に提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」を意味します。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指しますが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性があります。

基本目標 **生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり**

2 政策 **健康寿命の延伸**

1 施策 **2 高齢者の健康づくりの充実**

【町民ニーズ】

- 要介護・要支援・フレイル状態にならないために身体機能の維持に対する支援のニーズが高まっています。
- 自立した生活を送り続けるための知識やアドバイスを身近なところで得ることで生活を維持したいと考えている人がいます。
- 本人・配偶者及び同居する家族への認知症・介護保険制度に対する支援のニーズが高まっています。

寒川町高齢者アンケート
問9 (5) 今後、健康づくりや介護予防の施策として充実していくことが必要だと思うことは何ですか (あてはまるもの3つまで選択)

回答者数 = 240	割合 (%)
認知症予防	45.0
相談窓口の充実	29.6
生活習慣病の予防	31.7
高齢期のうつ予防	10.0
食生活(栄養など)改善	19.2
口腔機能	10.8
気楽に集える場づくり	29.2
身体機能の維持	51.7
その他	1.3
無回答	8.7

【町を取り巻く環境 (課題等)】

- 体を定期的に動かす機会がありません。
- フレイル予防の普及、健康教育を一体的に行っていません。
- 人と話す機会が無く、家に閉じこもりがちになる高齢者が増えており、いざという時に頼れる人がいない状況があります。

【施策目標 (目指す姿)】

自分のことは自分でできる高齢者が増えている。

【目標指標 (単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
外に出かけない割合 (%)	4.2(R元)	-	3.8	-	-
シルバー人材センター会員の活動延べ人数 (人)	34,399 (R元)	33,606	34,817	35,423	36,029
シニアクラブ会員の事業参加延べ人数 (人)	4,740 (R元)	4,750	4,800	4,850	4,900
一体的実施事業で関わった団体の場での参加者数 (人)	-	30	40	40	50

3 子育ての人の増加と福祉を

具体的な取り組み ~事務事業~

① 介護予防事業

【事務事業目標】
地域とつながり外出する高齢者が増えている。動機となる運動自主グループの増加を目指す。

【目標指標 (単位)】
介護予防事業の参加延べ人数 (人)

基準年	R3	R4	R5	R6
6,617(R元)	5,464	5,560	5,672	5,768

【取組概要】
元気はっけん広場、高齢者健康トレーニング教室で運動の場を提供し、自主運動グループの増加を支援するため介護予防講師の派遣を行います。

② 高齢者社会活動推進事業

【事務事業目標】
高齢者が社会活動の場を通じて定期的に体を動かす機会と外出する機会を得ている。

【目標指標 (単位)】
シルバー人材センター会員数 (人)

基準年	R3	R4	R5	R6
278(R元)	308	325	343	362

【取組概要】
シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の新たな仕事の掘り起こしを行い、会員の活動機会を増やすことができるようにします。

【目標指標 (単位)】
シルバー人材センター会員の活動実人数

基準年	R3	R4	R5	R6
251(R元)	259	267	274	282

③ 高齢者生きがいづくり等支援事業

【事務事業目標】
高齢者が地域での生きがいを持ち、定期的な外出の機会を得ている。

【目標指標 (単位)】
シニアクラブ会員数 (人)

基準年	R3	R4	R5	R6
690(R元)	695	700	705	710

【取組概要】
シニアクラブの活動を支援し、クラブの活性化を通じ、会員相互の親睦の機会を増やすことができるようにします。

【目標指標 (単位)】
シニアクラブ会員の実人数

基準年	R3	R4	R5	R6
619(R元)	647	661	675	689

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

【事務事業目標】
高齢者が住み慣れた地域で一体的な保健指導や健康支援を受けている。

【目標指標 (単位)】
一体的実施事業で関わった団体数 (団体)

基準年	R3	R4	R5	R6
-	3	4	4	5

【取組概要】
通いの場への積極的な関与 (ポピュレーションアプローチ) を行い、フレイル予防啓発や健康教育を行います。

基本目標	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり				
2	政策	福祉の充実			
	2	施策	地域福祉の充実		
		1			

【町民ニーズ】

- 認知症の人とその家族等を支える仕組みづくりが求められています。在宅介護・医療の相談窓口や関係機関との連携に関する施策の充実に望みがあります。

※要介護1以上の認定者の介護者は、認知症状への対応を最も不安に感じています。

□ 要支援1・2(n=43) ■ 要介護1・2(n=118) ▨ 要介護3以上(n=52)

資料：令和元年度 在宅介護実態調査結果(後掲)

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 高齢者人口の増加とともに、認知症の人の割合が増加しています。高齢者世帯や地域には多様な個々人の困りごとがあります。
- 認知症の人のトラブルを防ぐために、認知症に関する正しい知識や、具体的な対応方法を周知する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するための生活支援等サービスの創出が必要です。

【施策目標（目指す姿）】

地域が支えることで高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けることができる。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
認知症サポーター数（人）	7,942(R元)	8,842	9,292	9,742	10,192
多職種連携研修会参加満足度（%）	92(R元)	100	100	100	100
生活支援・介護予防サービス開発数（個）	-	1	0	1	0

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを

具体的な取り組み ～事務事業～

① 認知症サポーター養成事業

【事務事業目標】
認知症の人とその家族等が地域に支えられて暮らすことができる。

【目標指標（単位）】
認知症サポーター養成講座受講者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
507(R元)	450	450	450	450

【取組概要】
町内に在住・在学・在勤する人が、認知症の人やその家族等を支える人材になれるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。

② 在宅医療・介護連携推進事業

【事務事業目標】
医療と介護の関係機関が連携体制することで、充実した医療・介護・保健サービスが提供できている。

【目標指標（単位）】
多職種連携研修会参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
-	600	600	600	600

【取組概要】
多職種の関係者が効果的に連携する体制を構築するために、多職種連携研修会を開催します。

③ 生活支援体制整備事業

【事務事業目標】
高齢者の必要とする生活支援等サービスを抽出し、開発に結び付けている。

【目標指標（単位）】
生活支援・介護予防必要サービス抽出数（個）

基準年	R3	R4	R5	R6
-	1	1	1	1

【取組概要】
町の地域資源を活用し、生活支援等サービスに関して必要な基盤の整備を協議、開発、推進する。

基本目標 **生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり**

政策 **福祉の充実**

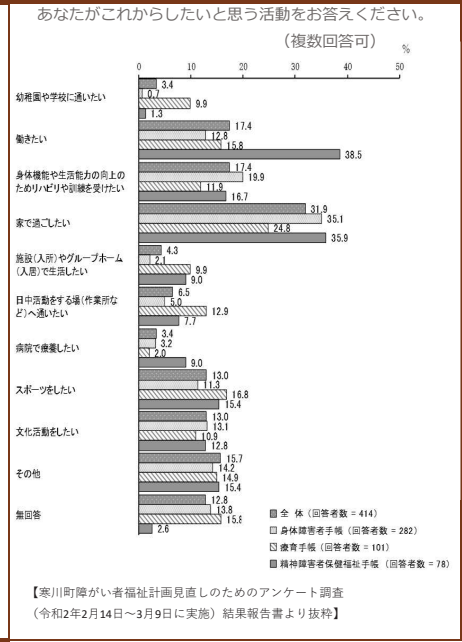
2 **2** 施策 **2** **障がい福祉の充実**

【町民ニーズ】

- 働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場の確保が求められています。
- 相談支援により、障がいのある人の抱える課題を解決することが期待されています。
- 緊急時の対応や障がいのある人のライフステージに応じた多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能の強化が求められています。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 障がい者の就業・就労については、国でも様々な施策が打ち出されていますが、就業・就労までつながっていない状況にあります。また、障がいについての配慮や理解不足により、就業・就労の継続ができないケースも生じています。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応調整を含め、町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービスの提供体制の強化が必要となっています。



【施策目標（目指す姿）】

障がいのある人が、その人に合った活動・就労の機会を得ることにより、地域社会の一員として暮らしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
一般企業への就労者数（人）	6(R元)	6	7	8	9
緊急時の対応率（%）	—	100	100	100	100

8 働きがいある経済成長も

10 人の国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

具体的な取り組み ～事務事業～

① 就業・就労支援事業

【事務事業目標】
働きたいという意欲がある障がいのある人が、その適性にあった就業・就労をすることができている。

【目標指標（単位）】
一般就労に向けたサービス受給者数

基準年	R3	R4	R5	R6
17 (R元)	16	16	16	16

【取組概要】
就業・就労や就業・就労に伴って生じる生活上の問題に対し、相談や支援を行います。

② 相談支援事業

【事務事業目標】
障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができている。

【目標指標（単位）】
相談支援件数

基準年	R3	R4	R5	R6
2,497(R元)	2,427	2,427	2,427	2,427

【取組概要】
精神保健福祉士の配置、相談事業所及び基幹相談支援センターの委託を継続することで、多様な相談内容に対応していきます。

③ 地域生活支援拠点充実事業

【事務事業目標】
障がいのある人が緊急時に居場所が確保できるようにする。

【目標指標（単位）】
緊急時の居場所確保数

基準年	R3	R4	R5	R6
—	2	2	2	2

【取組概要】
緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて受入れ対応等を行う地域生活支援拠点の取り組みを進めます。

基本目標 **こころ穏やかに暮らせるまちづくり**

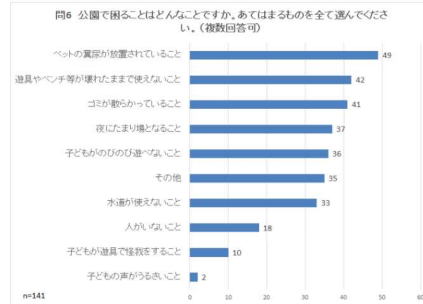
3

政策 **自然環境の保全**

1 施策 **1 公園・緑地等の充実**

【町民ニーズ】

- 公園や緑地において、細やかな管理が求められています。
(遊具やベンチ等の修理、植物の剪定など)
- いつもきれいな公園であることが求められています。
(ペットの糞尿やごみの放置など)
- 子供達がのびのび遊べる、安全・安心して遊べる公園が求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 公園・緑地への細やかな対応ができる体制が取れていない。
(植物の剪定、清掃など)
- 施設全体が古くなってきており、手入れが必要な施設が増加している。
(遊具やベンチ等の修理)

【施策目標（目指す姿）】

誰もが公園・緑地等を地域の庭として親しんでいる。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
公園・緑地等の満足度 (%)	58(R元)	60	62	64	66



具体的な取り組み ～事務事業～

① 公園等協働事業

【事務事業目標】

地域住民が地域の公園や緑地の管理や活用に関わっている。

【目標指標（単位）】

公園愛護会登録団体数（団体）	基準年	R3	R4	R5	R6
	0(R元)	9	12	15	18

【取組概要】

地域住民のニーズを捉えながら、公園・緑地等を協働により管理・活用する体制を根付かせます。



壊れて座れないベンチ



蛇口が壊れている水飲み場



剪定が追いつかない植栽や樹木

基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策	自然環境の保全	
	1	施策	自然環境保全の推進
		2	

【町民ニーズ】

- 水がきれいで、緑豊かな自然環境が求められています。子供から大人まで気軽に自然に触れることができる環境づくりが求められています。(アンケートで「自然に触れ合う機会がない」と44%の方が回答)
- 自然環境の不満については「水辺に親しめる場所がない」「川にごみが多い」「自然に関するイベント等の情報を知らなかった」という意見が多く寄せられています。(アンケート)
- 大気汚染や水質汚濁などの公害を防止するための取組が求められています。

自然に関する事業の参加者数

年度	野鳥観察会など	相模川美化キャンペーン	目久尻川グリーン作戦	合計
平成29年度	903	944	136	1,493
平成30年度	901	843	237	1,461
令和元年度	950	765	187	1,302

公害密情・対応件数(大気汚染・水質事故)

年度	大気汚染	水質事故	合計
平成29年度	9	2	11
平成30年度	6	1	7
令和元年度	11	5	16

【町を取り巻く環境(課題等)】

- 野鳥観察会などの自然に関する事業、さむかわエコネットの事業として実施している目久尻川クリーン作戦は一定の参加がある。
- 一方で、毎年5月実施の相模川美化キャンペーンの参加人数は減少傾向にある。製造業が多い産業構造であるため、大気や水質などの公害防止対策を重点的に行う必要がある。
- 昨今の気候変動に伴う自然災害の顕在化を受けて、二酸化炭素排出量の削減などの地球温暖化防止の取組を行う必要がある。

【施策目標(目指す姿)】

町民が自然豊かな寒川町に幸せと誇りを感じている。
町、町民、環境団体、事業所が一体となって自然環境の保全に取り組んでいる。

【目標指標(単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
自然に関する事業の参加者数(人)	1,302(R元)	1,320	1,340	1,360	1,380
町内事業所に起因する大気汚染苦情件数(件)	4(R元)	3	2	1	0
町内事業所に起因する水質事故対応件数(件)	2(R元)	1	1	0	0
ゼロカーボンの推進に資する設備等のCO2削減の目安(町補助による累計・t-CO2)	1,397(R元)	1,412	1,444	1,513	1,581

3 全ての人に健康を促す

7 2050年までに気候変動を抑制する

13 気候変動に具体的な対策を

15 海の豊かさを守ろう

具体的な取り組み ～事務事業～

① 自然共生推進事業

【事務事業目標】
町民が町内の自然の豊かさを認知し、自然とふれあっている。

【目標指標(単位)】
自然に関する事業の参加団体数(団体)

基準年	R3	R4	R5	R6
53(R元)	54	55	56	57

【取組概要】
川の生き物調査など町の豊かな自然と触れ合う体験事業や河川美化活動を実施します。
また、環境団体との協働を進めます。

② 公害防止対策事業

【事務事業目標】
事業所からの水質汚濁、大気汚染などの公害を防止し、豊かな自然を守る。

【目標指標(単位)】
環境保全研修会の参加事業所数(事業所)

基準年	R3	R4	R5	R6
21(R元)	22	23	24	25

【取組概要】
水質・大気調査を実施します。
事業所への公害防止に関する周知啓発及び研修会を実施します。

③ 地球温暖化防止対策推進事業

【事務事業目標】
2050年までの「二酸化炭素排出実質ゼロ」の達成に向けて地域の脱炭素化の推進を図るとともに、自然災害や熱中症被害からの回避・軽減に向けた気候変動適応策の推進を図る。

【目標指標(単位)】
地球温暖化防止対策に関する事業の参加者数(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
28(R元)	27	30	33	35

【取組概要】
町民・事業所と連携して脱炭素化に資する省エネや再エネの利用を推進します。
気候変動の適応に関する周知啓発及び研修会を実施します。



基本目標	こころ穏やかに暮らせる「まちづくり」		
3	政策	住環境の整備	
	2	施策	住環境の向上
		1	

【町民ニーズ】

- 住宅の耐震診断や改修工事費用の負担が大きいことから、経済的な補助制度の継続及び充実が求められています。
- 空き家の適正な管理が求められています。
- 空き家所有者の悩みを解消する支援のニーズが高まっています。安全で快適な道路移動空間の確保が求められています。

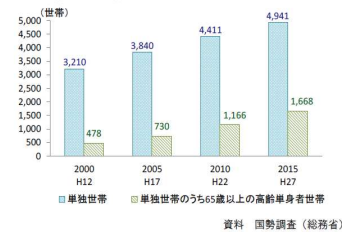
空き家所有者へのアンケート結果（抜粋）
「町に望むこと」（上位3位）

順位	設問	回答数	割合
1	解体時の経済的な支援	13件	15.1%
1	空き家バンク制度の創設	13件	15.1%
3	解体後の更地の減税措置	12件	14.0%

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 住宅の耐震化の必要性について危機意識の醸成が必要。
- 耐震改修工事に必要な多額の費用が住宅耐震化の阻害要因となっている。
- 人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空き家が増加することが予想される。
- 単独世帯のうち65歳以上の高齢単身世帯は年々増加しており、空き家を増やさない「予防」施策が必要とされている。

■ 本町の単独世帯数の推移



【施策目標（目指す姿）】

誰もが快適で安全安心な住環境が整っている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
住宅の耐震化率（%）	89	90	91	92	93
問題空き家の解体・活用件数（件）	0	5	5	5	5
特定空き家の件数	0	0	0	0	0



具体的な取り組み ～事務事業～

① 耐震改修促進事業

【事務事業目標】

震災に対する危機意識が高まり、耐震が進んでいる。

【目標指標】

無料耐震相談の申込件数

基準年	R3	R4	R5	R6
4	4	8	8	8

【取組概要】

- 建築士による無料耐震相談を実施します。
- 耐震診断や改修工事費用の一部を補助します。

② 空き家対策事業

【事務事業目標】

空き家による周辺の生活環境の悪化を防ぐため、空き家所有者が適切に対応できるようにする。

【目標指標】

空き家所有者から専門家への相談件数

基準年	R3	R4	R5	R6
0	2	4	6	8

空き家に対する苦情の解決率（%）

75	100	100	100	100
----	-----	-----	-----	-----

【取組概要】

- 空き家に係る相談体制を整備し、専門家団体等との連携による対策を進めます。
- 空き家所有者等へ適正管理依頼を行い、周辺の生活環境の保全に取り組みます。

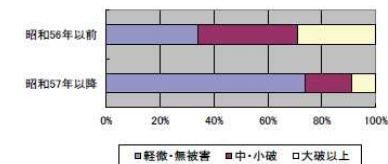
（参考）阪神・淡路大震災の被害等の状況

この被害状況を踏まえ、今後予想される大規模地震の被害を減少させ、こころ穏やかに暮らせる住環境を向上させるためには、新耐震基準導入前の建築物について耐震性の向上を図ることが重要です。

① 死因別死者数

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合計	5,502 (100%)

② 建築物被害（新耐震基準導入前後比較）



平成7年度版「警察白書」より

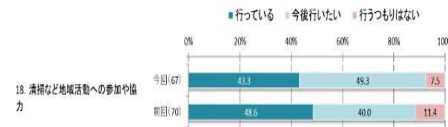
阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）より

基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策	住環境の整備	
	2	施策	2 地域美化の推進

【町民ニーズ】

- ごみのポイ捨てに関する苦情が発生しており、散乱ごみや不法投棄のない美化環境づくりが求められています。
- 住民も事業所も気軽に参加でき、取り組みやすい美化活動の創出が求められています。

事業所アンケート
「環境保全のための現在の取り組み」（一部抜粋）



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 事業所の約95%が「清掃など地域活動への参加や協力」を行うつもりがある中で、実際の活動につなげる必要があります。
- 町内一斉に実施する「まちぐるみ美化運動」は、自治会や団体のほか事業所の参加も定着してきています。
- 住居の敷地内などへのごみのポイ捨てに関する苦情が毎年発生しています。町民が今後参加してみたい環境活動は「ごみ拾い」が最も多かったため、地域の住民が参加しやすい地域美化の取組が課題となっています。

町民アンケート「今後、参加してみたい活動」



【施策目標（目指す姿）】

地域で地域を美しくする意識が向上し、自主的に地域の住民及び事業所が公園や道路等をきれいな状態に保っている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
自主的な環境美化活動の参加人数(人)	1,818(R元)	1,820	1,825	1,830	1,835
アンケート調査における「美化活動に参加している」割合	68.8(R2)	—	75.2	78.4	81.6



具体的な取り組み ～事務事業～

① 地域美化活動推進事業

【事務事業目標】

地域の住民や事業所が自主的に地域を清掃している。

【目標指標（単位）】

自主的な環境美化活動の実施回数（回）

基準年	R3	R4	R5	R6
50(R元)	52	53	54	55

【取組概要】

地域美化意識を啓発するとともに、ごみを捨てさせない環境づくりを進めます。事業所等に働きかけ、自主的に地域を清掃する活動につなげます。



基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策	住環境の整備	
	2	施策	動物共生の推進
		3	

【町民ニーズ】

- 犬猫のふんに関する苦情が発生しており、清潔で心やすく生活環境づくりが求められています。
- 飼い主の適正飼養やマナー向上、飼い主同士のつながり形成による、動物と共生できるまちづくりが求められています。

町の美化アンケート
「学校住んでいる家周辺の生活環境について」

（どちらかと言えば汚い・汚いを回答数になるもの）

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ペットのふんの放置など飼養に関する苦情が発生しており、適正飼養の啓発が課題となっている。
- 飼い主のいない猫によるふん尿苦情も発生しており、飼い主がいないことから対策が困難な状況となっている。（令和元年度の動物苦情件数は21件、そのうち犬が10件、猫が8件）

【施策目標（目指す姿）】

町民が動物と共生して心穏やかに暮らしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
動物に関する苦情件数(件)	21(R元)	20	19	18	17

3 中・長期的な健康と福祉を
具体的な取り組み ～事務事業～

① 動物対策事業

【事務事業目標】
飼い主がペットの特性を知り、マナーを守って飼養している。
飼い主のいない猫によるふん尿被害が減少している。

【目標指標（単位）】
動物関連イベントの参加者数（人）

基準年	R3	R4	R5	R6
371(R元)	375	380	385	390

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施件数（件）

基準年	R3	R4	R5	R6
153(R元)	155	160	165	170


【取組概要】
適正飼養の周知啓発及び事業実施、猫の不妊・去勢手術費助成の実施、ボランティア団体との協働などを行います。
新規イベントやドッグラン設置を検討します。



基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり		
3	政策	住環境の整備	
	2	施策	資源循環の推進
		4	

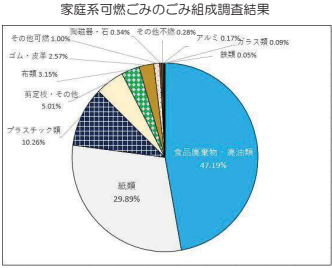
【町民ニーズ】

- ごみ、資源物の分別方法及び収集場所(置場)が複雑でわかりにくい、という問合せを頂くため、分別収集のよりわかりやすい案内が求められています。ごみ、資源物の収集方法、日程についての問合せや要望が増加しています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- ごみの意識調査で「分別などのルールを守っている」と答えた人は約86%に対し、可燃ごみ組織分析では紙類やプラスチック類などの資源化できるものが約40%あり、分別の意識はあるものの、分別はできていない状況です。同調査で、ごみが増える理由として、「分別がわかりにくく、リサイクル可能なものもごみとしています」が約29%でした。
- 可燃ごみの約半数が生ごみであるため、食品ロス減少の意識向上が特に必要です。



【施策目標（目指す姿）】

町民一人ひとりが積極的にごみの減量化・資源化を行い、1日当たりのごみ排出量が減少している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
一人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）（単位：g/人・日）	784(R元)	750	740	730	729

11 ひと暮らしのまちづくり

具体的な取り組み ～事務事業～

① ごみ減量化・資源化推進事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
町民に分別方法が正しく浸透し、資源化が進んでいる。町民に食品ロス減少への意識が浸透し、ごみ排出量が減少している。	家庭系ごみの量（t/年）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	8,216(R元)	7,999	7,959	7,941	7,940
【取組概要】 分別方法をよりわかりやすく周知します。食品ロスに関する情報提供や啓発活動を実施します。（例：環境課の機関紙、出前講座、フリーマーケットなど）	資源物の量（t/年）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	2,611(R元)	2,467	2,430	2,402	2,402
	事業系ごみの量（t/年）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	3,061(R元)	2,557	2,430	2,307	2,306

基本目標	安全・安心に暮らせるまちづくり			
4	政策	安全・安心の充実		
	1	施策	防災対策の充実	
		1		

【町民ニーズ】

- 自主防災組織の防災力強化のため技術の向上や資機材の充実が求められています。
- 防災訓練等を通じて、防災関係機関の組織体制の実効性の検証や平時からの防災関係機関等との相互の連携強化、町民の防災に関する意識の高揚と知識の向上が求められています。

問5 自宅の近所に避難等で助けが必要な人(高齢者、障がい者等)がいるかどうかを把握していますか？

把握している	把握していない
32.8%	67.2%

n=116

問6 災害が起こったときのために、家庭内で家族分の食料、水、その他必要なものを準備していますか？

3日分(1L)の備蓄がある	非常食を定額等に飲食し、減った分を補充する方法で対応している	備蓄していない	その他
37.1%	20.7%	33.6%	4.3%

n=116

寒川町e-マーケティングリサーチ (H29)

【町を取り巻く環境(課題等)】

- 地域における自主防災組織では、訓練の実施にばらつきがあるため、町全体の防災力を強化するために、防災に対する意識を向上させる必要があります。自助・共助・公助を明確にし、相互に協調することが必要となるが、自宅の近所に避難等で助けが必要な人がいるかどうか把握していない人が約7割います。(アンケート)
- 災害時に備え、食料等を準備していない人が約3割以上います。(アンケート)

【施策目標(目指す姿)】

防災や減災に対する意識の向上を図り、災害に強い地域づくりをしている。町民一人ひとりが災害時に備えた準備をしている。

【目標指標(単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
自主防災組織の訓練・研修会への参加人数(人)	2,389 (R元)	2,436	2,485	2,535	2,585
避難所運営マニュアルに沿った訓練の参加人数(人)	220 (R元)	330	440	550	660

13 気候変動に具体的な対策を

具体的な取り組み ~事務事業~

① 自主防災活動事業

<p>【事務事業目標】</p> <p>自主防災組織が主体となり、防災及び減災につながる取り組みが活発に行われている。</p>	<p>【目標指標(単位)】</p> <p>自主防災組織の訓練・研修会(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19(R元)</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R3	R4	R5	R6	19(R元)	20	21	22	23
基準年	R3	R4	R5	R6							
19(R元)	20	21	22	23							
<p>【取組概要】</p> <p>各自治会での自主防災訓練及び研修会への参加を推進できるよう支援します。</p>											

② 防災対策事業

<p>【事務事業目標】</p> <p>避難者が避難所で安心して生活ができるよう日頃から準備を行う。</p>	<p>【目標指標(単位)】</p> <p>避難所運営委員会の訓練(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2(R元)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	基準年	R3	R4	R5	R6	2(R元)	3	4	5	6
基準年	R3	R4	R5	R6							
2(R元)	3	4	5	6							
<p>【取組概要】</p> <p>避難所運営委員会が主体となり、広域避難所での開設や運営の訓練を実施できるよう支援します。</p>											



基本目標 **安全・安心に暮らせるまちづくり**

4

政策 **安全・安心の充実**

1

施策
2

消防体制の充実

【町民ニーズ】

- 119番通報時の事案にいち早く現場に駆け付けるなど迅速かつ的確な対応により、町民の生命財産身体を守ることが求められています。
- 危惧される大規模災害に備え、地域の防災力を向上し、町民の生命財産身体を守ることが求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 救急搬送は、過去10年で増加しており、今後も高齢化の進行に伴う救急需要の増加が見込まれます。
- 将来の救急需要の増加を踏まえた十分な消防力は確保できていません。
- 消防団員の就業等の変化により、平日昼間の活動が困難な団員も多い状況です。



【施策目標（目指す姿）】

十分な消防力により町民の生命・財産・身体が守られ、町民が安心して暮らしている。地域の防災力が高く、町民が安心して暮らしている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
災害に対する受援件数（救急のみ） （件）	32 (R元)	27	10	7	5
現場到着平均時間（分：秒）	5:19(R元)	5:17	5:15	5:15	5:15
消防団活動延べ人数(人)	4,575(R元)	4,928	5,126	5,258	5,390



具体的な取り組み ～事務事業～

① 消防体制充実事業

【事務事業目標】
十分な消防力が確保されている。

【目標指標（単位）】

部隊数（部隊）	基準年	R3	R4	R5	R6
	3.5(R2)	3.5	19.0	19.0	19.0

【取組概要】

令和4年度から寒川町の消防業務を茅ヶ崎市へ事務委託した。充実した消防体制を活用し、効率的・効果的な業務を遂行するよう調整する。

② 消防団活動充実事業

【事務事業目標】
消防団員が十分に確保され、地域の防災力が向上している。

【目標指標（単位）】

消防団員数（人）	基準年	R3	R4	R5	R6
	174(R2)	175	176	177	178

【取組概要】

様々な機会を捉え消防団員確保に努めます。各種訓練・研修等を実施します。

基本目標 **安全・安心に暮らせるまちづくり**

4

政策 **安全・安心の充実**

1

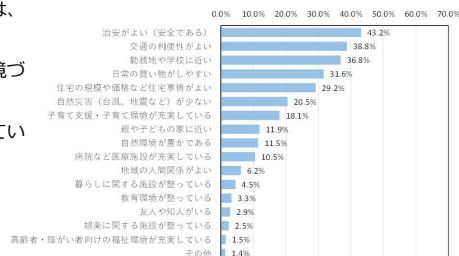
施策

交通安全・防犯対策の充実

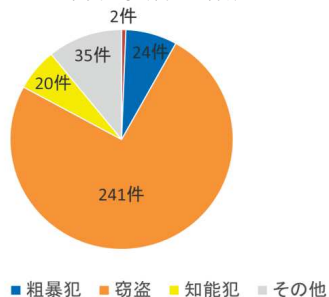
【町民ニーズ】

転居先を決める際に重要な環境

- ・ 転入者アンケートでは、転居先を決める際に重要な環境では、「治安がよい」と回答した方が最も多くいます。
- ・ 歩行者や自転車の安全対策を行い、事故が発生しにくい環境づくりが求められている。
- ・ 犯罪がなく、安心して生活できるための取組みが求められている。



H30年度の犯罪発生件数



【町を取り巻く環境(課題等)】

- ・ 交通事故件数は減少傾向にあるが、ルール遵守やマナーの向上を図っていく必要がある。
- ・ 犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、窃盗件数が最も多い状況です。
- ・ 犯罪をなくすため、自治会、各種団体等との協働により、地域ぐるみの取り組みを推進していく必要がある。

【施策目標(目指す姿)】

町内の交通事故、犯罪被害を減少させる。

【目標指標(単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
交通事故件数(高齢者、自転車、二輪車の年間発生件数)	139(R元)	133	130	127	124
犯罪発生件数(空き巣、自転車盗、ひったくりの年間発生件数)	83(R元)	77	74	71	68



具体的な取り組み ~事務事業~

① 交通安全活動事業

【事務事業目標】

町民一人ひとりが交通マナーを守り、交通事故件数が減少している。

【取組概要】

交通安全運動の街頭キャンペーン活動や子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業を実施します。

【目標指標(単位)】

交通安全キャンペーン等普及啓発活動参加人数(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
305(R元)	329	353	377	401

② 防犯対策推進事業

【事務事業目標】

町民一人ひとりが防犯対策を行い、犯罪件数が減少している。

【取組概要】

町民、自治会、事業者、警察などと協働で活動に取り組みます。防犯灯の設置を行います。

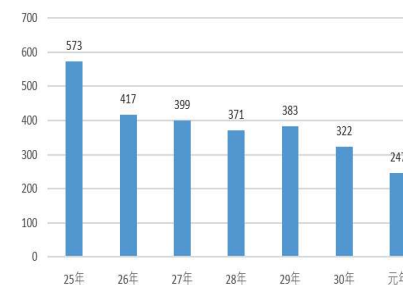
【目標指標(単位)】

防犯対策普及啓発活動参加人数(人)

基準年	R3	R4	R5	R6
121(R元)	130	139	148	157



刑法犯発生状況(年別発生件数)



基本目標 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり

5 政策 都市インフラの最適化

1 施策 1 道路の整備

- 【町民ニーズ】
- 歩行者、自転車、自動車がそれぞれ安心安全に通行できる道が求められています。
 - いつも道路が適切に維持管理されていることが求められています。



グリーンベルト

- 【町を取り巻く環境（課題等）】
- 町内の多くでは古くからの宅地が立ち並んでおり、新たな道路・歩道の整備が困難な状況です。
 - 既存の道路・橋りょう等の老朽化が進行しており、舗装修繕や橋りょうの長寿命化を行う必要があります。



町道の劣化

【施策目標（目指す姿）】

町民が安全で快適に道路を利用できている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
町民満足度の向上（整備） [%]	84(R2)	85	86	87	88
町民満足度の向上（維持補修・維持管理） [%]	85(R2)	86	87	88	89



具体的な取り組み ～事務事業～

① 道路橋りょう整備事業

【事務事業目標】 町民が安心して快適に道路を通行できている。	【目標指標（単位）】 整備改良延長（安全対策含む） [m]				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	0(R2)	33	250	110	25
【取組概要】 既存道路の改良や砂利道整備、グリーンベルト設置による歩車分離などを行います。	通学路合同点検の実施[回]				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	1(R2)	1	1	1	1

② 道路橋りょう維持補修事業

【事務事業目標】 町民が安心して快適に道路を通行できている。	【目標指標（単位）】 舗装修繕延長[m]				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	0(R2)	2,035	1,671	1,861	2,122
【取組概要】 舗装修繕・橋りょう長寿命化を実施します。日常的なパトロールを強化し、危険を把握し、早期対応を図ります。					

基本目標 **時代に最適化したにぎわいのある「まちづくり」**

政策 **都市インフラの最適化**

1 施策 **2 公共交通網の整備**

【町民ニーズ】

- 鉄道やバス等身近な公共交通の利便性の高いまちづくりが求められています。
- 自動車の運転に不安を感じる高齢者が増えており、免許返納等の高齢化社会に伴う需要の変化が考えられます。
- 鉄道駅等交通結節点となる施設の充実が求められています。

【アンケート結果】

まちづくりの優先施策

施策	居住歴10年以上	居住歴10年未満
鉄道やバス等の身近な公共交通利便性が高い町	35%	38%
車や歩行者が安全に通行できる道路が整備された町	32%	36%
子育て環境が充実している町	14%	35%
地震や風水害など災害に強い町	25%	24%
医療・福祉優先の町	27%	20%
住み良い住宅地としての条件が充実している町	19%	18%
商業振興が図られ買い物等に便利な町	11%	11%
公園や運動場があり余暇が楽しめる町	7%	7%
農業を振興し、農業と住み良い住宅地が調和した町	11%	5%
企業活動が盛んな工業の町	5%	1%
魅力ある観光拠点を整備した町	6%	1%

【町を取り巻く環境（課題等）】

- コミュニティバスの利用者数が伸び悩んでいます。
- 交通不便地域が存在します。
- 路線バスの減便が進んでいます。
- 人口減少に伴い公共交通利用者の減少が考えられます。

【施策目標（目指す姿）】

すべての人が安心して快適に身近な公共交通を利用できている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
1ヶ月あたりのコミュニティバス利用者数（人）	5,397 (R元)	4,200	4,260	4,320	4,380

11 ひとあかりあるまちづくり

具体的な取り組み ～事務事業～

① 公共交通充実促進事業

【事務事業目標】
誰もが使いやすい交通ネットワークができていく。

【目標指標（単位）】
交通ネットワークに関する改善件数（件）

基準年	R3	R4	R5	R6
1(R元)	1	1	1	1

【取組概要】
ダイヤ改正や乗りこぼし対策等コミュニティバスの利便性向上、交通不便地域の解消、鉄道駅施設の充実等を行います。
駅や駅周辺の交通結節機能を充実にさせます。



基本目標 **時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり**

政策 **都市インフラの最適化**

1 施策 **3 下水道の整備**

【町民ニーズ】

- 近年の集中豪雨や都市化等による浸水被害により、水害に対する町民の意識が高まっています。
- 下水道整備（雨水）を進めることにより浸水被害の解消が求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 近年、市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、計画降雨50mm/hを超えるような降雨量が記録されています。
- 下水道の雨水排除能力を超える雨水流出が頻繁に生じており、過去の台風により床上及び床下の浸水被害が発生しています。



【施策目標（目指す姿）】

町民が浸水による被害を受けない。

※基準年は平成26年10月の台風18号における既往最大降雨量72mm/h

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
床上浸水戸数（戸）	18(H26)	0	0	0	0
床下浸水戸数（戸）	88(H26)	0	0	0	0



具体的な取り組み ～事務事業～

① 下水道整備事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
町民が浸水による家屋被害を受けていない。	小動幹線枝整備率(%)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	62(R元)	66	68	69	72
雨水の排水能力や貯留機能の向上のため、雨水幹線の整備を行います。	大曲幹線枝整備率(%)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	38(R4)	-	-	38	51
	岡田幹線整備率(%)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	0(R4)	-	-	0	50
	上村幹線付帯施設整備率(%)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	0(R4)	-	-	50	100

基本目標 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり

5 政策 市街地の整備
2 施策 市街地整備の推進
1

【町民ニーズ】

- 寒川駅周辺は寒川駅に向かう町内各地からの交通ネットワークの強化が求められています。
- 田端西地区は新たな産業拠点として計画的な市街地整備が求められています。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 寒川駅南口の道路は幅員が狭く、通過車両と駅への送迎車両による交通障害が生じている。また、駅から南口バス乗降場が離れているため、利用者に不便が生じています。
- 田端西地区はさがみ縦貫道路の開通や都市計画道路藤沢大磯線の開通により、交通の利便性が高まりました。この状況の中、地区内の農地転用や耕作放棄地が多くなっており、スプロール化が懸念されます。このことから、立地環境を考慮し新たな産業集積拠点を整備するため、市街化区域に編入し、組合施工の土地区画整理事業が行われています。

寒川駅南口整備事業（イメージ図）



田端西地区位置図



田端西地区土地利用計画図

【施策目標（目指す姿）】

町民が生活中心拠点（寒川駅周辺）へ快適に行き来できている。
町民が産業集積拠点としての土地利用ができるようになっている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
寒川駅南口駅前広場の供用開始	—				●
産業集積拠点の整備面積（ha）	0(R2)	0	0	4	8

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



具体的な取り組み ～事務事業～

① 寒川駅南口整備事業

【事務事業目標】
寒川駅南口駅前広場の供用により、町民が快適に行き来している。

【取組概要】
不動産鑑定、大規模用地買収協議、整備するための関係機関との協議を行います。

【目標指標（単位）】
寒川駅南口駅前広場の用地取得整備率「面積」 (%)

基準年	R3	R4	R5	R6
5 (R2)	10	10	33	100

② 田端西地区まちづくり事業

【事務事業目標】
組合施行の土地区画整理事業が円滑に施行できるようにする。

【取組概要】
早期の事業完了に向けて、施行者である土地区画整理組合に対し、技術援助を行うほか、公共施設等の整備に係る費用に対し助成金を交付します。

【目標指標（単位）】
土地区画整理事業の進捗率 (%)

基準年	R3	R4	R5	R6
1.8 (R元)	6	36	93	98

ツインシティ倉見地区整備事業



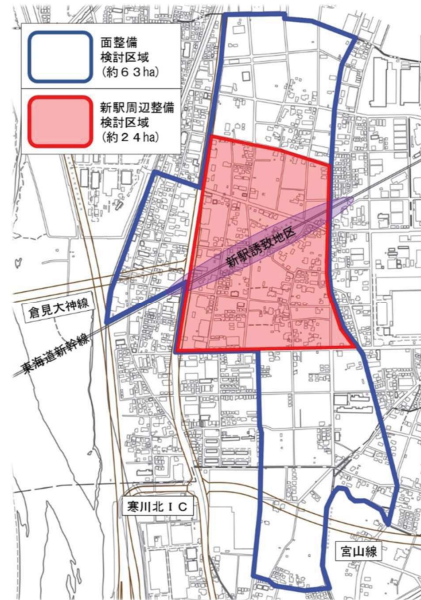
ツインシティ倉見地区整備事業については、将来都市構造における都市未来拠点を実現するための重要な事業です。実施にあたっては、東海道新幹線新駅誘致と密接にかかわることから、本実施計画の枠組みにとらわれず中・長期的な取り組みとして進めます。

関連する基本目標等

- 基本目標 5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり
- 政策 2 市街地の整備
- 施策 1 市街地整備の推進

現状と課題

ツインシティ倉見地区については、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、公共交通の充実や全国との広域的な交流連携の窓口となる神奈川の南のゲートとして、また、町北部の拠点として整備するため、町民と行政との協働による新たなまちづくりを進めていく必要があります。



ツインシティ倉見地区まちづくり

事務事業の目標

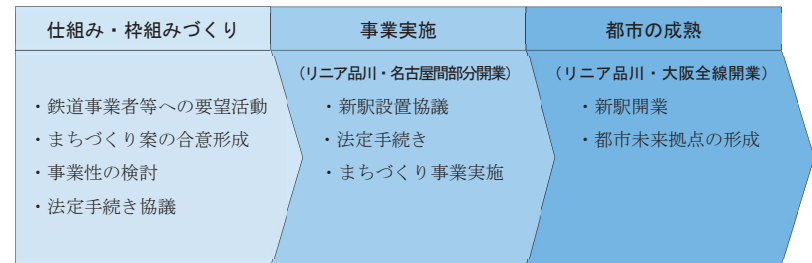
ツインシティ倉見地区は、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に町北部の拠点として、環境と共生した新たな市街地の形成。

事務事業の概要（中・長期的な取り組み）

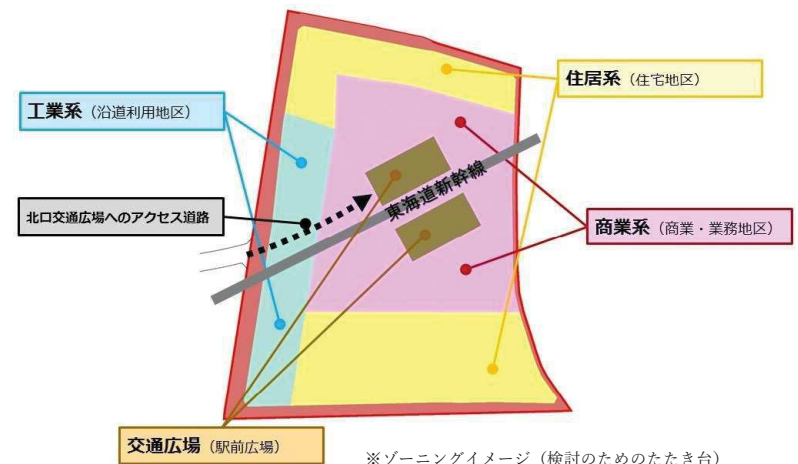
東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、町北部の拠点として交通結節点の利便性を生かした新たな機能立地と広域連携となる環境と共生したまちづくりを進めます。

全国との広域的な交流連携の窓口となる東海道新幹線新駅の実現に向けての取り組みを進めます。

ツインシティ倉見地区まちづくりのプロセス



新駅周辺整備検討区域（重点地区）



※ゾーニングイメージ（検討のためのたたき台）

基本目標	時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり		
5	政策	産業基盤の整備	
	3	施策	商業の振興
		1	

【町民ニーズ】

- ・（町民ニーズ）町内に魅力的な店が増え、にぎわいのあるまちづくりが求められています。
- ・（事業者ニーズ）創業希望者ごとのニーズに対応した支援と創業準備から創業後までの一体的なサポートが求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 町内への大型店舗等の出店により小売店の受ける影響が懸念されています。
- ・ ライフスタイルの変化による町民の購買力の流出等の問題が発生していることへの解決策が求められています。 一部の地域に
- ・ 店が近くにないことで高齢化世帯が買い物しにくいとの意見があります。 創業希望者ご
- ・ とのニーズの把握が必要です。

【施策目標（目指す姿）】

町内に魅力的な店舗が増えている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
支援等を行った創業者数(人)	20(H30)	24	24	24	24
支援等を行った事業承継数(件)	1(R元)	2	3	4	5
小売業店舗数(店舗)	216(H28)	216	216	216	226

8 働きがいも経済成長も



具体的な取り組み ～事務事業～

① 商業振興事業

【事務事業目標】 事業者が安定した活動ができ、商業が活発化されている。 創業者が増え、魅力的な新店舗ができています。 必要な事業承継ができています。	【目標指標（単位）】 商工会の加入事業者数(社)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	947(R元)	960	960	970	970
【取組概要】 商工会や商店会等と連携し、地域の特性を生かした活性化事業の創出を行います。 創業セミナーや相談窓口などで創業者の支援を行います。 支援機関体制を構築し、課題に応じた総合的な事業承継支援を行います。	商工会の経営指導回数（巡回・窓口）(回)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	2,170(R元)	2,230	2,230	2,260	2,260
【取組概要】 創業支援メニュー利用者数(人)	創業支援メニュー利用者数(人)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	41(R元)	45	45	50	50
【取組概要】 事業承継相談件数(件)	事業承継相談件数(件)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	6(R元)	8	8	10	10

基本目標 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり

5 政策 産業基盤の整備

3 施策 2 工業の振興

【町民ニーズ】

- 社会環境・経済環境の大きな変化に適應するため、経営力の向上、稼ぐ力の創造（経営革新、生産性向上、販路開拓など）が求められています。
- 慢性的に従業員が不足しています。
- マーケットへのアクセスなど環境が良い工業地への立地ニーズがあります。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 事業所数、従業員数ともに減少傾向にあります。
- 中小企業の経営者の高齢化が進み、事業承継（後継者育成・人材育成など）が求められています。
- 災害などに対応するための事業継続力の強化が求められています。

【施策目標（目指す姿）】

意欲ある企業が活動しやすいビジネス環境がつけられ、企業の成長により地域経済が活性化している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
製造品出荷額等(億円)	4,117(H29)	4,117	4,117	4,117	4,117
製造業で法人町民税の法人割を納めている企業数(社)	102(R元)	102	102	102	102

8 継ぎたい経済産業局

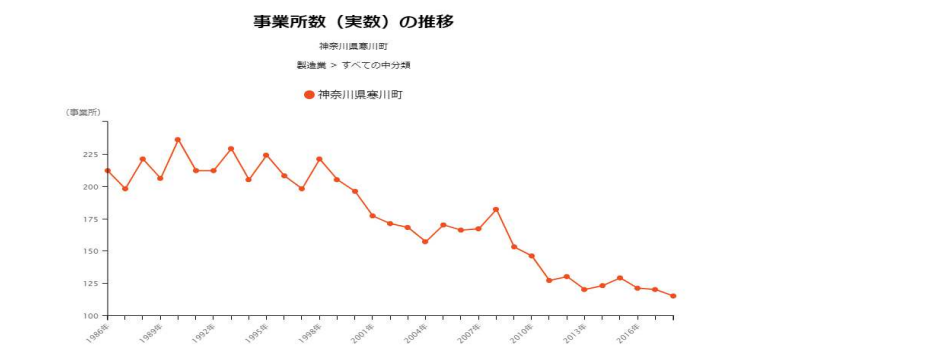
具体的な取り組み ～事務事業～

① 企業支援事業（エコノミックガーデニング）

【事務事業目標】 意欲ある企業の経営力が向上され、稼ぐ力が創造されている。 企業の経営課題が解消されている。	【目標指標（単位）】 支援メニュー利用数(件)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	127(R元)	130	135	140	145
【取組概要】 支援環境及び支援ネットワークを整備・充実します。 多岐にわたる経営課題に対応した支援を実施します。	相談・支援企業数（経営課題整理、事業計画、事業承継）(社)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	15(R元)	16	17	18	19

② 企業等立地促進事業

【事務事業目標】 新たな製造業が産業集積拠点へ新規立地している。	【目標指標（単位）】 新規立地等件数(件)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	-(R元)	-	-	1	1
【取組概要】 新規立地する企業等に対する税の軽減や雇用奨励金の支給、県の企業誘致促進融資などを受けた企業等への補助の実施と支援制度の周知を行います。					



基本目標 **時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり**

5 政策 **産業基盤の整備**

3 施策 **3 農業の振興**

【町民ニーズ】

- 周辺農地の都市化に伴い、近隣住民に対する配慮が必要とされています。
- 適正な農地規模を維持し、景観形成や、防災機能を保ち、生産性を高める必要があります。
- 就農者の高齢化、後継者不足が深刻化し、農地の遊休地・荒廃地化などが懸念され、担手の確保が求められています。
- 農産物直売所「わいわい市」は活況を呈しており、今後も、新鮮で安心安全な食料等の安定供給に努め、更なる展望が望まれています。

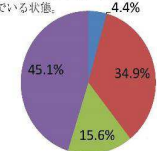


地域農業の将来に関するアンケート (H29.5~6実施)
対象 23生産組合員 回答181件

あなたの地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にはどのような状態になっていると思いますか。（複数回答可）

- 1) 問題ない状態
(耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている)
- 2) 農地が利用されず耕作放棄地の増加が問題となっている状態。
- 3) 地域を支える安定した経営体（個人・法人）がいなくなっている状態。
- 4) 若者の農業者が減少し、高齢化が一層進んでいる状態。

1	2	3	4	合計
13	103	46	133	295
4.4%	34.9%	15.6%	45.1%	100.0%



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 本町農業を取り巻く環境は、都市化の進展とさがみ縦貫道路全線開通などに伴い、土地利用の多様化・混在化・細分化が進んでおり、農業生産環境は年々厳しさが増えています。
- 農業経営は、多くの農家が農業所得のほかに不動産等の農外収入により農業経営が維持できています。
- 農業者の高齢化、担手不足などにより、遊休農地が潜在的に増加傾向であります。

【施策目標（目指す姿）】

農業の生産性が向上し、農業経営が安定している。
町民が農業に触れ合う機会を得ている。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
適正利用されている農地面積率（%）	98.4(R元)	98.5	98.5	98.6	98.6
直売所の出荷者数（人）	158(R元)	159	159	160	160

2 具体的取り組み ～事務事業～

① 農業振興対策事業

【事務事業目標】
農業経営の安定化及び農業の振興、新規就農者等の担手が確保されている。
農用地を指定し、優良農地が確保されている。

【目標指標（単位）】

遊休農地面積（㎡）					
基準年	R3	R4	R5	R6	
36,103 (R元)	34,000	33,000	32,000	31,000	

【取組概要】
農業振興地域整備計画を改定します。
農地パトロールを実施し、違反者への是正及び遊休農地の流動化を促進します。
農業振興を図るための取組、支援、事業を実施します。

② 農産物直売所活性化事業

【事務事業目標】
直売所が拡大されることにより、農業者の生産意欲が向上し、近隣からの集客も増え、町のにぎわいにつながっている。

【目標指標（単位）】

直売所数（箇所）					
基準年	R3	R4	R5	R6	
25 (R元)	26	26	27	27	

【取組概要】
JAさがみと連携し適正な事業規模を検討します。
関係機関と農用地除外、建築要件の調整を行います。

基本目標 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり

5 政策 産業基盤の整備

3 施策 4 観光の振興

【町民ニーズ】

- (町民ニーズ)
- 寒川神社の参拝客190万人が町内産業に出費してもらいにぎわいのある町にしてほしい。
- 寒川神社だけではなく、「寒川町はいい町」「魅力ある町」という印象をもってもらいたい。
- (観光客)
- 寒川神社以外に高いサービスが受けられる場所があれば寄ってきたい。

延べ観光客数 (単位:万人)

H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31

【町を取り巻く環境 (課題等)】

- 相模川や年間190万人が訪れる寒川神社など、歴史的な資源の有効活用が観光振興に必要です。
- 寒川神社の参拝者は、町内を周遊していない状況にありますので、スマホなど手軽に情報収集できるような環境整備や情報発信が必要です。
- 縦貫道路が整備され、交通が便利になり、増加した自動車での来訪者を町内に周遊してもらう方が必要です。

さくらまつり	2,690
さむかわ神輿まつり	4,500
寒川びっちょり祭り	14,000
彼岸花まつり	20,000
冬のみまわり	4,800
寒川神社	1,975,661

【施策目標 (目指す姿)】

観光客数が増えている。
観光客が町内を周遊している。

【目標指標 (単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
主催・共催・協力観光イベント来場数 (人)	45,990(R元)	46,000	46,000	48,000	48,000
観光客数(万人)	202(R元)	198	198	200	200

8 町が抱える課題を捉え

具体的な取り組み ~事務事業~

① 観光推進事業

【事務事業目標】	【目標指標 (単位)】				
観光に地域資源が生かされている。 観光協会や各団体と連携した観光事業が行われている。	観光に関するメディア露出件数(回)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	—	50	50	50	50
【取組概要】	観光事業実施数(回)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
近隣3市3町、県、各観光協会と連携した観光推進事業を創出します。 観光協会や各団体と事業開催に向けて協力・支援等を行います。 外国人の受け入れ環境整備や誘客事業を実施します。	5 (R元)	5	5	5	6
	外国人誘客事業数(件)				
	基準年	R3	R4	R5	R6
2 (R元)	2	2	3	3	



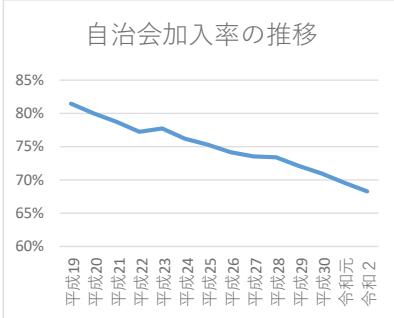
基本目標 まちづくりのための基盤づくり

6 政策 つながる力の促進

1 施策 1 町民との協働によるまちづくりの推進

【町民ニーズ】

- 自治会やボランティア団体等の参加者や担い手、活動の周知が求められています。
- 地域住民が協力して楽しく過ごせるまちづくりや、世代や地域を超え、新しい人も若い人も入れるコミュニティが求められています。(町民ワークショップ)
- ボランティア活動等に興味関心を持つ人が増え、活動の場や機会が求められている。

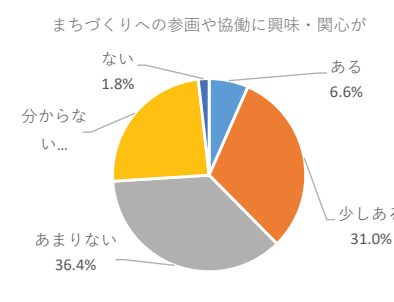


自治会加入率の推移

年度	加入率 (%)
平成19	82
平成20	80
平成21	78
平成22	77
平成23	76
平成24	75
平成25	74
平成26	73
平成27	72
平成28	71
平成29	70
平成30	69
令和元	68
令和2	67

【町を取り巻く環境(課題等)】

- 地域課題が量質ともに困難さが増す中、将来の人口減少や高齢化等の環境変化に対応して、住民サービスを持続的・安定的に提供するために、協働の必要性が高まってきました。
- 自治会等では、加入率の低下や担い手の高齢化が進み、地域における人の“つながり”は弱くなっています。
- 人口1万人に対するNPOの数は、近隣市と比べ低い数値です。平成27年度に実施した町民アンケートで約62%の方が「まちづくりへの参画や協働に興味がない」または「わからない」と回答しています。



まちづくりへの参画や協働に興味・関心がある割合

回答内容	割合 (%)
ある	6.6
少しある	31.0
あまりない	36.4
わからない...	1.8
ない	1.8

【施策目標(目指す姿)】

地域と町民のつながりが広がり、持続的で活発な活動が行われている。
町民が自発的に地域課題の解決に向けて取り組んでいる。

【目標指標(単位)】	基準年	R3	R4	R5	R6
自治会加入率 (%)	70(R元)	70	70	70	70
ボランティア登録制度登録団体の構成員数 (人)	538(R2)	538	538	538	538
町民主体による活動件数 (件)	177(R2)	175	175	175	175
審議会公募等承諾者数 (人) [累計]	-	5	10	15	20

17 17 自治会活動支援事業

具体的な取り組み ~事務事業~

① 自治会活動支援事業

【事務事業目標】 自治会への加入率の向上により会員の裾野が広がり、地域の組織力が向上している。

【目標指標】 情報発信事業取り組み実施率 (%)

基準年	R3	R4	R5	R6
100(R元)	100	100	100	100

地域の課題の解決率 (%)

基準年	R3	R4	R5	R6
100(R元)	100	100	100	100

【取組概要】 自治会に関する活動の支援や集会所の運営補助を行います。自治会の加入促進に向け、特に情報発信の支援を行います。

② 協働推進事業

【事務事業目標】 町内のボランティア団体等及び住民活動団体が活発に活動している。

【目標指標】 【寒川町町民ボランティア団体等登録制度】ホームページ訪問数(件)

基準年	R3	R4	R5	R6
333(R2)	300	300	900	1,000

地域課題に関心を持った人の数(懇談会参加者) (人)

基準年	R3	R4	R5	R6
57(R元)	45	45	45	45

【取組概要】 自治基本条例の周知・啓発のほか、町民のまちづくりへの参加を促進する取り組みを進めます。

協働事業提案制度相談件数(件)

基準年	R3	R4	R5	R6
1(R2)	1	1	1	1

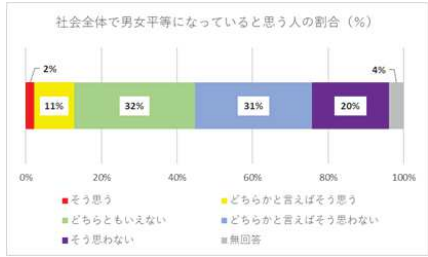
基本目標 まちづくりのための基盤づくり

6 政策 つながる力の促進

1 施策 2 多様な主体によるまちづくりの推進

【町民ニーズ】

- ・ 人権が尊重され男女が平等な社会づくりが求められています。
- ・ 自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる仕組みづくりが求められています。
- ・ ライフスタイルの多様化に対応し、いきいきと安心して暮らせるために人々の連帯意識を醸成することが求められています。
- ・ LGBTQ（性的マイノリティ）をはじめとする多様性への理解が進み、自分らしく生活できる社会づくりが求められています。



男女共同参画社会に関するアンケート (R元)

【町を取り巻く環境（課題等）】

- ・ 性別による固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- ・ 職場・地域・家庭・学校などで男女の人権尊重、男女共同参画社会の意識づくりを一層推進する必要があります。
- ・ 共働き世帯の増加、少子高齢化など、家庭を取り巻く状況の変化に対応した環境整備が求められています。
- ・ LGBTQ（性的マイノリティ）をはじめとする多様性への理解を推し進める必要があります。



【施策目標（目指す姿）】

すべての町民がお互いの人権を尊重し、価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会が実現している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
社会全体で男女平等になっていると思う人の割合 (%)	12.6(R元)	-	-	20.0	-
講座内容を今後の生活に取り入れたいと回答した人の割合 (%)	-	70	75	80	85

1 民間もくづこう

5 ジェンダー平等を實現しよう

8 働きがいも経済成長も

10 人々の生活の不安をなくそう

17 パートナシップで自衛を建ち上げよう

具体的な取り組み ～事務事業～

① 男女共同参画推進事業

【事務事業目標】	【目標指標（単位）】				
男女共同参画社会への理解が進んでいる。	男女共同参画に関する講座の参加者数（人）				
	基準年	R3	R4	R5	R6
	113(R元)	100	100	100	100

【取組概要】

講演会等のさまざまな機会を通じた啓発や人材育成を行います。

基本目標 まちづくりのための基盤づくり

政策 6 2 1 持続的かつ健全な行財政運営 自律的な行財政運営

【町民ニーズ】

- これまでと同等、もしくはこれまで以上の行政サービスが望まれています。
- 信頼できる行財政運営が求められています。
- 町の魅力発信（ブランディング）を重要と感じる人が多く、それが充分でないと感じる人が多いです。

【町を取り巻く環境（課題等）】

- 今後、少子高齢化が進行するとともに人口減少に陥ることが見込まれます。
- 生産年齢人口の減少による税収の減少や、高齢化による扶助費の増が懸念されます。
- 若い世代の定住意向を高くする必要があります。
- 行政サービスへの不満が原因の転出意向を減らす必要があります。

【施策目標（目指す姿）】

町が持続可能な人口及び人口構成を確保している。
 様々な社会環境に対応し、安定的な財政状況を維持している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
生産年齢人口（人） （各年3月31日時点）	29,189 (R元)	28,710	28,615	28,454	28,388
高齢化率（%） （各年3月31日時点）	27(R元)	28	28	28	28
転入者数（人） （各年3月31日時点）	2,016 (H23-R元の平均)	2,100	2,100	2,100	2,100
ふるさと納税による寄附受入金額（単位：千円）	27,838 (R元)	40,000	40,000	60,000	60,000

11 住み続けられるまちづくりを

具体的な取り組み ～事務事業～

① マーケティング推進事業

【事務事業目標】
町民の町施策に対する満足度が向上している。

【目標指標（単位）】
町施策に対する住民の満足度（%）

基準年	R3	R4	R5	R6
27.5(H29)	36.7	-	-	45.9

【取組概要】
町民のニーズや本質を捉えるため、マーケティングを実施、施策に反映します。

【目標指標（単位）】
マーケティングにより生み出す新たな取り組み件数（件）

基準年	R3	R4	R5	R6
3(R2)	1	1	1	1

② ふるさと納税推進事業

【事務事業目標】
寄附を募るための魅力的な返礼品メニューが充実している。

【目標指標（単位）】
ふるさと納税の返礼品メニュー数（個）

基準年	R3	R4	R5	R6
98(R2)	100	105	110	115

【取組概要】
町の特産品等をふるさと納税の返礼品として取り扱い、ふるさと納税サイトを通じ全国から寄附を募ります。

③ 広報プロモーション活動事業

【事務事業目標】
町内外の人が寒川町に対して暮らしの場としていいイメージを持っている。

【目標指標（単位）】
町に対して良いイメージを持って転入した人の割合（%）

基準年	R3	R4	R5	R6
59(R元)	61	75	77	79

【取組概要】
町外住民に向けた移住プロモーション活動を展開します。町内へのプロモーションにより、町に対する誇りと愛着の醸成を図ります。

【目標指標（単位）】
町民のブランドスローガン『「高座」のこころ。』認知度（%）

基準年	R3	R4	R5	R6
31(R元)	-	33	-	35

④ デジタル推進事業

【事務事業目標】
町民が来庁せずに各種アンケートやイベント申込、行政手続がスマートフォンやパソコンからオンラインで申請できる。

【目標指標（単位）】
電子申請の申請件数（件）

基準年	R3	R4	R5	R6
1,397(R2)	-	-	2000	2200

【取組概要】
町民の利便性向上のため、行政手続のオンライン化を促進し、電子申請・届出システム等を提供します。

基本目標	まちづくりのための基盤づくり		
6	政策	持続的かつ健全な行財政運営	
	2	施策	2 まちづくりを支える組織と基盤づくり

【町民ニーズ】

- 職員が明るく親切であることや形式的で時間がかかる手続きがなくなるのが求められています。



【町を取り巻く環境（課題等）】

- 人口構造の変化や技術革新の中で、行政需要の変化が今までに経験したことがない早さで訪れています。
- 急激な社会環境の変化に対応するために知識の取得・技能の向上が求められています。特にICT関連の情報処理能力の取得は喫緊の課題です。
- 身につけた知識・技能を使って職員が能力を十分発揮できる環境を整える必要があります。
- 持続的かつ健全でありながらも柔軟な行財政運営を推進するために、町民や外部団体との協働は必須であり、職員には町民や外部団体と自らつながって協働する力と、町の取組について町民や関係者の理解を得るための説明が求められています。



【施策目標（目指す姿）】

町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。

【目標指標（単位）】	基準年	R3	R4	R5	R6
自身による自発的な取組を行っている職員の増加割合（％）	—	5	10	15	20



具体的な取り組み ～事務事業～

① 職員力向上事業

【事務事業目標】

職員が高い志を持って創造性と生産性の高い仕事をしている。

【目標指標】

職員力指数（モチベーション）が向上した職員の割合（％）

基準年	R3	R4	R5	R6
—	5	10	15	20

【取組概要】

組織マネージメントを強化し、役割や資質に応じた職員育成を行います。
ワークライフバランスが実現できる環境づくりを行います。

VI 施策目標を支える組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 第1次実施計画における各施策及び事務事業については、52 ページ以降に記載のとおり、所管する部課等を定めて取組を推進します。

本実施計画において登載事業の無い組織（課・担当等）及び行政委員会事務局等については、施策推進を支える組織として、別途『業務目標』を定め、各施策目標の達成に向けて各種取組を進めることとします。

1 業務目標について

(1) 業務目標

業務目標は本実施計画に定める施策を推進するための部・課・担当、また個人の目標になります。本実施計画におけるまちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けてそれぞれが担う役割について整理しています。

また、各部署内で業務目標を共有することで、同じ目標に向かって協力しあいながら業務を進め、業務パフォーマンスの向上を図るとともに、行政資源（ヒト・モノ・カネ）の投入優先度を明らかにすることにより、業務の効率化を図ります。

(2) 業務目標の設定について

本実施計画の推進にあたって、各部・各課の業務目標については、以下の3つの考え方に基づいて設定します。

①本実施計画に施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等

本実施計画で施策・事務事業等の位置付けのある課・担当等については、それぞれの所管する施策目標及び事務事業の目標がその組織の業務目標となります。

②本実施計画において事業の位置付けのない課・担当等

本実施計画では登載する事務事業を重点化し、計画期間で取り組むべき重点項目を明確化しています。そのため、本実施計画においては、重点化された施策目標・事務事業等の位置付けがない課・担当等が存在します。しかしながら、本計画に未登載の事業等を所管する課・担当等においても、まちの将来像の実現に向けた重要な役割をそれぞれ関連する施策の中で担っていることから、それぞれの所属する部等の施策目標達成に寄与するための、業務成果を『業務目標』として設定します。

③行政委員会事務局等

各行政委員会事務局等については、行政（施策推進）における適正性を確保する役割を担い、本実施計画では施策推進を支える組織として位置付けています。そのため、教育委員会、農業委員会以外の行政委員会事務局等は、施策体系とは別に、施策推進全体を支える組織としての役割、業務成果を『業務目標』として設定します。

2 各組織の業務目標

寒川町総合計画 2040 本実施計画における施策体系は以下のとおりです。このうち、「所管課等名」に記載の課等については、①位置付けのある課等として「体系」欄に記載の施策及び事務事業の推進が業務目標となります(各施策・事務事業の目標は 52 ページ以降を参照)。

一方、「各施策推進を支える組織」欄に記載の課・担当等については、②位置付けのない課等、③行政委員会事務局等として、122 ページ以降にそれぞれの業務目標を設定しています。

体系(基本目標-政策-施策)	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名(担当名)
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 子育て・子育て・教育の推進			
1 子育て支援の充実	学び育成部	子育て支援課、学び推進課	—
2 子どもの育ち・発達の支援	学び育成部	子育て支援課、学び推進課	—
3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課、教育施設給食課	教育政策課(教育政策担当)
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進			
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	学び育成部	スポーツ課	—
2 生涯学習・地域文化の推進	学び育成部	学び推進課	—
3 社会教育の振興	教育委員会	教育政策課	—
4 郷土教育の推進	総務部	総務課(文書館)	—
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸			
1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	健康づくり課、高齢介護課	保険年金課
2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	健康づくり課、高齢介護課	—
2 福祉の充実			
1 地域福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課	福祉課(総務担当)
2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—
3 こころ穏やかに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全			
1 公園・緑地の充実	都市建設部	都市計画課	—
2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課	—
2 住環境の整備			
1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課	—
2 地域美化の推進	環境経済部	環境課	—
3 動物共生の推進	環境経済部	環境課	—
4 資源循環の推進	環境経済部	環境課	環境課(美化センター)(リサイクルセンター)
4 安全・安心に暮らせるまちづくり			
1 安全・安心の充実			
1 防災対策の充実	町民部	町民安全課	—
2 消防体制の充実	町民部	町民安全課	—
3 交通安全・防犯対策の充実	町民部	町民安全課	—
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化			
1 道路の整備	都市建設部	道路課	—
2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課	—
3 下水道の整備	都市建設部	下水道課	下水道課(管理担当)
2 市街地の整備			
1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課	—
3 産業基盤の整備			
1 商業の振興	環境経済部	産業振興課	—
2 工業の振興	環境経済部	産業振興課	—
3 農業の振興	環境経済部	農政課	農業委員会事務局
4 観光の振興	環境経済部	産業振興課	—
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進			
1 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課	—
2 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課	町民窓口課(総合窓口担当)
2 持続的かつ健全な行政運営			
1 自律的な行政運営	企画部	企画政策課、財政課、広報戦略課、デジタル推進課	財政課(契約検査担当)
2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課	総務課(秘書担当) 総務課(行政管理担当) 税務収納課 財産管理課
全施策推進を支える組織			
会計課			
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			

第1章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
1 まちづくりの原動力となるひとづくり			
1 子育て・子育て支援の推進			
1 子育て支援の充実	学び育成部	子育て支援課、学び推進課	—
2 子どもの育ち・発達の支援	学び育成部	子育て支援課、学び推進課	—
3 学校教育の推進	教育委員会	学校教育課、教育施設給食課	教育政策課（教育政策担当）
2 生涯を通じた学びと自己実現の促進			
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	学び育成部	スポーツ課	—
2 生涯学習・地域文化の推進	学び育成部	学び推進課	—
3 社会教育の振興	教育委員会	教育政策課	—
4 郷土教育の推進	総務部	総務課（文書館）	—

施策名	113 学校教育の推進
施策目標	人工知能等の情報技術の発達と共にグローバル化する予測困難な社会において、子どもたちが「生きる力」を身につけている。
施策目標を支える組織	教育政策課 教育政策担当
町を取り巻く状況（現状、課題）	少子化が進む中、学校・家庭・地域社会が連携して、豊かな人間性と創造性を備えた子どもの育成を図ることが求められています。
業務目標	まちづくりの原動力となるひとづくりに向け、寒川町の教育環境を大局的に捉え、未来を見据えた「生きる力」を身につけられる教育施策を推進します。

第2章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
2 生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり			
1 健康寿命の延伸			
1 生涯を通じた健康づくりの充実	健康福祉部	健康づくり課、高齢介護課	保険年金課
2 高齢者の健康づくりの充実	健康福祉部	健康づくり課、高齢介護課	—
2 福祉の充実			
1 地域福祉の充実	健康福祉部	高齢介護課	福祉課（総務担当）
2 障がい福祉の充実	健康福祉部	福祉課	—

施策名	211 生涯を通じた健康づくりの充実
施策目標	町民の健康寿命が延伸している。 町民が日常生活の中で自主的に健康づくりに取り組んでいる。
施策目標を支える組織	保険年金課
町を取り巻く状況（現状、課題）	全国平均と比較すると町の不健康期間は長いです。健康寿命に影響を与える生活習慣病の治療は生涯続くため、町民の生活への負担や町の社会保障費に大きく影響します。
業務目標	適正な保険料賦課に取り組むことで、健診などの費用に必要な財源の確保を図ります。

施策名	221 地域福祉の充実
施策目標	地域が支えることで高齢者が住み慣れた環境で暮らし続けることができる。
施策目標を支える組織	福祉課（総務担当）
町を取り巻く状況 （現状、課題）	社会構造の変化やライフスタイルの多様化により複雑化・複合化した課題を抱えた人が多くなり、複数の制度による支援や地域での助け合いが必要な状況となっています。
業務目標	すべての住民や団体、地域が世代や分野を超えてつながり、お互いを支え合う地域共生社会の実現のために住民や地域団体と連携を図っていきます。

第3章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織 課等名（担当名）
3 ころ穏やかに暮らせるまちづくり			
1 自然環境の保全			
1 公園・緑地等の充実	都市建設部	都市計画課	—
2 自然環境保全の推進	環境経済部	環境課	—
2 住環境の整備			
1 住環境の向上	都市建設部	都市計画課	—
2 地域美化の推進	環境経済部	環境課	—
3 動物共生の推進	環境経済部	環境課	—
4 資源循環の推進	環境経済部	環境課	環境課（美化センター）（リサイクルセンター）

施策名	324 資源循環の推進
施策目標	町民一人ひとりが積極的にごみの減量化・資源化を行い、1日当たりのごみ排出量が減少している。
施策目標を支える組織	環境課 美化センター
町を取り巻く状況 （現状、課題）	美化センターは老朽化が進行し、維持管理と併せて大規模改修や更新等の検討が必要な時期となっています。 一方、下水道普及に伴い尿の処理量は減少傾向にあるものの、循環型社会の形成及び資源循環の推進に向けて、必要な社会インフラとして今後も適正なし尿処理体制を確保していくことが求められます。
業務目標	適正なし尿処理が行われるよう、し尿処理体制を確保します。
施策目標を支える組織	環境課 リサイクルセンター
町を取り巻く状況 （現状、課題）	リサイクルセンターに持ち込まれた資源物には、不適正なものが含まれており、有効に活用される原材料に資源化するためには、不適正なものを除き有価物として処理する必要があります。
業務目標	適正な資源物の処理体制を確保し、有効に活用される原材料としての品質の高い資源化を図っていきます。

第5章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
5 時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり			
1 都市インフラの最適化			
1 道路の整備	都市建設部	道路課	—
2 公共交通網の整備	都市建設部	都市計画課	—
3 下水道の整備	都市建設部	下水道課	下水道課（管理担当）
2 市街地の整備			
1 市街地整備の推進	都市建設部	都市整備課	
3 産業基盤の整備			
1 商業の振興	環境経済部	産業振興課	—
2 工業の振興	環境経済部	産業振興課	—
3 農業の振興	環境経済部	農政課	農業委員会事務局
4 観光の振興	環境経済部	産業振興課	—

施策名	513 下水道の整備
施策目標	町民が浸水による被害を受けない。
施策目標を支える組織	下水道課 管理担当
町を取り巻く状況（現状、課題）	埋設してから数十年経過している下水道管が老朽化しており、長寿命化などの維持管理費が必要になってきます。そのような中、市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、危険性が増してきている浸水被害への対応が必要です。
業務目標	中長期的な経営視点で持続可能な維持管理を実施し、既存の雨水幹線の浚せつやごみ揚げ等により浸水被害の解消を図ります。
施策名	533 農業の振興
施策目標	農業の生産性が向上し、農業経営が安定している。 町民が農業に触れ合う機会を得ている。
施策目標を支える組織	農業委員会事務局
町を取り巻く状況（現状、課題）	農業者の高齢化により、将来的に耕作放棄地が増加し、農業の生産性に影響が出るのが懸念される。
業務目標	関係機関との連携により耕作放棄地を減らしていきます。

※倉見拠点づくり課については、中長期的取組として業務目標を設定しています。（102 ページ）

第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標－政策－施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
6 まちづくりのための基盤づくり			
1 つながる力の促進			
1 町民との協働によるまちづくりの推進	町民部	町民協働課	—
2 多様な主体によるまちづくりの推進	町民部	町民窓口課	町民窓口課（総合窓口担当）
2 持続的かつ健全な行財政運営			
1 自律的な行財政運営	企画部	企画政策課、財政課、広報戦略課、デジタル推進課	財政課（契約検査担当）
2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	総務部	人事課	総務課（秘書担当） 総務課（行政管理担当） 税務収納課 財産管理課

施策名	612 多様な主体によるまちづくりの推進
施策目標	すべての町民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会が実現している。
施策目標を支える組織	町民窓口課 総合窓口担当
町を取り巻く状況（現状、課題）	マイナンバー制度が推進され、情報連携が急速に進められています。また、迅速かつ的確な対応が求められています。
業務目標	個人情報適切に管理し、安心感のある窓口サービスを提供します。また、迅速かつ的確で満足度の高い窓口サービスを提供します。

施策名	621 自律的な行財政運営
施策目標	町が持続可能な人口及び人口構成を確保している 様々な社会環境に対応し、安定的な財政状況を維持している
施策目標を支える組織	企画政策課 ICT推進担当
町を取り巻く状況（現状、課題）	新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会環境の変化によりデジタルトランスフォーメーションが急速に進み、行政においてもこうした変化への対応が求められています。
業務目標	自律的な行財政運営の確保及び住民サービスの向上に資するICT技術を町政に導入・活用します。
施策目標を支える組織	財政課 契約検査担当
町を取り巻く状況（現状、課題）	つながる力の促進を目指して諸施策を推進していくことから、今後民間による事業実施（委託・発注等）の増加が見込まれる。
業務目標	官民の適正な関係性の中で健全なまちづくりを推進するため、公平・公正かつ的確な契約・検査を行う体制を構築します。

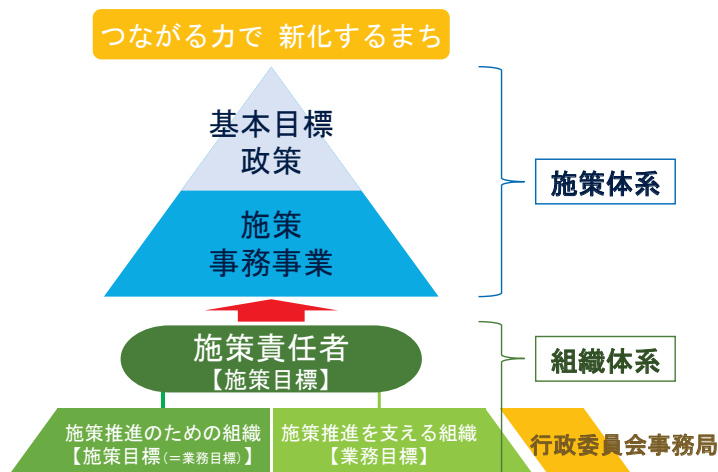
施策名	622 まちづくりを支える組織と基盤づくり	
施策目標	町職員の持つ能力を最大限発揮し、魅力的なまちづくりに貢献している。	
施策目標を支える組織	総務課 秘書担当	
町を取り巻く状況 (現状、課題)	今後、社会経済環境の大きな変化が見込まれることから、これに対応し克服するための的確な政策展開が求められています。	
業務目標	町長及び副町長による戦略的な政策判断と、組織のリーダーとしてのトップマネジメントが円滑に機能するよう、町長・副町長の執務環境を整備、補佐し、行政に対する信頼を確保します。	
施策目標を支える組織	総務課 行政管理担当	
町を取り巻く状況 (現状、課題)	町民の財産である文書を適切に取り扱うとともに、法令等に基づいて職務を行うにあたり法制執務などのスキルが求められています。	
業務目標	町職員一人ひとりが文書や法制執務に関する知識及び能力を習得し、それらを最大限活用できるよう支援します。	
施策目標を支える組織	税務収納課	
町を取り巻く状況 (現状、課題)	町税による財源の確保には、納税義務者の行政に対する信頼が不可欠であるため、不公平な賦課徴収により町民の信頼を失うことのないよう、公平かつ適正な賦課徴収が求められています。	
業務目標	公平で公正な税負担の観点の下、納税義務者と課税客体に対する適正な賦課徴収に取り組み、健全な財政運営に必要な町税収入の確保を図っていきます。	
施策目標を支える組織	財産管理課	
町を取り巻く状況 (現状、課題)	コロナ禍における新しい生活様式に対応した庁舎（在宅勤務による事務スペースの減少や各種申請手続のICT化を可能とする設備など）が求められ、同時に少子高齢・人口減少社会の中で、「選ばれる町」となるためには住民サービスの向上が必要とされています。	
業務目標	中長期的には「将来的な庁舎の建替えの検討」や、短期的には「既存庁舎の空間改善」を実行し、住民の利便性向上につながる庁舎環境を目指します。	

第1章から第6章の施策推進を支える組織の業務目標

体系（基本目標—政策—施策）	所管部等名	所管課等名	各施策推進を支える組織課等名（担当名）
全施策推進を支える組織		会計課	
		議会事務局	
		選挙管理委員会事務局	
		監査委員事務局	

施策名	第1章から第6章の施策
施策目標を支える組織	会計課
町を取り巻く状況（現状、課題）	公金の適正かつ円滑な管理と運用は、町民から信頼される行財政運営に必要不可欠となっています。
業務目標	迅速で正確な財務伝票の審査と出納事務を執行します。
施策目標を支える組織	議会事務局
町を取り巻く状況（現状、課題）	議会に対する町民の関心が低いため、より身近に感じられるよう、積極的な情報公開が求められています。
業務目標	議会・議員活動が円滑に行えるよう、議決事件をはじめ町の重要事項に関し、適切な審議・調査・提言等が行えるよう支援し、議会情報を正確かつ迅速に情報公開します。
施策目標を支える組織	選挙管理委員会事務局
町を取り巻く状況（現状、課題）	選挙は、民主主義の根幹を支える基礎として、その公平さ及び公正さを常に求められています。
業務目標	公職選挙法その他の法令に基づき、公平かつ公正に選挙を執行します。
施策目標を支える組織	監査委員事務局
町を取り巻く状況（現状、課題）	健全な行財政運営を目指すために、行財政執行の適正性、効率性、妥当性の維持及び確保が求められています。
業務目標	監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査等を実施します。

ここに定めた、それぞれの部課・担当等の業務目標の推進と、各施策の推進体制（施策責任者を中心とした各組織の取組）により、本総合計画の目標である「つながる力で 新化するまち」の実現、住民福祉の増進に向けて、それぞれの役割を明確化することで、組織一丸となった施策の推進を図ります。



1 策定について

寒川町では、少子高齢化に対応し、地域の持続可能性を有した魅力ある町であり続けるため、将来の人口のあり方を明らかにし、取り組むべき方向性を示す「寒川町人口ビジョン」及び「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年3月に策定しました。

寒川町の人口は、現状の出生率及び人口移動率を前提とした場合、2065年には35,317人にまで減少し、高齢化率も33.5%まで高まり、人口減少と高齢化の進行が見込まれます。

人口減少と高齢化の進行は、経済規模の縮小や社会保障関係経費の増加など、地域の持続可能性を脅かすおそれがあるため、「改訂版寒川町人口ビジョン（令和3年3月）」において、労働力の確保や高齢化率の抑制の観点から「2065年に人口42,640人、高齢化率28.0%」を人口の将来展望として掲げました。

この目標を達成するため、合計特殊出生率を将来的に人口の維持できる水準（人口置換水準）である2.07まで改善するとともに、目指すべき将来の方向として、「雇用機会の確保と産業の創出」「若い世代の子育て環境の整備」「まちの魅力と認知度の向上」の3つを掲げ、若い世代の流入促進や転出抑制に向けた施策を積極的に展開します。

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」は、寒川町人口ビジョンにおける将来展望を実現するため、目指すべき将来の方向性に基づき、今後予想される人口減少への具体的な処方箋として、令和6年度（2024年度）までの取組目標や施策の方向性、施策内容を明らかにしたものです。

計画の策定にあたっては、第1期計画（平成28年度～令和2年度）の効果検証を行うとともに、その中で明らかになった課題に対応する形で計画を再構成し、総合戦略策定等外部委員会の審議を経て、内容を確定しています。

（1）第1期の振り返り

第1期計画期間における状況としては、人口動態は人口ビジョンに定める目標人口を超えて推移しており、また、本計画の達成状況を示すKGI（重要目標達成指標）及びKPI（重要業績評価指標）は一部未達成のものもあるものの、概ね良好に進捗しており、全体の取組としては順調に推移していると言えます。しかしながら、基本目標3における合計特殊出生率や年少人口については、目標を達成できていない状況にあることと、20代の転出は依然として多いことから、第2期計画における課題であると言えます。また、新型コロナウイルス感染症など予測しえない事態が起きた場合でも、安全・安心、快適に暮らすことができるための環境整備についても進めていく必要があります。このほか、KGI・KPIの達成状況から順調に推移している基本目標1及び2については、第2期計画においても、指標等については一部見直しを行いながら、継続的・発展的に推進していきます。

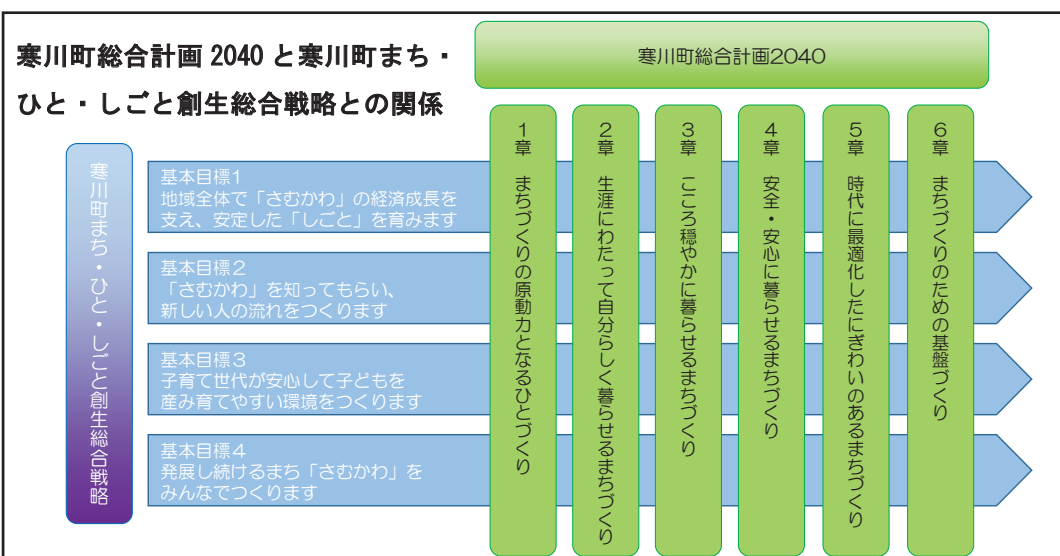
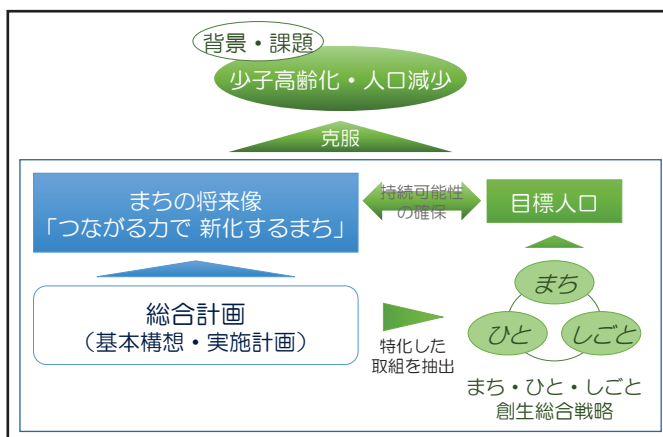
【2020年4月時点の人口の状況】

		推計人口	目標人口	人口実績
年少人口		6,107人	6,453人	6,299人
	0～4歳	1,826人	2,159人	1,940人
	5～9歳	2,143人	2,151人	2,160人
	10～14歳	2,138人	2,143人	2,199人
生産年齢人口		28,516人	28,587人	29,189人
老年人口 (高齢化率)		13,425人 (27.9%)	13,425人 (27.7%)	13,255人 (27.2%)

(2) 総合計画との関係

「寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、少子高齢化・人口減少への対応を目的とし、「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の視点から、課題解決に必要な取組を体系化し、これまで取組を進めてきました。一方、寒川町総合計画 2040 は、今後の社会経済環境の変化や少子高齢化・人口減少といった様々な行政課題に対応し、町民の「こころ豊かな暮らし」を実現するため、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」を掲げ、そのための町政全般にわたる取組を示した町の最上位計画として位置付けられています。本総合計画は、「社会保障の 2040 年問題」や少子高齢化・人口減少といった町の持続可能性に関わる課題を背景としており、その目的は総合戦略と同じであることから、これらの計画策定にあたり両者の関係性を再度整理しました。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）及び寒川町総合計画 2040 第 1 次実施計画では、総合戦略を総合計画推進のための最重要課題である少子高齢化・人口減少に特化してアプローチする取組（総合計画推進のメインエンジン）として位置付け、これを効果的・効率的に推進するため、これまで別々に策定していた計画を一体化（総合戦略を実施計画に包含）することとしました。寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）では、本総合計画におけるまちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現を念頭に、自治体としての持続可能性を確保しつつ、町民の「こころ豊かな暮らし」に資する取組を推進していきます。



(3) 計画期間

第2期寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、寒川町総合計画 2040 第1次実施計画の計画期間と同様に、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間の計画期間とします。



(4) 計画期間における目標人口

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）では、令和3年度から令和6年度までの取り組みをとおして、令和7年度当初において、人口47,939人、高齢化率28.3%を達成することを目標として設定します。

【目標人口と各人口の構成】

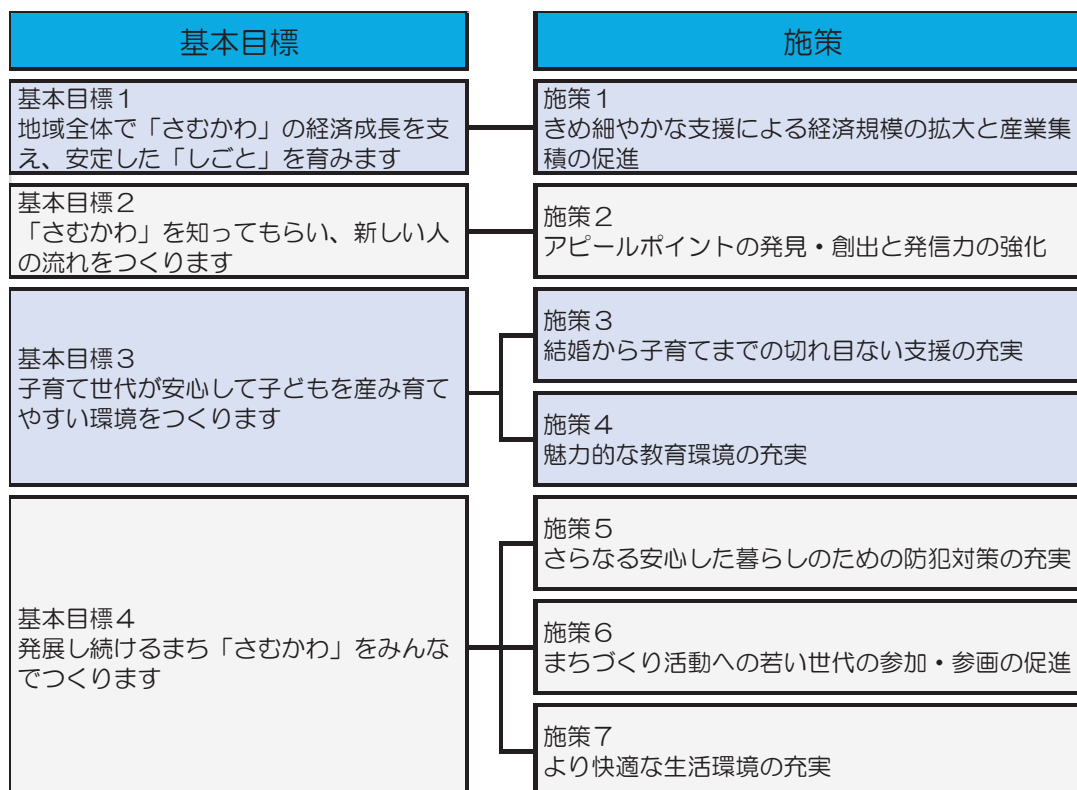
	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	高齢化率
【現状値】 R3年（2021年）	48,743人	6,299人	29,189人	13,255人	27.2%
【推計人口】 R7年（2025年）	47,771人	5,907人	28,304人	13,560人	28.4%
【目標人口】 R7年（2025年）	47,939人	5,991人	28,388人	13,560人	28.3%

※各年度4月1日時点の人口数

2 基本目標と目指すべき基本的方向

目指すべき将来の方向性に基づいた施策展開を図るため、寒川町の現状分析及び第1期計画の効果検証から明らかになった課題の解決に向け、改訂版人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向である「雇用機会の確保と産業の創出」、「若い世代の子育て環境の整備」、「まちの魅力と認知度の向上」の3つの視点に基づき、取組を進めます。

取組を効果的・効率的に進めるための本戦略の体系については、第1期計画が概ね順調に推移していることを踏まえ、基本目標等の体系については基本的には第1期計画を引き継ぎ、次のとおりとします。



(1) 基本目標 1

～地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます～

数値目標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
町内企業等の従業者数（人）	16,913（R元）	16,913（R6）
製造品出荷額（億円）	4,117（R元）	4,117（R6）

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町は、生産年齢人口に占める製造品出荷額等の水準が近隣市と比べて突出して高いなど、基盤産業である製造業を中心に安定した雇用の機会を創出している一方、商業を中心とした第三次産業については、第三次産業事業所1事業所あたりの商業年間商品販売額が近隣市よりも低い水準にあるなど、規模が小さく、地域の核となるビジネス・産業が十分に育っていないなどの課題があります。また、今後予想される生産年齢人口の減少による労働力不足とあいまって、地域の発展が妨げられるおそれがあります。

このような中、町内の企業からは、今後も従業員の地元採用拡大や人材育成、設備老朽化に伴う設備投資、生産性の向上、新たな販路拡大など、各企業の置かれた状況に応じた支援が求められています。

第1期計画では、こうした状況の中、エコノミックガーデニング推進事業を展開し、地域経済コンシェルジュによるきめ細やかな支援や、支援機関を構成員とする寒川エコノミックガーデニング推進協議会の設置などを進めてきました。その結果、製造品出荷額等や新規事業所届出数などは増加し、地域経済は着実に成長している状況にあるといえます。

このため、第2期計画期間においては、こうした支援体制をベースに取組をさらに発展させ、創業支援や事業継続支援、販路拡大のほか、地域経済の担い手となる若手経営者や事業後継者、さらには従業員といった人材の育成などを行い、地域経済団体、金融機関等と行政が一体となって支援を進めていく必要があります。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策1 きめ細やかな支援による経済規模の拡大と産業集積の促進》

地域経済の活性化に向け、寒川町に立地する企業の操業環境や経営課題などを把握し、的確な支援ができる体制を構築します。

地域の魅力を高め、多様な人材の流入を確保するため、新たなビジネスの創出や創業者を支援する環境を整備します。

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値(R6)
相談・支援企業数(経営課題整理、事業計画、事業承継) (件)	15	19
創業者数(件)	20	24
小売業店舗数(件)	217	220
製造業で法人町民税の法人割を納めている企業数(件)	102	102

【具体的な取組の例】

- ・ 個別企業の経営状況を把握し、専門家による企業のライフステージに応じた経営、販路、人材サポートなどのきめ細やかな支援を行います。
- ・ 創業、起業、事業継承を地域が一体となって総合的にサポートします。
- ・ 地域人材、経営人材の確保、育成に向け、経済団体、金融機関等と、地域でのネットワークを構築・発展させます。

(2) 基本目標 2

～「さむかわ」を知ってもらい、新しい人の流れをつくります～

数値目標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
転入者数（人）	2,016（H23-R元平均）	2,100（R6）
R7年4月1日時点の生産年齢人口（人）	29,138（R元）	28,388（R7）

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町は湘南地域の代表的な都市である藤沢市や茅ヶ崎市に隣接しており、豊かな地域資源を有するものの、知名度が低く、地方からの人の流れが少ない状況にあります。

また、寒川町は昼間人口が人口総数とほぼ同水準であることから、他市町村からの通勤流入者の割合が高く、結婚・出産・住宅取得を契機とした転入が多くなっています。

このことから、湘南地域という知名度の高いエリアにあり、コンパクトな面積の中に2つのインターチェンジがあることなど、住みやすさに関する優位性を活かすことで、職住近接による住宅の取得を契機とした転入や、湘南地域への移住を検討するファミリー層の転入といった新しい人の流れを生み出すことが可能です。

第1期計画では、マーケティングに基づく戦略的なプロモーション活動や新たな町ブランドスローガン『「高座」のこころ。』の展開などを行った結果、計画期間における寒川町への転入者数は増加し、社会増の状況にあります。

第2期計画期間では、豊かな自然環境やさがみ縦貫道路など、快適性・利便性を生かした町の魅力の戦略的発信や認知度の向上によりさらなる移住促進を図るほか、町内におけるブランドコミュニケーションを積極的に行うことで、町への定住促進を進める必要があります。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策2 アピールポイントの発見・創出と発信力の強化》

寒川町の知名度を向上させ、新たな人の流れを生み出し、定住につなげるため、寒川町の「売り」となる魅力や特色ある地域資源を有効に活用した「まち」のイメージアップにつながる取組を実施するとともに、町内外に住む人々のニーズを的確に把握し、効果的なタウンセールス・プロモーションを展開するなど、まちの魅力向上と情報発信力の強化を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値 (R6)
観光客数 (万人)	201	200
町に対して良いイメージを持って転入した人の割合 (%)	59	70
町民のブランドスローガン『「高座」のこころ。』認知度 (%)	31	35

【具体的な取組の例】

- ・まちの魅力となる伝統や芸能などの地域資源の発見・創出や維持などにより、地域資源の魅力を高めるとともに、多様なツールを用い積極的に発信します。
- ・移住、定住を促す対象を明確に定め、効果的な手法により、積極的にタウンセールスを行います。
- ・まちの魅力となるブランド展開と町民とのブランドコミュニケーションを進め、さらなる移住、定住を促進します。

(3) 基本目標 3

～子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくります～

数値目標	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
合計特殊出生率	1.32 (H30)	1.60 (R6)
R7年4月1日時点の年少人口 (人)	6,299 (R2)	5,991 (R7)

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町の合計特殊出生率は1.32(平成30年)と全国平均とほぼ同水準で、この5年間の傾向としては、近隣市や神奈川県平均を上回って推移しています。さらに、待機児童数は近年減少傾向で近隣市と比較しても少なく、子どもを産み育てやすい環境が整っています。

第1期計画では、小児医療費(通院)の対象年齢引き上げによる経済的負担の軽減を図ったほか、認定こども園等の新規開所や町内保育園の大規模改修など保育環境の質的・量的向上を図りました。

このような状況の中、町民アンケートでは、出産を阻害する主な要因として、子育てや教育などにかかる金銭的負担の大きさを挙げる割合が高いほか、女性の社会進出の進展による仕事と子育て等の両立に関する割合も増加しています。このため、第2期計画期間においては、子育て世代の経済的負担感・不安感を軽減するための環境づくりをさらに進めるほか、直近5年間の人口動態として、ファミリー層及び5～14歳の年少人口の転入超過傾向が見られることから、これらの世代にとって魅力的な教育環境を整備する必要があります。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策3 結婚から子育てまでの切れ目ない支援の充実》

寒川町への転入理由として、仕事のほかに結婚・出産が多いことから、結婚・出産を契機とした近隣市からのさらなる流入増加を図りながら、出生数の増加につなげるため、出産や子育ての経済的負担や悩みの軽減、子育てと仕事が両立できる環境づくりなど、各ライフステージにおいて切れ目のない支援を実施します。

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値(R6)
子育て支援センター利用者数（人）	8,521	9,670
子育て支援センター利用者の満足度（%）	—	100
待機児童数（保育園）（人）	5	0
待機児童数（児童クラブ）（人）	26	0

【具体的な取組の例】

- ・ 出産や子育ての負担や悩みを軽減し、湘南地域トップクラスの子育て環境を目指します。
- ・ 医療費や健診費用の助成など子育て世帯へ経済的支援の充実を図ります。
- ・ 妊娠期から子育て期まで顔の見えるきめ細かい支援を行います。

《施策4 魅力的な教育環境の充実》

町に住む子ども達がこれからの社会を生き抜いていくための「生きる力」を身につけられるよう、これからの社会において必要となる英語やICTの活用技術、主体的に考えられる力の習得など、これから必要とされる魅力的な教育環境や教育内容の充実を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値(R6)
英語の勉強が好きな子どもの割合（%）	54	70
全国学力・学習状況調査における課題解決に向けて自ら考え、行動する子どもの割合（%）	71	80

【具体的な取組の例】

- ・ 英語やICT活用技術の習得を目指すグローバル教育を推進し、子ども達の生きる力の向上を目指します。
- ・ 教育の質の向上や教育環境の充実により、自ら考え行動できる子どもたちの育成を目指します。

(4) 基本目標4 発展し続けるまち「さむかわ」をみんなで作ります

数値目標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
R7年4月1日時点の20代の人口（人）	4,695（R2）	4,441（R7）
町民アンケート調査による定住意向（％）	85.8（R2）	85.8以上（R7）
人口千人あたり刑法犯認知件数の近隣5市平均との差（件）	-0.10（R元）	-0.10以下（R6）

①基本目標に関連する寒川町の現状

寒川町が魅力ある町であり続けるためには、安定した「しごと」の創出や町の認知度向上、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるほか、安心して快適に暮らせる生活環境を実現することが必要です。

寒川町は、単独世帯の割合が低く子育て世代や高齢者が孤立するような環境にはなりにくいことや、町民協働の取組に力を入れてきたことなどから地域での人のつながりは比較的保たれています。

第1期計画では、防犯灯の設置等による安全安心の充実や、若者参画コミュニティの創設による若い世代のまちづくりへの参加促進、コミュニティバスの土日運行による交通利便性の向上を進め、刑法犯罪件数の減少や若い世代の協働の取組促進など、町の持続性、安心感、利便性は向上している状況にあります。一方、直近5年間の人口動態としては、20代を中心とした若い世代が仕事や進学を機に町外に転出するという状況が依然として続いています。

このことから、第2期計画期間においては、20代を中心とした若い世代の転出抑制、転入促進など人口確保策に取り組み、町の持続性をさらに高めていく必要があります。また、町民アンケート調査では、転居先を決める際に考慮する条件として、交通の利便性のほか、治安の良さを重視する割合が前回調査（H27年）より増加し、最も高い状況となっています。このほか、ICT技術等の活用により、変化する社会環境、生活様式に対応し、生活の利便性・快適性を高めていくことが求められています。

②目指すべき基本的方向（施策）

《施策5 さらなる安心した暮らしのための防犯対策の充実》

安心して暮らせるまちを実現するため、地域の防犯対策や子どもを見守る活動の充実などを町民との協働により進め、地域の防犯力の向上を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値（R6）
空き巣、自転車盗、ひったくりの年間発生件数（件）	83	68

【具体的な取組の例】

- ・防犯灯の設置や防犯パトロール等を行うほか、地域が一体となって子どもの見守りなど犯罪等の抑止力強化を図ります。

《施策6 まちづくり活動への若い世代の参加・参画の促進》

地域の活性化を図り若い世代から選ばれる「まち」となるよう、これまでに進めてきた町民との協働の取組をさらに強化するとともに、若者参画コミュニティを中心に若い世代のまちづくりへの参加をさらに促進します。

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値(R6)
若い世代による協働に向けた取組件数(累計)(件)	6	10

【具体的な取組の例】

- ・若い世代が地域について考え、まちづくりに参加できる場を創出するための仕組みを整備します。

《施策7 より快適な生活環境の充実》

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、今後の高齢化の進展を見据えた公共交通の利便性向上やICT技術等の活用を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値(R6)
1ヶ月あたりのコミュニティバス利用者数(人)	5,397	4,380

【具体的な取組の例】

- ・町内外への移動をスムーズにするため、コミュニティバスなどの公共交通を確保するほか、公共交通のあり方について検討を行います。
- ・利便性と快適性の高い生活環境を実現するため、寒川町版のデジタルトランスフォーメーションを推進します。

※ICT技術の活用による生活環境の充実については、その導入分野等について現在検討中であることから、取組の概要が定まり次第、取組及びKPIを設定します。

3 総合戦略事業と第1次実施計画事業等の関係性一覧

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）における各基本目標及び施策を推進するために、その手段となる総合戦略事業を位置付け、各施策に設定されたKPIの達成を目指します。この総合戦略事業は、第1次実施計画における事務事業のうち、関連のあるものをピックアップして構成したものです。

なお、総合戦略事業とその構成については、KPIの達成状況等、年度ごとの効果検証により適宜見直しを行い、その時点で最適な手段（事務事業）を構成しながら取組を推進することとします。

【総合戦略事業の体系（令和3年度当初時点）】

基本目標	施策	総合戦略事業	第1次実施計画における事業
基本目標1 地域全体で「さむかわ」の経済成長を支え、安定した「しごと」を育みます	施策1 きめ細やかな支援による経済規模の拡大と産業集積の促進	エコノミックガーデニング推進事業 （企業総合支援事業・創業支援事業）	★商業振興事業 ★企業支援事業 ★企業等立地促進事業
基本目標2 「さむかわ」を知ってもらい、新しい人の流れをつくります	施策2 アピールポイントの発見・創出と発信力の強化	観光推進事業	★観光振興事業
		タウンセールス推進事業	★広報プロモーション活動事業 ★マーケティング推進事業
基本目標3 子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境をつくります	施策3 結婚から子育てまでの切れ目ない支援の充実	結婚・出産・子育て環境整備事業	★子育て支援事業 ★母子保健事業 ★子育て世代包括支援センター事業 ★保育環境充実事業 ★児童クラブ運営事業 【関連事業】 う蝕予防対策事業 小児医療費助成事業 地域子育て環境づくり支援事業 特定不妊治療費等助成事業
	施策4 魅力的な教育環境の充実	魅力的な教育環境推進事業	★グローバル教育推進事業 ★教職員の資質向上事業 【関連事業】 社会教育振興事業 少人数学習推進事業 学校施設改修事業
基本目標4 発展し続けるまち「さむかわ」をみんなで作ります	施策5 さらなる安心した暮らしのための防犯対策の充実	安心なまちづくり整備事業	★防犯対策推進事業
	施策6 まちづくり活動への若い世代の参加・参画の促進	若者参画推進事業	★協働推進事業
	施策7 より快適な生活環境の充実	快適なまちづくり推進事業	★公共交通充実促進事業 【関連事業】 ICT活用事業

※関連事業：第1次実施計画に未登載の事務事業のうち、本総合戦略推進に関係性のあるものを関連事業として位置付けています。

※本事業体系については、毎年のKPI等の効果検証及び、第1次実施計画の進行管理による事務事業等の位置付け見直しにより、適宜見直しを行うものとします。

4 進行管理体制と進捗管理

(1) 推進体制

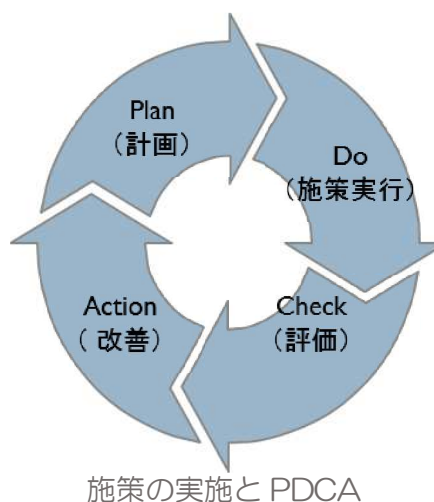
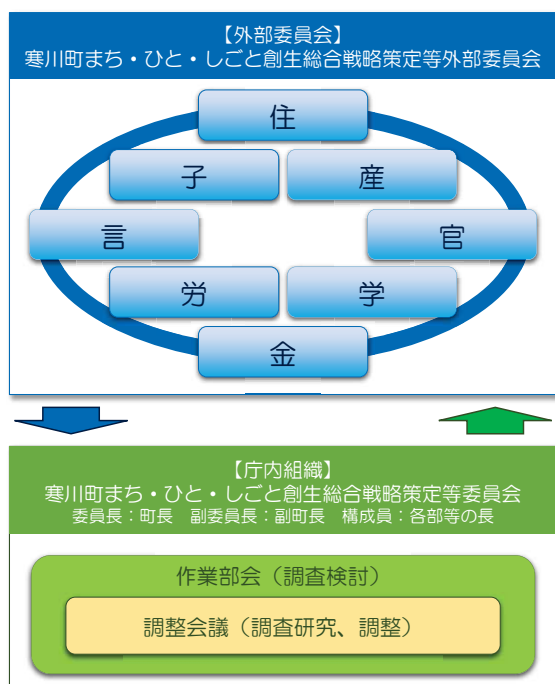
まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的かつ効率的に推進していくためには、住民、関係団体、民間事業者等の参画、協力が重要であることから、住民、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア、子どもの保護者等（住産官学労言子）で構成する、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会で、計画の進行管理を行います。さらに、庁内組織として、寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等委員会で全庁的な体制で取組を進めます。

(2) 進捗管理

総合戦略においては、計画期間中の取組に対する各政策分野の基本目標に係る数値目標と、それぞれの具体的な施策については重要業績評価指標（KPI）を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてPDCAサイクルを確立します。

寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定等外部委員会で、総合戦略の取組状況を客観的に点検・検証を行い、必要に応じて施策や事業の追加、見直しを行い、または総合戦略の改訂を行っていきます。

なお、各年度における取組とKPIの計測等の効果検証は、48ページの第1次実施計画における進行管理とは別に実施します。



VIII 寒川町における SDGs の推進

1 SDGs とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

今、人類は感染症や気候変動、人権問題など様々な課題に直面しています。これらの課題解決のためには、言語や国籍、年齢や性別など全ての違いを超えて世界中の人々が、自分にも関係があることとして捉え、行動しなければなりません。世界の共通言語である SDGs は、こうした人類が抱える困難な課題の解決手段としても注目されています。

日本は SDGs を先進国自身に取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして捉えて積極的に取り組んでいます。2016年12月に「SDGs 実施指針」、2017年12月以降は SDGs 達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、日本が国際社会において主導してきた「人間の安全保障」の理念に基づき、日本の「SDGs モデル」を推進していくこととしています。

また、神奈川県は国の「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されており、「かながわ SDGs 取組方針」を定めて SDGs の関連施策の展開例、役割及び推進するための取組などを示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダーと一体となって SDGs を推進していくこととしています。

そうした中、寒川町は国が示した「地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方から SDGs を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していく「SDGs 日本モデル宣言」に賛同し、地方自治体として日本「SDGs モデル」を推進する一端を担っています。

2 SDGs 日本モデル宣言とは

「SDGs 日本モデル宣言」とは、日本の「SDGs モデル」を推進するために、地方自治体には何かできるのか、その役割を明らかにし、その役割を担うことを宣言したものです。

「SDGs 日本モデル」宣言

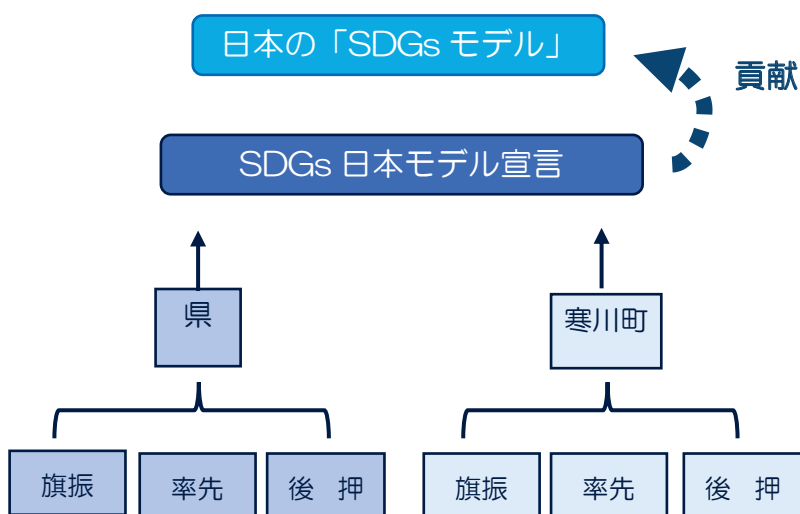
私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGs モデル」を世界に発信します。

- ① SDGs を共通目標に、自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します。
- ② SDGs の達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます。
- ③ 誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となる SDGs の推進を目指します。

3 寒川町が担う役割

寒川町は「SDGs 日本モデル」宣言に則り、民間団体や町民等と連携して SDGs の推進に取り組むことで地域の課題解決と地方創生を目指していきます。

また、神奈川県は「かながわ SDGs 取組方針」のなかで SDGs を推進するために「旗振り(理念・意義・必要性の明示)」「率先(県自らの推進)」「後押し(市町村、企業、大学、NPO、県民等を後押し)」の3つの役割を担うとしています。寒川町も SDGs の推進において、この3つの役割をまちの将来像として掲げている「つながる力で 新化するまち」の「つながる力」の促進によって担っていきます。



4 寒川町総合計画 2040 と SDGs の関連性について

寒川町総合計画 2040 ではまちの将来像として「つながる力で 新化するまち」を掲げ、つながる力によって、今後見込まれる様々な社会経済環境の変化にあっても、それぞれの時代に合わせて最適化を図ることで、心豊かな暮らしを実現するために様々な施策を推進していきます。この考え方は、SDGs の理念や「SDGs 日本モデル宣言」と類似していることから、本実施計画を実施することは SDGs を達成することに大きく寄与するものと考えます。

そのため、本実施計画では、民間団体や町民等と連携して SDGs の推進に取り組む手段の一つとして、SDGs の 17 の目標のうち各施策に特に関連する目標を示しています。これにより、具体的な活動内容や自分にも関係があることとしてイメージが沸きにくい SDGs を「見える化」し、寒川町の SDGs に関連する取組を民間団体や町民等と連携して推進していきます。

また、寒川町総合計画 2040 を推進していく中で、SDGs との関係性が見える化された施策間、事務事業間連携による相乗効果も視野に入れ、SDGs の達成に効果的な取組を推進していきます。

5 寒川町総合計画 2040 第 1 次実施計画と SDG s の関係性一覧表

各事業と関連性が最も高い SDG s のターゲットを示しています。

項 (施策) 施策名 (作業部会案)	事務事業		SDG s																	
	事業名	所管課	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
1 子育て支援の充実	1 子育て支援事業	子育て支援課				2														
	2 保育環境充実事業	子育て支援課								4										
	3 児童クラブ運営事業	学び推進課									4									
2 子どもの育ち・発達の支援	1 母子保健事業	子育て支援課			1,2,7,8															
	2 うねり予防対策事業	子育て支援課			8															
	3 子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課																	2	
	4 青少年健全育成事業	学び推進課								7										
3 学校教育の推進	1 グローバル教育推進事業	学校教育課								7										
	2 教職員の資質向上事業	学校教育課								1,7										
	3 学校給食センター整備事業	教育施設給食課		1																
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	1 スポーツ活動応援事業	スポーツ推進課			4															
	2 スポーツ施設活性化事業	スポーツ推進課																	7	
2 生涯学習・地域文化の推進	1 生涯学習振興事業	学び推進課				7														
	2 地域文化振興事業	学び推進課				7														
	3 地域間交流促進事業	学び推進課				7														
3 社会教育の振興	1 公民館運営事業	教育政策課								7a										
	2 総合図書館運営事業	教育政策課								7a										
	3 文化財保護事業	教育政策課																	4	
4 郷土教育の推進	1 文書館資料保存活用事業	総務課																	4	
1 生涯を通じた健康づくりの充実	1 健康づくり事業	健康づくり課			345ab															
	2 特定健康診査事業	健康づくり課			58a															
	3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保年、高介、健康			58a															
2 高齢者の健康づくりの充実	1 介護予防事業	高齢介護課			58a															
	2 高齢者社会活動推進事業	高齢介護課								5										
	3 高齢者生きがいづくり等支援事業	高齢介護課			58a															
	4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保年、高介、健康			58a															
1 地域福祉の充実	1 認知症サポーター養成事業	高齢介護課																	7	
	2 在宅医療・介護連携推進事業	高齢介護課			58a															
	3 生活支援体制整備事業	高齢介護課			58a															
2 障がい福祉の充実	1 就業・就労支援事業	福祉課								5										
	2 相談支援事業	福祉課																	2	
	3 地域生活支援拠点充実事業	福祉課																	1	
1 公園・緑地等の充実	1 公園等協働事業	都市計画課																	7	
2 自然環境保全の推進	1 自然共生推進事業	環境課																		4
	2 公害防止対策事業	環境課			9															
1 住環境の向上	1 耐震改修促進事業	都市計画課																	1	
	2 空き家対策事業	都市計画課																	3	
2 地域美化の推進	1 地域美化活動推進事業	環境課																	6	
3 動物共生の推進	1 動物対策事業	環境課			3															
4 資源循環の推進	1 ごみ減量化・資源化推進事業	環境課																	6	

項（施策） 施策名（作業部会案）	事務事業		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	事業名	所管課																	
1 防災対策の充実	1 自主防災活動事業	町民安全課																	1
	2 防災対策事業	町民安全課																	1
2 消防体制の充実	1 消防体制充実事業	消防総務課												1					
	2 消防団活動充実事業	予防課												1					
3 交通安全・防犯対策の充実	1 交通安全活動事業	町民安全課			6														
	2 防犯対策推進事業	町民安全課																	1
1 道路の整備	1 道路橋りょう整備事業	道路課																	7
	2 道路橋りょう維持補修事業	道路課																	7
2 公共交通網の整備	1 公共交通充実促進事業	都市計画課																	2
3 下水道の整備	1 下水道整備事業	下水道課																	5
1 市街地整備の推進	1 寒川駅南口整備事業	寒川駅周辺整備事務所																	7
	2 田端西地区まちづくり事業	田端拠点づくり課																	1
1 商業の振興	1 商業振興事業	産業振興課																	1
2 工業の振興	1 企業支援事業（エコノミックガーデニング）	産業振興課																	1
	2 企業等立地促進事業	産業振興課																	1
3 農業の振興	1 農業振興対策事業	農政課			3														
	2 農産物直売所活性化事業	農政課			3														
4 観光の振興	1 観光振興推進事業	産業振興課																	1
1 町民との協働によるまちづくりの推進	1 自治会活動支援事業	町民協働課																	17
	2 協働推進事業	町民協働課																	17
2 多様な主体によるまちづくりの推進	1 男女共同参画推進事業	町民窓口課																	5c
1 自律的な行財政運営	1 ふるさと納税推進事業	財政課																	3
	2 広報プロモーション活動事業	広報戦略課																	3
	3 マーケティング推進事業	企画政策課																	3
2 まちづくりを支える組織と基盤づくり	1 職員力向上事業	人事課																	3

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 17の目標と169のターゲット



目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

ターゲット	
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

ターゲット	
2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。

3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標 4. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

	ターゲット
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

	ターゲット
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



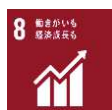
目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

	ターゲット
6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

	ターゲット
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

	ターゲット
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標 9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

	ターゲット
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

	ターゲット
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

	ターゲット
11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

	ターゲット
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

ターゲット	
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット	
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のバラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

**現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港関係宣言のマンデートを考慮。



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続+G201:J206、ならびに土地の劣化の阻止・

回復及び生物多様性の損失を阻止する

ターゲット	
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

ターゲット	
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット	
資金	
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

技術	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
能力構築	
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、持続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体制面 政策・制度的整合性	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特特別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

Ⅸ 行政サービス改革に関する取組

本実施計画期間における寒川町の行政サービス改革の位置付けについては、基本構想における基本目標第6章「まちづくりのための基盤づくり」とし、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、基本目標第1章から第5章の各施策を支える取組として推進します。

1 これまでの行政サービス改革に関する取組経過

	計画期間	取組項目	改善効果額
第1次行政改革大綱	昭和63年度～	大綱のみ策定	
第2次行政改革大綱	平成9～11年度	64項目	3億9,195万円
第3次行政改革大綱	平成13～15年度	32項目	5億 518万円
第4次行政改革大綱	平成17～23年度	48項目	4億6,177万円
第5次行政改革大綱	平成24～26年度	14項目	6億9,499万円
第6次行政改革プラン	平成27～29年度	25項目	3億 206万円
寒川町総合計画後期基本計画 推進のための基本姿勢	平成30～令和2年度	22項目(事業)	

寒川町では、これまでに6次にわたる行政改革大綱(プラン)を策定し、平成30年度からは町総合計画内に取組を位置付け、総合計画の各施策推進を支える「基本姿勢」として各種取組を進めてきました。

このうち、第6次行政改革プラン以降は、複雑多様化する行政課題に対応するため、施策・事業間の連携強化や、そのための組織・職員の配置を目的として、アウトソーシングの推進や庁議の見直し、執務スペースフリーアドレス化の試行実施等の取組を進めてきました。さむかわ2020プラン後期基本計画第3次実施計画(H30～R2年度)では、これをさらに進める取組として、施策・事業間連携を強化するための施策体系と組織体系の整理や、そのための組織横断的取組を推進するための若手職員によるプロジェクトチームの結成・施策検討、庁議の見直し等の取組を進めてきました。

また、寒川町における第6次行政改革プラン以降の本取組については、経費削減を主な目的とした取組だけでなく、質の高い公共サービスを効果的・効率的に提供し続けることを行政改革の主な目的として位置付け、このための総合的な取組として「行政サービス改革」と呼称しています。本実施計画における行政サービス改革の取組についても、こうした考え方を引き継ぎ、複雑多様化する行政課題に対応するための質の高い公共サービスの提供とそのための内部組織の最適化を目的に取組を進めます。

【平成 30～令和 2 年度までの行政サービス改革に関する取組】

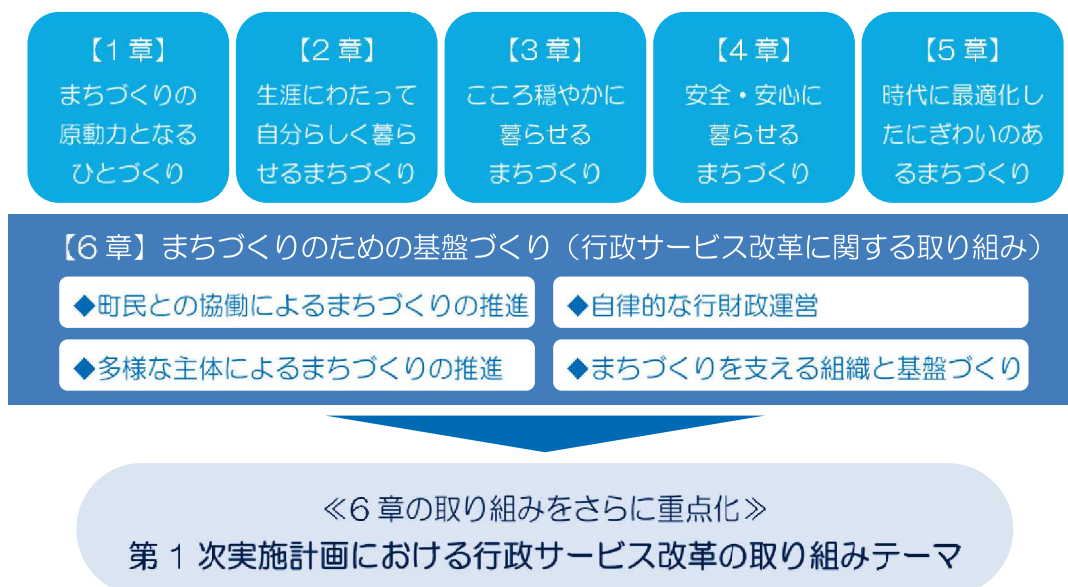
分類	取組
施策・事業間の連携強化 (横連携組織の構築)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の見直し (施策体系と組織体系の整理) ・若手職員によるプロジェクトチームの取組 ・庁議の見直し
職員の能力・能率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・若手職員によるプロジェクトチームの取組 (再掲) ・執務空間の整備検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 技術の導入検討

2 新たな行政サービス改革に関する取組

(1) 新たな行政サービス改革の考え方

新たな行政サービス改革の取組については、新たな基本構想のもと、今後の様々な行政課題を克服し、まちの将来像である「つながる力で 新化するまち」を実現することが最重要課題となることから、これまでの考え方を引き継ぎ、基本構想の第 6 章「まちづくりのための基盤づくり」として取組を位置付けます。

また、この第 6 章のうち、「つながる力で 新化するまち」の実現に向け、本実施計画期間中に重点的に取り組むべき事項をピックアップして、新たな行政サービス改革の取組とします。



(2) 取組のテーマ

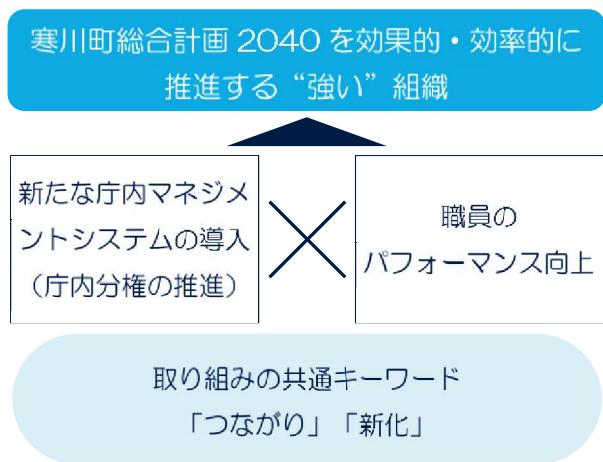
本実施計画期間中においては、まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現を目指し、以下を新たな行政サービス改革の取組テーマとして掲げます。

寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する“強い”組織の構築
～『つながる力で 新化するまち』をリードする組織づくり～

寒川町総合計画 2040 の目指すまちの将来像「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、第 1 章から第 5 章までの施策体系をそれぞれ効果的・効率的に推進していくほか、町民の主体的な活動を盛り上げていくため、行政が町民をリードしていく必要があります。そこで、本実施計画期間においては、そのための体制づくりを行政サービス改革の重点的取組事項として位置付け、行政組織としての寒川町の仕組みを見直し、組織力の強化に取り組みます。

取組の目標として、組織・個人としての「主体性」をテーマに、社会経済環境の変化に対して「迅速・柔軟・俯瞰的」に対応できる組織を“強い”組織として定義し、そのための体制構築を目指します。

組織力強化のための手段として、「つながり」「新化」というキーワードを念頭に置きながら、新たな庁内マネジメントシステムの導入や、そこで働く職員のパフォーマンス向上を大きな柱として取組を進めていきます。



(3) 取組内容とポイント

①新たな庁内マネジメントシステムの導入のポイント（庁内分権の推進）

組織力の強化を図るためには、行政組織のソフト面とハード面の両面を整える必要があります。行政組織のハード面としては、庁内における意思決定・業務遂行のためのマネジメントシステムの構築が挙げられます。

各分野における施策・事務事業の実施効果を高めるためには、各組織における主体的な業務遂行が不可欠となります。そこで、庁内分権を進め、各部課等ごとの主体的な業務遂行を担保する体制を構築します。また、庁内のオペレーションの効率化と実効性向上を図るため、庁内の全業務の見える化と工数測定を行い、業務に係る経費について人件費を含んだトータルコスト化を行うなど、確実な意思決定と業務遂行が可能になるきめ細やかな業務マネジメント体制の構築を目指します。

②職員のパフォーマンス向上のポイント

組織力の強化を図るためには、行政組織のソフト面とハード面の両面を整える必要があります。行政組織のソフト面としては、着実な庁内マネジメント体制の中で、所属する職員がそのパフォーマンスを最大限に発揮することが挙げられます。

「つながる力で 新化するまち」を実現するためには、寒川町の職員がこれをリードしていくことが不可欠です。そこで、これを進めるために今後町職員に必要となる姿勢や能力などを明らかにし、能力の底上げを図ります。また、このための体制として電子化の推進やアウトソーシングも含んだ就業環境の改善や、人事給与制度や人材育成のあり方検討、キャリアマネジメントの構築などによる職員のモチベーション向上を図り、良質な公共サービスを生み出す職員の育成を目指します。

③良質なサービスの提供と行政資源の最適化

①②による「寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する“強い”組織」の構築のほかに、良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化を行います。

良質な公共サービスの提供としては、新型コロナウイルス感染症の発生以降、新たな生活様式の浸透や人々の行動変容が起りつつあることを踏まえ、さらなる ICT 技術の活用検討を行い、電子上で手続きの完結する、所謂「持ち運べる役場」を構築することで、行政手続等の効率化と利便性の向上を図ります。また、「持ち運べる役場」の構築と並行して、役場庁舎における窓口機能の整理と施設設備の利便性向上・最適化を図ります。

行政資源の最適化としては、厳しい財政状況を踏まえ、公有財産の有効活用及び新たな歳入確保策の検討などを行います。また、これと並行してさらなる経費節減を図り、公共サービスに充当するための財源の確保を図ります。

(4) 取組の体系

行政サービス改革における目標

寒川町総合計画 2040 を効果的・効率的に推進する“強い”組織の構築

取組項目	取組期間	所管課等
I 新たな庁内マネジメントシステムの導入 (庁内分権の推進)		
1 庁内分権のためのシステム構築	短期	企画政策課/人事課
2 マネジメントのための業務体制の構築	短期	企画政策課/人事課
3 施策間・組織間連携の推進	継続	企画政策課
II 職員のパフォーマンス向上		
1 職員の能力向上のための体制整備	短期	人事課
2 就業環境の改善	長期	企画政策課/人事課
3 職員のモチベーション向上のための体制整備	長期	企画政策課/人事課
III 良質な公共サービスの提供と行政資源の最適化		
1 ICT技術の活用による「持ち運べる役場」の構築	短期	企画政策課
2 役場庁舎の利便性向上	長期	企画政策課/財産管理課ほか
3 公有財産の有効活用	継続	財産管理課
4 新たな歳入確保策の検討	継続	財政課
5 その他経費節減に資する取組	継続	

※取組項目については状況等に応じて適宜見直しを行います。

※取組期間 《短期》 2年目終了時までの導入・実施を目標とします。

《長期》 本実施計画期間終了時までの導入・実施を目標とします。

《継続》 本実施計画期間全体を通して取組を進め実施します。

(参考) 施策・事務事業と各項目との対応関係

寒川町における全ての事務事業と各項目との対応関係は以下のとおりです。なお、第1次実施計画における施策・事務事業の体系では、重点事業として取り組む事務事業のみを掲載していますが、ここでは、それ以外の全ての事務事業について掲載し、その対応関係について整理しています。

《各項目の説明》

・第1次実施計画：

事務事業のうち、重点事業として第1次実施計画に登載する事務事業です。

・まち・ひと・しごと創生総合戦略：

事務事業のうち、総合戦略（第2期）における事業として構成する事務事業です。

○：該当事業（戦略事業）、●：関連事業

・SDGs：

事務事業のうち、SDGsの主なターゲット及びゴールに関係性の高い事務事業です。

・行政サービス改革：

事務事業のうち、行政サービス改革の取組に関する事務事業です。

施策 — 事務事業	第1次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
111子育て支援の充実事業費					
子育て支援事業	○	○	4	2	
ひとり親家庭等医療費助成事業					
児童クラブ運営事業	○	○	5	4	
児童手当支給事業					
児童発達支援事業					
小児医療費助成事業		●			
地域子育て環境づくり支援事業		●			
特定不妊治療費等助成事業		●			
保育環境充実事業	○	○	5	4	
112子どもの育ち・発達の支援事業費					
う蝕予防対策事業	○	○	3	8	
ふれあい塾運営事業					
子育て世代包括支援センター事業	○	○	16	2	
児童クラブ建設事業					
青少年健全育成事業	○		4	7	
母子保健事業	○	○	3	1.2.7.8	
母子予防接種事業					
113学校教育の推進事業費					
グローバル教育推進事業	○	○	4	7	
家庭教育支援事業					
学校給食センター整備事業	○		2	1	

施策 一 事務事業	第1次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
学校体育施設開放事業					
学校適正化検討事業					
教育活動充実事業					
教育相談事業					
教職員の資質向上事業	○	○	4	1.7	
公共施設再編計画実施事業					
就学援助等事業					
学校施設改修事業		●			
小学校用地購入事業					
少人数教育推進事業		●			
特別支援教育推進事業					
文教施設維持管理検討事業					
豊かな心・文化育成事業					
121スポーツ・レクリエーション活動推進事業費					
スポーツ活動応援事業	○		3	4	
スポーツ施設活性化事業	○		11	7	
スポーツ施設整備事業					
122生涯学習・地域文化の推進事業費					
外国籍町民支援事業					
生涯学習振興事業	○		4	7	
地域間交流促進事業	○		4	7	
地域文化振興事業	○		4	7	
123社会教育の振興事業費					
社会教育委員活動事業					
社会教育関係団体活動支援事業					
社会教育振興事業		●			
文化財学習センター事業					
文化財保護事業	○		11	4	
公共施設再編計画実施事業					
公民館運営事業	○		4	7. a	
総合図書館運営事業	○		4	7. a	
124郷土教育の推進事業費					
文書館資料保存活用事業	○		11	4	
211生涯を通じた健康づくりの充実事業費					
感染症予防対策事業					
健康づくり事業	○		3	3.4.5. a. b	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	○				
高齢者予防接種事業					
国民健康保険事業特別会計繰出金					
国民年金推進事業					
地域保健医療体制充実事業					
特定健康診査事業【特別会計】	○		3	5.8. a	

施策 — 事務事業	第1次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
212高齢者の健康づくりの充実事業費					
旧措置者等利用者負担額軽減事業					
敬老事業					
公共施設再編計画実施事業					
高齢者在宅福祉サービス事業					
高齢者社会活動推進事業	○		8	5	
高齢者生きがづくり等支援事業	○		3	5.8.a	
高齢者保健福祉計画推進事業					
湘南広域社会福祉協会負担事業					
老人保護措置事業					
介護予防事業【特別会計】	○		3	5.8.a	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（再掲）	○		3	5.8.a	
221地域福祉の充実事業費					
災害等見舞金支給事業					
社会福祉協議会補助事業					
戦没者遺族等援護事業					
避難行動要支援者支援事業					
保護司会活動支援事業					
民生委員児童委員活動事業					
認知症サポーター養成事業【特別会計】	○		11	7	
在宅医療・介護連携推進事業【特別会計】	○		3	5.8.a	
生活支援体制整備事業【特別会計】	○		3	5.8.a	
222障がい福祉の充実事業費					
コミュニケーション支援事業					
寒川町障がい者福祉計画推進事業					
更生・育成医療費助成事業					
在宅障がい者福祉サービス充実事業					
児童福祉給付事業					
社会参加支援事業					
就業・就労支援事業	○		8	5	
重度障害者等医療費助成事業					
障害者虐待防止対策支援事業					
障害者自立支援給付事業					
障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業					
相談支援事業	○		10	2	
地域活動支援センター機能強化事業					
地域生活支援拠点整備事業	○		11	1	
日常生活用具給付等事業					
補装具交付等事業					
療養介護医療費助成事業					
311公園・緑地等の整備事業費					
公園等協働事業	○		11	7	
公園等整備事業					
緑の保全・普及啓発事業					

施策 — 事務事業	第1次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
312自然環境保全の推進事業費					
公害防止対策事業	○		3	9	
自然共生推進事業	○		15	4	
有害鳥獣等対策事業					
321住環境の向上事業費					
まちづくり条例制定に係る調査・分析事業					
空き家対策事業	○		11	3	
国県道整備促進事業					
住居表示整備事業					
線引き見直し事業					
耐震改修促進事業	○		11	1	
322地域美化の推進事業費					
地域美化活動推進事業	○		11	6	
323動物共生の推進事業費					
動物対策事業	○		3	3	
324資源循環の推進事業費					
ごみ減量化・資源化推進事業	○		11	6	
公共施設再編計画実施事業					
地球温暖化防止対策推進事業					
411防災対策の充実事業費					
自主防災活動事業	○		13	1	
防災資機材等充実事業					
防災対策事業	○		13	1	
412消防体制の充実事業費					
消防施設整備事業					
消防体制充実事業	○		11	1	
消防団活動充実事業	○		11	1	
413交通安全・防犯対策の充実事業費					
交通安全活動事業	○		3	6	
放置自転車対策事業					
防犯対策推進事業	○	○	16	1	
511道路の整備事業費					
道路橋りょう維持管理事業					
道路橋りょう維持補修事業	○		11	7	
道路橋りょう整備事業	○		11	7	
512公共交通網の整備事業費					
公共交通充実促進事業	○	○	11	2	
513下水道の整備 0					
下水道整備事業	○		11	5	

施策 — 事務事業	第1次 実施計画	まち・ひと・ しごと創生総 合戦略	SDGs		行政サービス 改革
			ゴール	ターゲット	
521市街地整備の推進事業費					
ツインシティ倉見地区整備事業	※				
寒川駅南口整備事業	○		11	7	
田端西地区まちづくり事業	○		9	1	
土地区画整理事業					
531商業の振興事業費					
勤労者福祉事業					
住宅リフォーム等建築工事推進助成事業					
商業振興事業	○	○	8	1	
532工業の振興事業費					
企業支援事業（エコノミックガーデニング）	○	○	8	1	
企業等立地促進事業	○	○	8	1	
533農業の振興事業費					
農業振興対策事業	○		2	3	
農業生産基盤の整備事業					
農産物直売所活性化事業	○		2	3	
534観光の振興事業費					
観光振興事業	○	○	8	1	
611町民との協働によるまちづくりの推進事業費					
協働推進事業	○	○			
広聴活動事業					
自治会活動支援事業	○		17	17	
612多様な主体によるまちづくりの推進事業費					
消費生活相談事業					
人権啓発事業					
男女共同参画推進事業	○		5	5.c	
町民相談事業					
平和推進事業					
621自律的な行財政運営事業費					
I C T活用事業		●			○
コンピュータ利用事業					
ふるさと納税推進事業	○		11	3	○
マーケティング推進事業	○	○	11	3	○
広域行政推進事業					○
広報プロモーション活動事業	○	○	11	3	
622まちづくりを支える組織と基礎づくり事業費					
公共施設再編計画実施事業					○
公文書管理事業					
職員力向上事業	○		11	3	○

※実施計画（計画期間4年）の枠にとらわれず、中長期的な事業として位置づけています。

資料編

- I 基本構想（案）について諮問及び答申
- II 寒川町総合計画審議会委員名簿

寒 企 第 27 号
令和元年11月13日

寒川町総合計画審議会
会長 山 本 哲 様

寒川町長 木 村 俊 雄

次期寒川町総合計画（案）について（諮問）

このことについて、令和3年度から令和22年度を計画期間として予定している次期寒川町総合計画基本構想（案）について、寒川町総合計画審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

寒総計審第 1 号
令和2年6月30日

寒川町長 木村俊雄

寒川町総合計画審議会
会長 山本哲

次期寒川町総合計画（案）について（答申）

令和元年11月13日付寒企第27号にて諮問のありました次期寒川町総合計画（案）については、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

意見

次期寒川町総合計画である寒川町総合計画2040の基本構想（案）については、少子化による労働力の減少、急激な高齢化によって増大する社会保障関係経費の急増問題など、いわゆる「2040年問題」を見据え、2021年度以降の20年間を展望し、新たに策定されることは時宜にかなうものと判断します。

また、本構想は、令和22年（2040年）のまちの将来像である「つながる力で新化するまち」の実現に向け、そのまちづくりの理念や基本目標、政策を明らかにするものであり、その内容は妥当なものであると判断しました。

なお、審議の過程で次の意見が示されましたので、実施にあたっては留意するよう要望します。

1. 町民の暮らしを守るための安全安心施策の推進について

災害や感染症などの脅威や、犯罪などの事件や事故などに対し、町民の生命と健康、財産や暮らしを守るため、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを推進すること。

2. まちの将来像「つながる力で新化するまち」の共有及び推進について

心豊かな暮らしができるまちの実現を目指し、まちの将来像をまち全体で共有できるように分かりやすく周知徹底するとともに、あらゆる分野において「つながる力」が十分に発揮できるように、まちづくりへ参加・参画しやすい環境整備を積極的に推進すること。

3. 寒川町らしい独自の移住・定住施策の推進について

持続可能なまちづくりを目指し、相模川や田園などの豊かな自然環境や、寒川神社をはじめとする歴史・文化など町が持つ個性や資源を最大限に生かし育むとともに、商工業などの経済活動と将来都市構造を踏まえた魅力あるまちづくりなどを着実に進め、移住・定住を促進すること。

4. 社会経済環境の変化への柔軟な対応について

基本構想の計画期間は20年であるものの、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように、実施計画の効果検証に合わせて基本構想も含めて点検を行い、変更の必要性が生じた場合は基本構想を見直すこと。

Ⅱ 寒川町総合計画審議会委員名簿

選出区分		職	氏名	役職名
1	公募による町民		鈴木 文夫	町民
2			石橋 めぐみ	町民
3	町議会の議員		黒沢 善行	町議会議員
4			杉崎 隆之	町議会議員
5		副会長	細川 京三	町議会議員
6			山蔦 紀一	町議会議員
7	町教育委員会の委員		小川 雅子	町教育委員会委員
8	町農業委員会の委員		相田 孝	町農業委員会委員
9	関係行政機関の職員		野田 久義	湘南地域県政総合センター所長
10	町の区域内の公共的 団体の役員及び職員		岩崎 幸司	湘南地域連合議長
11			千葉 保雄	自治会長連絡協議会
12			平本 正子	町婦人会会長
13			内野 晴雄	町商工会会長
14	学識経験を有する者	会長	山本 哲	県議会議員
15			梅村 仁	大阪経済大学教授
16			前野 隆司	慶應義塾大学大学院教授
前委員			大庭 照人	町民
			小笠原 チエ子	町民
			丸山 尚子	湘南地域県政総合センター所長
			市川 喜久男	藤沢土木事務所所長
			長谷川 嘉春	神奈川県平塚保健福祉事務所所長

令和2年2月16日（寒川町総合計画審議会最終日）現在



寒川町総合計画 2040

令和3年4月改定

寒川町 企画部 企画政策課

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-74-9141

E mail kikaku@town.samukawa.kanagawa.jp